

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年3月27日
【事業年度】	第12期（自平成20年1月1日至平成20年12月31日）
【会社名】	セキュアード・キャピタル・ジャパン株式会社
【英訳名】	Secured Capital Japan Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 高梨 勝也
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
【電話番号】	03(5776)1300（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 菅井 毅
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
【電話番号】	03(5776)1300（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 菅井 毅
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	平成16年12月	平成17年12月	平成18年12月	平成19年12月	平成20年12月
売上高 (千円)	2,910,974	4,380,878	6,247,793	7,838,134	5,807,840
経常利益 (千円)	1,162,226	2,185,492	3,379,423	4,069,225	166,616
当期純利益(損失) (千円)	657,883	1,222,429	2,003,033	2,209,619	370,077
純資産額 (千円)	3,340,034	4,637,343	8,581,930	10,514,235	11,791,389
総資産額 (千円)	4,423,698	6,005,843	13,724,246	32,330,231	53,365,732
1株当たり純資産額 (円)	86,887.29	39,077.31	54,291.48	70,084.83	61,585.54
1株当たり当期純利益(損失) (円)	18,552.00	10,433.81	16,628.27	18,194.35	3,046.2
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	14,745.38	8,787.49	14,248.98	14,808.20	-
自己資本比率 (%)	75.5	77.2	48.0	26.3	14.0
自己資本利益率 (%)	30.6	30.6	35.7	29.3	-
株価収益率 (倍)	43.9	48.4	19.8	8.7	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	512,327	1,465,994	1,534,852	5,576,622	266,906
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	393,355	2,170,150	7,055,259	6,530,445	25,673,180
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,688,118	57,529	4,515,715	15,569,076	24,040,646
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	2,501,024	1,854,397	889,139	4,402,843	3,061,257
従業員数 (名)	71	95	107	114	122

(注) 1 売上高には、消費税等(消費税及び地方消費税をいう、以下同じ)は含まれておりません。

2 当社は、平成16年7月20日及び平成17年8月19日付で各々1株につき3株の割合をもって、株式分割を行っております。

3 第10期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	平成16年12月	平成17年12月	平成18年12月	平成19年12月	平成20年12月
売上高 (千円)	2,243,055	2,348,624	2,838,260	3,265,283	1,948,315
経常利益 (千円)	173,184	691,184	1,329,824	2,608,430	1,385,255
当期純利益 (千円)	87,425	589,009	1,204,641	2,337,898	1,455,972
資本金 (千円)	1,140,630	1,173,200	1,199,465	1,200,253	1,200,779
発行済株式総数 (株)	38,443.95	118,679.85	121,371	121,452	121,506
純資産額 (千円)	2,457,530	3,121,418	4,268,305	6,401,556	7,607,116
総資産額 (千円)	2,834,285	3,991,034	6,526,063	16,493,105	17,773,521
1株当たり純資産額 (円)	63,929.92	26,303.13	35,148.21	52,689.45	62,587.94
1株当たり配当額 (円)	-	1,000	1,500	1,500	-
(内、1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益 (円)	2,465.36	5,027.37	10,000.38	19,250.62	11,984.47
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	1,959.50	4,234.12	8,569.46	15,667.89	9,527.13
自己資本比率 (%)	86.7	78.2	65.4	38.8	42.8
自己資本利益率 (%)	5.6	21.1	32.6	43.8	20.8
株価収益率 (倍)	330.2	100.4	32.9	8.3	2.5
配当性向 (%)	-	19.9	15.0	7.8	-
従業員数 (名)	30 〔41〕	43 〔52〕	46 〔61〕	46 〔68〕	44 〔78〕

(注) 1 売上高には、消費税等(消費税及び地方消費税をいう、以下同じ)は含まれておりません。

2 従業員数は、当社から他社への出向者を除く就業人員であります。なお、従業員数の〔外書〕は、グループ会社への出向者であります。

3 当社は、平成16年7月20日及び平成17年8月19日付で各々1株につき3株の割合をもって、株式分割を行っております。

4 第10期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

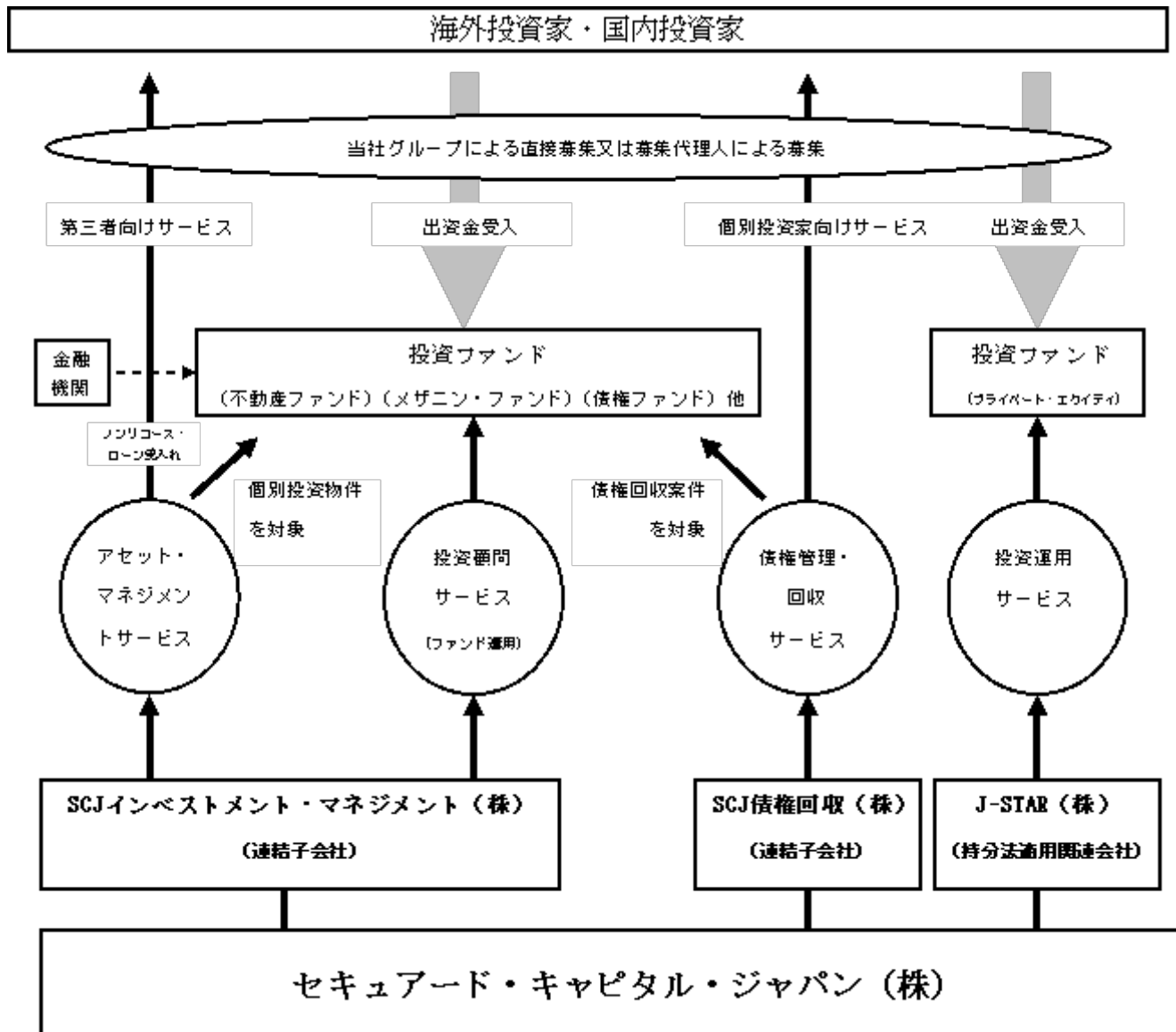
2【沿革】

年月	項目
平成9年9月	東京都港区赤坂二丁目11番7号にセキュアード・キャピタル・ジャパン株式会社（現 セキュアード・キャピタル・ジャパン株式会社）を設立。 不良債権の投資・管理回収業務を中心に業務を開始。
平成10年8月	東京都港区赤坂一丁目6番地14号に本社を移転。
平成10年9月	不動産投資・アセットマネジメント業務を開始。 外資系機関投資家のためオフィスビル・外国人向け高級賃貸住宅等の収益不動産等に投資。
平成11年8月	社名をセキュアード・キャピタル・ジャパン株式会社に変更。
平成11年12月	エス・シー・ジェイ債権回収株式会社（現 S C J 債権回収株式会社）設立。
平成12年8月	エス・シー・ジェイ債権回収株式会社（現 S C J 債権回収株式会社）が法務大臣より許可を受け、債権回収管理（サービシング）業の営業を開始。
平成13年11月	東京都港区虎ノ門四丁目1番17号に本社を移転。
平成14年4月	業務再編成に着手。 エス・シー・ジェイ・インベストメント・マネージメント株式会社（現 S C J インベストメント・マネージメント株式会社）（連結子会社）を設立。
平成14年5月	エスシージェイ・ヴィーエム有限会社（連結子会社）を設立。
平成14年6月	米国LLCを契約当事者とするアセットマネージメント契約を当社子会社に譲渡。 エス・シー・ジェイ債権回収株式会社（現 S C J 債権回収株式会社）（連結子会社）を完全子会社化。 当社グループの全業務を統合しグループの業務再編を完了。
平成16年2月	東京証券取引所マザーズに株式を上場。
平成16年3月	米国大手年金基金等との不動産投資ファンドを組成。
平成16年10月	国内機関投資家向けファンドとしては第一号となる不動産投資ファンドを組成。
平成17年1月	中国不動産投資・アセットマネージメント会社に資本参加。
平成17年4月	米国大手年金基金等との第二号不動産投資ファンドを組成。
平成17年9月	エス・シー・ジェイ債権回収株式会社（現 S C J 債権回収株式会社）が不動産担保債権プールを裏づけ資産とする証券化案件のアセットマネージャーに就任。 不動産メザン投資業務の開始。 プライベート・エクイティ投資ファンド事業に参入。
平成17年12月	株式会社丹青社と業務提携。
平成18年5月	米国大手年金基金等との第三号不動産投資ファンドを組成。
平成18年8月	子会社の商号変更。S C J 債権回収株式会社（旧エス・シー・ジェイ債権回収株式会社）、S C J インベストメント・マネージメント株式会社（旧エス・シー・ジェイ・インベストメント・マネージメント株式会社）
平成18年12月	オーストラリア上場不動産信託Galileo Japan Trustの組み入れ不動産についてアセットマネジメント業務を受託。
平成19年1月	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号に本社を移転。
平成19年12月	東京証券取引所市場第一部に指定。
平成20年6月	米国大手年金基金等との第四号不動産投資ファンドを組成。

3【事業の内容】

当社は、当社及びその子会社であるSCJ債権回収株式会社、SCJインベストメント・マネジメント株式会社並びに関連会社であるJ-STAR株式会社（以下、当社及び子会社並びに関連会社を総称して「当社グループ」という）を通じて事業展開を行っています。

現在、当社グループの事業は、（１）不動産投資顧問事業、及び（２）債権投資・管理回収事業から構成されています。



不動産投資顧問事業

本事業において、当社グループは不動産ファンドの運用、運用助言及び、不動産の劣後債等への投資を目的とする不動産メザニン・ファンドを運用しています。

前者は、主として我が国及び海外の機関投資家から出資を受けて組成した各種の不動産ファンドの運用または、運用助言及び、当該ファンドの投資不動産にかかわるアセットマネジメント業務から構成されています。また、複数の投資家からの出資により一任運用を行うファンド運用に加えて、特定投資家向けにアセットマネジメント業務も行っています。中国等の海外資産やホテル等の専門的オペレーションを必要とする資産については、当社の資本参加先を含む第三者と提携し、効率的な業務運営を推進しております。

後者の不動産メザニン・ファンドは、元金の支払い順位や残余財産の分配についてシニア・ローンとエクイティの間に位置する劣後債等に投資しており、そのスキームにより優先エクイティ出資や、不動産担保証券（CMBS）における劣後部分の証券等に対する投資を含みます。

以上の各ファンドにおいて、原則として当社グループは、顧客投資家と利益共有化を図るためファンドに対する一定の共同出資を行っています。

債権投資・管理回収事業

本事業は、主に不動産担保付債権等に対する顧客投資家の投資に関し、必要な投資助言を提供し投資債権の管理回収を行うことにより投資収益の確保を目的としております。本事業における投資対象は、主として破綻に陥った債務者にかかわる不動産担保付または、無担保の不良債権ですが、金利減免または返済条件を緩和したいいわゆる要管理先債権も含んでいます。

本事業においても当社グループは、主として顧客投資家と利害の共有化を図るため一定の小額投資を行っています。

当社グループは、役割及び機能に応じ、各社が一体となり上記各事業を推進しています。当社グループの各事業における業務内容、役割及び事業の種類別セグメントとの関連は、以下の通りであります。

事業区分	会社名	当社との関係	業務内容又は位置付け
-	セキュアード・キャピタル・ジャパン株式会社	当社	当社グループ全体の事業戦略及び経営管理統括、子会社業務支援、投資案件の発掘、受託資産の経理管理、投資家レポーティング等
不動産投資顧問事業	SCJインベストメント・マネジメント株式会社	連結子会社	不動産ファンドの運用または運用助言及び当該ファンドの投資不動産にかかわるアセットマネジメント業務
	J-STAR株式会社	持分法適用 関連会社	プライベート・エクイティ・ファンド運用業務
債権投資・管理回収事業	SCJ債権回収株式会社	連結子会社	投資債権の精査・評価、債権管理回収等

注1.上記の各社のほか、SCJ・リアルエステート・メザニン・パートナーズ 投資事業有限責任組合、有限会社エスシー・ジェイ・レップ・ジーピー・インベスター、SCJ・メザニン・インベストメント合同会社、SCJレジデンシャル・ファンド2合同会社等が当社の子会社として連結の範囲に含まれておりますが、これらは当社グループが事業を展開する投資スキームに関連して設立した投資ビークルであり、特定の事業の主体となっているものではありません。

2.事業セグメントの名称について、当連結会計年度から「不動産投資・アセットマネジメント事業」を「不動産投資顧問事業」に名称を変更しております。ただし、これに伴う事業区分の方法、売上高及び営業費用の各セグメントへの配賦方法の変更はありません。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) SCJインベストメント・マネジ メント(株) (注)2	東京都港区	90,000	不動産投資顧問 事業	100.0	業務委託契約に基 づく役務の提供 役員の兼任あり
SCJ債権回収(株) (注)2	東京都港区	500,000	債権投資・管理 回収事業	100.0	業務委託契約に基 づく役務の提供 役員の兼任あり
(有)エスシージェイ・レップ ・ジーピー・インベスター	東京都港区	3,000	不動産投資顧問 事業	100.0 (100.0)	役員の兼任あり
SCJREP NK Partnership 任意 組合 (注)2	東京都港区	171,753	不動産投資顧問 事業	66.7 (66.7)	-
SCJREP NK Partnership 任 意組合 (注)2	東京都港区	226,650	不動産投資顧問 事業	66.7 (66.7)	-
SCJREP Asia NK Partnership 任意組合 (注)2	東京都港区	3,100,194	不動産投資顧問 事業	100.0 (93.9)	-
SCJREP Asia Management, L.P. (注)2	米国カリ フォルニア 州	4,132,237(37,985 千 米ドル)	不動産投資顧問 事業	100.0 (100.0)	-
SCJ・リアルエステート・メ ザニン・パートナーズ 投 資事業有限責任組合 (注)2	東京都港区	13,531,803	不動産投資顧問 事業	56.5 (49.5)	-
SCJ・メザニン・インベスト メント合同会社	東京都港区	100,000	不動産投資顧問 事業	100.0	-
SCJ-M-B投資事業有限責任 組合(注)2	東京都港区	975,306	不動産投資顧問 事業	100.0 (1.0)	-
SCJレジデンシャル・ファン ド2合同会社 (注)2	東京都港区	1,000	不動産投資顧問 事業	100.0 (100.0)	-
SCJREP Management, LLC(注)2	米国カリ フォルニア 州	-	不動産投資顧問 事業	100.0	-
その他12社	-	-	-	-	-
(持分法適用非連結子会社 ・関連会社)					
SCJREP Management, L.P.	米国カリ フォルニア 州	15,017千 米ドル	不動産投資顧問 事業	9.7 (9.7)	-
SCJREP Management, L.P.	米国カリ フォルニア 州	20,765千 米ドル	不動産投資顧問 事業	9.7 (9.7)	-
J-STAR(株)	東京都港区	50,000	不動産投資顧問 事業	40.0	役員の兼任あり
J-STAR一号投資事業有限責 任組合	東京都港区	2,844,587	不動産投資顧問 事業	29.4 (0.1)	-
その他4社	-	-	-	-	-

(注)1 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

2 特定子会社であります。

3 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

4 SCJインベストメント・マネジメント(株)、SCJ債権回収(株)、SCJREP Asia Management, L.P.、SCJ・リアルエステート・メザニン・パートナーズ 投資事業有限責任組合及びRF2D合同会社については、売上高(連結会社間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

(1) SCJインベストメント・マネジメント(株)

主要な損益情報等	売上高	3,404,842千円
	経常利益	971,808 "
	当期純利益	524,412 "
	純資産額	373,616 "
	総資産額	10,441,123 "

(2) SCJ債権回収(株)

主要な損益情報等	売上高	714,181千円
	経常損失	127,316 "
	当期純損失	188,936 "
	純資産額	464,888 "
	総資産額	588,822 "

(3) SCJREP Asia Management, L.P.

主要な損益情報等	売上高	894,554千円
	経常利益	891,646 "
	当期純利益	891,646 "
	純資産額	3,609,373 "
	総資産額	3,609,782 "

(4) SCJ・リアルエステート・メザニン・パートナーズ 投資事業有限責任組合

主要な損益情報等	売上高	638,722千円
	経常損失	985,046 "
	当期純損失	985,150 "
	純資産額	9,660,317 "
	総資産額	9,973,352 "

(5) RF2D合同会社

主要な損益情報等	売上高	830,142千円
	経常利益	3,757 "
	当期純損失	158 "
	純資産額	841 "
	総資産額	19,198,910 "

6 議決権の所有割合欄の(内書)には間接所有の割合を記載しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

(平成20年12月31日現在)

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)
不動産投資顧問事業	64
債権投資・管理回収事業	14
全社(共通)	44
合計	122

- (注) 1 全社(共通)は、主に総務及び経理等の管理部門の従業員であります。
 2 その他企業集団外からの出向社員及び臨時従業員は含めておりません。

(2) 提出会社の状況

(平成20年12月31日現在)

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
44[78]	38.1	3.41	9,094,274

- (注) 1 従業員数は当社から他社への出向者を除く就業人員であります。
 2 従業員数の〔外書〕は、グループ会社への出向者であります。
 3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度(平成20年1月1日～平成20年12月31日、以下「当期」と記載)におきましては、米国のサブプライム・ローン問題に端を発した世界的金融危機により、株式、クレジット、為替、不動産等あらゆる市場が重大な影響を受け、一部の市場は実質的に機能不全の状態に追い込まれました。さらに世界各国の実体経済への影響もかつてない規模と広がりを見せ、企業業績の急速な悪化、金融や不動産関連企業等の経営破綻の急増、雇用状況の悪化など、経済環境の先行きについての不確実性が著しく高まりました。

市場環境の急速な悪化は当社グループのファンド運用業務にも大きな影響を与え、アセットマネジメント・フィー(資産管理報酬)収入は引き続き増加(前期比13.6%増)したものの、資産の取得・売却活動の落ち込み等により売買に伴うフィー収入及び投資収益の実現に伴うインセンティブ・フィー(成功報酬)はいずれも減少を余儀なくされました。さらに、当社グループの運用ファンドへの共同出資の一部について評価減を行なうとともに今後の収益環境を考慮して繰延税金資産の取り崩しを実施しました。

これらの結果、後述の通り、当社は上場以来初めて当期純損失を計上するにいたりしました。一方で、この厳しい事業環境に対応するため、当社グループは資金繰りの管理や財務体質の強化を最優先課題として取り組むとともに、運用ファンドのポートフォリオ資産の価値の維持・向上をはじめ全般的経営リスクの管理強化に努めました。また、業務執行体制を見直し、大阪営業所の閉鎖や一部部門の統廃合を行なうとともに、役職員の人数及び給与・報酬の削減を実施しました。

上記の結果、当期における連結売上高は5,807百万円(前期比25.9%減)、連結経常利益は166百万円(前期比95.9%減)、連結当期純損失は370百万円(前期は2,209百万円の当期純利益)となりました。

当社は株主の皆様に対する企業価値の向上と収益還元を経営上の最重要課題としておりますが、以上のような当期の事業結果を踏まえ、誠に遺憾ではございますが、期末配当を無配とさせていただきます。

(2) 事業の種類別セグメントの業績

不動産投資顧問事業

第4号オポチュニティ・ファンドの新規組成と特定の投資家向けに不動産アセットマネジメント業務における新規受託の増加(当期は約480億円の増加)によりアセットマネジメント・フィーが増加したものの、資産の取得・売却を延期又は見送りによりその他の手数料及び成功報酬の大幅な減少を補うにはいたりませんでした。

なお第4号ファンドにつきましては、次期第2四半期末までに最終出資約束総額として800百万USドルの調達を目標としております。

外資系投資銀行及び海外投資家等の中には今回の金融危機により破綻したあるいは破綻懸念のあるアセットマネジメント会社から弊社グループにアセットマネジメント業者を変更するケースが見られ、今後もこのような面においても受託資産の増加が期待できます。

本事業における売上高は4,889百万円(前期比19.8%減)、営業利益は936百万円(前期比74.3%減)となりました。

債権投資・管理回収事業

不良債権の担保不動産の買い手の資金繰りの悪化や担保不動産の価格の下落により債権回収が低調に推移した結果、回収時に計上するディスポジション・フィー及びインセンティブ・フィーの各フィー収入が大幅に減少しました。一方、金融危機に伴う不動産会社・金融機関の破綻等により不良債権の処理が増加しており、2007年以降縮小傾向にあった不良債権関連市場に復活の傾向が見られたことから、次期以降の収益回復に向けて、顧客投資家の発掘及び投資案件の確保に努めました。

本事業における売上高は918百万円(前期比47.4%減)、営業利益は86百万円(前期比90.4%減)となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当期における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)の期末残高は前期と比べて1,341百万円減少し、3,061百万円となりました。当期における各キャッシュ・フローの状況と主な増減要因は以下のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フロー

当期において営業活動の結果獲得した資金は266百万円(前期は5,576百万円の使用)となりました。主な要因は当期純損失を計上した一方、当社グループの運用ファンドの投資資産に係る評価損計上を行なったことや売上債権の減少等によるものです。

投資活動によるキャッシュ・フロー

当期において投資活動の結果使用した資金は25,673百万円(前期は6,530百万円の使用)となりました。主な要因は当社グループの運用ファンドの投資活動の結果、有形固定資産や信託受益権等の投資金額が信託受益権の出資返還等の受

取金額を上回ったことによるものです。

財務活動によるキャッシュ・フロー

当期において財務活動の結果獲得した資金は24,040百万円（前期は15,569百万円の獲得）となりました。主な要因は当社グループの運用ファンドによる長期借入金の増加及び当社グループの運用ファンドによる社債の発行、また少数株主からの払い込みによる収入があったことによるものです。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは、不動産投資顧問事業及び債権投資・管理回収事業を主体とする会社であり、生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

(2) 受注実績

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当連結会計年度 自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日	
	販売高(千円)	前年同期比(%)
不動産投資顧問事業	4,889,255	19.8
債権投資・管理回収事業	918,584	47.4
合計	5,807,840	25.9

(注) 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前連結会計年度 自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日		当連結会計年度 自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
SCJREP Asia, L.P.	1,513,659	19.3	894,554	15.4
RF2Dマスターリース合同会社	-	-	830,142	14.3

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

最近の事業環境の悪化は当社グループの事業に大きな影響を与えており、また先行きの不確実性も依然として高いため、当社は特に以下の点に留意して業務を進めてまいります。

- 1) 今般の金融危機を克服するため、必要な長期資金の調達を行ない財務体質の強化を図るとともに、資金繰り管理を徹底します。
- 2) 業務運営体制の効率化に努めるとともに、各種事業リスクの管理強化を図ります。

現在の厳しい市場環境は、中長期的な投資戦略の観点からは魅力的な投資環境を提供しつつあるといえます。従って、以下の事業戦略に取り組むことにより、さらなる企業成長を図ります。

- 1) 既に募集済みのファンド等を通じ優良投資案件の発掘を行い、将来の投資収益の確保に努めます。
- 2) ファンド募集を継続し新規投資家の開拓及び運用資産残高の拡大に努めます。
- 3) 今後増大すると予想される不良債権関連の業務等についても拡大に努めます。

投資顧問・アセットマネジメント会社として、以下の運用方針を引き続き堅持し、受託者責任の遂行と経営の健全性の向上に努めます。

- 1) 顧客投資家の利益を最優先し、原則として自己勘定による直接的投資収益の確保を目的とする不動産保有や不動産開発投資等を行いません。
- 2) 運用ファンド等に対する共同出資はファンドを受託するために必要な最小限の水準に抑えます。
- 3) 投資対象は極力既に収益を生み出しているか、近い将来に安定的な収益を生み出すと予想される不動産等とします。

法令遵守をさらに強化し、質の高い業務運営体制の構築に努めることにより、受託者責任の遂行と顧客の信頼のさらなる向上を図ります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しています。また、必ずしも事業上のリスク要因に該当しない事項であっても、投資者の投資判断の上で重要であると考えられる事項については、投資者に対する情報開示の観点から合わせて記載しています。当社グループはこれらのリスクの発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針です。なお、文中における将来に関する事項は、当有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものです。

特定の役職員への依存

当社の代表取締役会長兼社長である高梨勝也は、最高経営責任者として当社グループの経営及び事業推進全般について重要な役割を果たしています。また、当社の100%連結子会社であるSCJインベスト・マネジメント株式会社の代表取締役社長兼最高投資責任者ジョン・ポール・トッピーノ及び同社債権投資運用本部長ジャック・S・キースの両氏は、当社創業初期の段階から、投資に関わる意思決定や海外投資家の開拓及び管理を含む事業運営並びに業務推進等に重要な役割を果たしています。

当社グループでは、創業当初より人材の拡充及び育成を重要な経営課題と位置づけ努力してきました。その結果、運用会社としての組織体制も着実に充実し上記個人に対する業務上の依存度は大幅に低下してきました。しかしながら、本来運用業務は個人的資質に依存する業務であり、近い将来において何らかの理由により上記個人の業務遂行が不可能となった場合、当社グループの業績または今後の事業活動に影響を与える可能性があります。

創業者株主との関係について

創業者株主グループは、直接的または間接的に当社の株式の重要な割合を保有しています。また一部の創業者株主は取締役として当社グループの経営戦略の策定等に参加していますが、日常の業務執行における創業者株主への依存度はほぼ皆無になっています。創業者株主が彼等の持分を特定の法人または個人に譲渡するか当社グループが他の重要な投資家（戦略投資家もしくは金融投資家を問わず）による投資を受け入れる等により当社と創業者株主との間の関係に何らかの変化が生じた場合、当社グループの経営戦略及び業務面において何らかの影響を受ける可能性があります。

ユーロ円貨建転換社債型新株予約権付劣後社債の社債権者との関係

平成21年3月11日に香港所在の投資運用会社パシフィック・アライアンス・グループ（「PAG」）傘下のパシフィック・アライアンス・アジア・オポチュニティ・ファンド（「本社債権者」）を引受先として社債総額30億円のユーロ円貨建転換社債型新株予約権付劣後社債（「劣後転換社債」）を第三者割当により発行するとともに同ファンドと業務提携に関する契約を締結しました。この資本・業務提携関係を実効あるものにするため平成21年3月26日の定時株主総会において同ファンドの指名する取締役候補者2名を外部取締役として選任いたしました。同ファンドとの資本・業務提携に伴う契約関係や新しく選任された取締役を含む経営体制は当社の経営や業務遂行に何らかの影響を与える可能性があります。また本社債権者が劣後転換社債または劣後転換社債にかかわる新株予約権の行使により取得した株式（「転換株式」）を第三者に譲渡または転売した場合、譲受人である新たな社債権者または株主との関係によっては当社グループがその経営戦略及び業務面において何らかの影響を受ける可能性があります。なお本社債権者からは当社グループの経営や業務の遂行に悪影響を及ぼすと思われる相手先に劣後転換社債または転換株式を譲渡または転売しない旨の誓約を得ています。

不動産ファイナンス・投資市場の環境の悪化について

米国のサブプライム・ローン問題を契機として全世界規模での株価下落、クレジット市場の縮小、企業収益の急速な悪化等投資環境が激変しました。特に不動産ファイナンス市場の急速な縮小により不動産市場の取引件数が激減、相場下落をもたらしています。このような市場環境が長く続いた場合、当社グループによる新規ファンドの募集や既存ファンドによる資産の取得・売却の延期または中止、ノンリコース・ローン返済のための資産の強制売却等により運用成績が悪化し、当社グループのファンド等からの受取手数料や共同出資等にかかわる投資収益の減少または損失が発生する可能性があります。また、そのような事態は銀行等からの資金調達能力にも悪影響を及ぼし当社グループの資金繰りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

海外投資家の投資スタンスの変化について

当社グループは内外顧客層の拡大と多様化のために、リスク許容度や期待収益率の異なる投資ファンドの組成を行ってきましたが、受託資産残高ベースでは海外顧客投資家に対する依存は引き続き高くとどまっております。今回の金融危機を受けて海外投資家の多くが大きな損失を蒙り、ヘッジファンドの解約の増加等、投資資金は高リスクの資産からより安全性の高い資産に向かっていきます。当社の運用する既存ファンドはその性格上解約は発生しませんが、今後のファンド募集活動は投資家の資産配分の方針に左右されますので、特に海外機関投資家の投資方針が大きく変化する場合には、受託資産残高の伸びの鈍化或いは減少につながり当社の収益に影響を与

える可能性があります。

新株予約権の行使による株式価値の希薄化及び新株予約権付社債の期前償還について

当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員等に対し、当社の長期的成長及び収益性の向上のためのインセンティブを与え、かつ優秀な人材の確保を目的として、新株予約権（ストックオプション）の付与を行っております。また、事業拡大に伴う共同出資等への資金需要に対応するため、平成19年5月に2012年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（「転換社債」）を発行しております。更に上記に記載のとおり当社は新たに社債総額30億円の劣後転換社債（劣後転換社債）を発行しました。また上記に記載する本社債権者との間で平成21年2月24日付けで締結したコミットメント枠設定に関する契約に基づき、社債総額15億円を上限として平成22年1月1日乃至3月26日の期間に本社債権者（または本社債権者が確保した他の投資家）を引受人として円貨建劣後転換社債（「追加転換社債」）を第三者割当方式により当社の裁量で追加発行することが可能となっています。当該追加転換社債の発行が有利発行に該当する可能性もあるため平成21年3月26日の当社定時株主総会において当該追加転換社債の発行条件の承認及び募集に関する事項の決定を取締役に委任する旨の承認を受けました。これらのストックオプション、転換社債、劣後転換社債及び追加転換社債（もし発行された場合）に係わる新株予約権が行使された場合、一株当たりの株式価値が希薄化することになります。

また、転換社債については、社債総額2,350百万円を平成21年3月23日に買入消却していますが、残存する転換社債を保有する投資家（「転換社債権者」）は2010年4月30日にその保有する転換社債につき額面金額の100%で当社に対し償還を請求する権利（「期前償還請求権」）を有しています。同日直前の当社の株価が新株予約権行使価額を著しく下回る場合、当社は期前償還請求権を行使する転換社債権者の求めに応じ未償還の転換社債の全部または一部を償還するための資金調達を行う必要がありますが、何らかの事由により資金調達が滞る場合当社グループの経営または業績に悪影響を与える可能性があります。

当社グループの資金調達に係る財務制限条項について

当社グループ（当社及び連結子会社）は、運転資金の効率的な調達を行なうため主要取引金融機関と当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約を締結しております。これらの契約には、財務制限条項が付されています。これらの条項に抵触し期限の利益喪失請求が行われた場合には、資金調達が滞ることにより、当社グループの業績に悪影響を与える可能性があります。特定の金融機関の貸出コミットメントライン契約について「連結経常利益1,000,000千円以上を維持すること」という財務制限条項が付されており、当期末現在この財務制限条項を維持しておりませんが、当決算期については、同項の適用免除及び期限の利益喪失事由に該当しない旨、金融機関より承諾を得ております。

当社グループの運用ファンドによるノンリコース・ローンの例外となる補償について

当社グループの運用ファンドは、対象資産を取得するにあたり、通常SPC（特別目的会社）を利用して取得します。その場合、運用ファンドは顧客投資家の出資金に加えSPCが金融機関からノンリコース条件で調達する借入金を用いて取得を行います。ノンリコース条件のローンとは、SPCが取得した投資資産の収益、償還金または売却代金のみを元利返済の原資とするローンであります。

但し、このようなノンリコース条件のローンにおいても、SPCとSPCの関係者（当社グループ会社を含む）の詐欺行為や、故意・重過失・欺罔行為による不法行為、環境汚染等が発生した場合には、金融機関は発生した損害の補償責任を投資家及びアセットマネジャーとしての当社グループに要求できることが一般的となっています。もしそのような要求がなされた場合、損害補償の責任は通常当社グループと投資家の間で、損害への寄与度や出資比率に応じて分担されますが、当社グループが負う補償責任の範囲により、当社グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

特有の法的規制等に関わるもの

()金融商品取引法

当社及び連結子会社SCJインベストメント・マネジメント株式会社は、金融商品取引法（金商法）に基づき、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業の登録（登録番号 当社 関東財務局長（金商）第827号 子会社 関東財務局長（金商）第612号）を、また、同子会社は平成20年6月に投資運用業の登録を行っております。上記登録業務に関し、将来何らかの理由により資格要件を失った時、あるいは業務改善勧告や登録取消処分を受けた場合には、業務の一部または全部の停止または社会的信用を毀損する恐れがあり、当社グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

()不動産投資顧問業登録規程

不動産投資ファンドの運用助言及び運用一任業務に関し、連結子会社SCJインベストメント・マネジメント株式会社は不動産投資顧問業登録規程に基づき登録を行っております（国土交通大臣 総合 第87号）。将来何らかの理由により資格要件を失った時、あるいは業務改善勧告や登録取消処分を受けた場合には、社会的信用を毀損する恐れがあり、当社グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

()宅地建物取引業法

当社、連結子会社SCJ債権回収株式会社及びSCJインベストメント・マネジメント株式会社が同免許を取得しております（当社：東京都知事(2)77250号 SCJ債権回収株式会社：東京都知事(1)85262号、SCJインベストメント・マネジメント株式会社：国土交通大臣(1)7076号）。かかる免許を取得している各社は、各法令上の規制と国土交通省の監督を受けます。これまでに処分を受けたことはありませんが、法令に違反する行為が今後発生した場合には業務改善命令や免許取消処分等を受ける可能性があり、当社グループの業績に悪影響を与える可能性があります。なお、当社の免許については平成21年4月2日に更新期限を迎えますが、連結子会社に本業務を集約する方針であり、同免許の更新は行わない予定です。

（ ）債権管理回収業に関する特別措置法(サービサー法)

（ ）サービサー法に基づく許可

債権管理回収業については法務大臣の許可制がとられております。サービサー法では、対象債権を特定金銭債権に限定するとともに、業務範囲を債権管理回収業及び一定の付随業務等に限定し、その他兼業については法務大臣の承認を受けたときに営むことができるものとされています。当社の連結子会社SCJ債権回収株式会社は平成12年6月29日に法務大臣より営業許可を取得しております（許可番号第36号）。

（ ）業務の範囲

SCJ債権回収株式会社は、サービサー法に基づき対象債権を特定金銭債権に限定し、その債権管理回収業及び一定の付随業務等を行うとともに、法務大臣の兼業承認を受け特定金銭債権以外の貸付債権の集金代行業務、特定金銭債権以外の資産管理及び事務代行業務、デューデリジェンス等の資産評価業務、不動産業務を業務範囲としています。

（ ）業務規制

サービサー法では、業務に関する規制として、名義貸しの禁止、弁済時の受取証書交付及び債権証書の返還義務、その他不正の手段を用いることの禁止等を定めております。

当社グループではサービサー法を含む各種法令について、法務・コンプライアンス部を中心に体制を整備しその順守に努めており、これまで監督官庁による処分を受けたことはありません。なお債権管理回収業の許可については、有効期限その他の期限は法令等で定められておりません。しかしながら、法令の定める一定の事由にあたる行為を今後行った場合、業務改善命令や許可取消処分等を受ける可能性があり、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

（ ）貸金業法

当社及び連結子会社SCJインベストメント・マネジメント株式会社は貸金業者として登録を行っております（当社：東京都知事(2)28249号 SCJインベストメント・マネジメント株式会社：東京都知事(1)31161号）。本登録業務に関して将来何らかの理由により業務改善命令や登録取消処分を受けた場合には、当社グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

連結の範囲等の決定に関する事項について

当社グループの運用ファンドの大部分は、組合契約（外国法令に準拠して設立されたものを含む）に基づき組成されたものです。こうした組合契約に基づいて当社グループが投資活動をおこなうため関与する投資ピークルについては、「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会 平成18年9月8日 実務対応報告第20号）が公表されたことに伴い、当社グループは当該実務対応報告を適用しております。現状、各ファンド及びSPCなどの投資ピークルごとに関連するアセットマネジメント契約や組合契約等を考慮し、当社グループの業務執行権限に伴う支配力及び影響力を個別に判定した上で子会社及び関連会社を認定し連結の範囲を決定しております。今後、新たな会計基準の設定や実務対応報告の公表により、当社グループの連結範囲等に変更が生じた場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められた会計基準に基づき作成されております。当社の連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおりであります。この連結財務諸表の作成にあたっては、過去の実績や状況に応じ合理的と考えられる様々な要因に基づき見積り及び判断を行っておりますが、不確実性あるいはリスクが内在しているため、将来生じる実際の結果と異なる可能性があります。なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当連結会計年度末における総資産は前期末比21,035百万円増加し53,365百万円となりました。増加の主な要因は当社グループの主要な運用ファンド（SCJレジディンシャル・ファンド第2号）が前連結会計年度末に連結の範囲に加わりましたが、当連結会計年度において当該ファンドが賃貸用不動産を追加取得したことによるものです。

(負債)

当連結会計年度末における負債は前年度末比19,759百万円増加し41,574百万円となりました。増加の主な要因は当社グループの運用ファンドの長期借入金の増加（前年度末比22,000百万円の増加）と運用ファンドの社債の増加（前年度末比3,359百万円の増加）によるものです。なお、長期借入金はその全額が当社グループの運用ファンドが取得する投資資産を担保として行われたノンリコース・ローンです。また、社債も全額が連結対象である当社グループの運用ファンドのために設立された合同会社により特定の投資家向けに発行されたものであり、当該投資家が同ファンドに対し間接的に投資を行うことを目的としたパフォーマンス連動型・責任財産限定型社債です。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産は前期末比1,277百万円増加し11,791百万円となりました。増加の主な要因は当期純損失の計上により利益剰余金が減少し、また為替換算調整勘定のマイナス幅が拡大した一方、少数株主持分が増加したことによるものです。

(3) キャッシュ・フローの分析

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの概況については「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (3) キャッシュ・フローの状況」をご参照下さい。

(4) 経営成績の分析

当連結会計年度における売上高は5,807百万円となり前連結会計年度に比べ25.9%減少しました。事業セグメント別では、不動産投資顧問事業が4,889百万円(対前年度比19.8%減)、債権投資・管理回収事業が918百万円(対前年度比47.4%減)と双方の事業セグメントが大幅減収となりました。不動産投資顧問事業について、減収の主な要因は、金融危機の影響により市場環境が急速に悪化し、資産の取得・売却等の投資活動を延期または見送りを行うこととなったことによるものです。また、債権投資・管理回収事業について、担保不動産の買い手の資金繰りの悪化や担保不動産価格の下落により債権回収が低調に推移したことによるものです。

フィー収入別では、当社グループの経常的収入である資産管理報酬が、第4号オポチュニティ・ファンドの募集が進捗したこと、また、複数の投資家からの出資により一任運用を行なうファンド運用以外の特定投資家向けアセットマネジメント業務の受託が拡大したことにより、増収(対前年度比13.6%)となったものの、資産取得手数料、資産売却手数料、及び成功報酬はいずれも大幅に減少しました。

利益について、当連結会計年度は370百万円の当期純損失を計上しております。主な要因は、運用ファンドへの共同投資の一部について投資資産の評価減を行ったこと、また、今後の収益環境を考慮し繰延税金資産の取り崩しを行なったことによるものです。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループでは、当社グループが運営している不動産ファンド（連結子会社）が、賃貸用不動産を新たに取得したこと等により、不動産投資顧問事業を中心に23,506,705千円の設備投資を実施しました。

不動産投資顧問事業では、当社グループが運営する不動産ファンド（連結子会社）において賃貸用不動産を23,481,719千円取得しました。

なお、当連結会計年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

(平成20年12月31日現在)

事業所名 (所在地)	事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
			建物	工具器具及び備品	ソフトウェア	合計	
本社 (東京都港区)	全社共通	内部造作等	92,466	-	-	92,466	-
		コンピューター・OA 機器等	-	40,674	-	40,674	-
		会計ソフト等	-	-	6,892	6,892	-
合計			92,466	40,674	6,892	140,033	44

(2) 国内子会社

当連結会計年度において、当社グループが運営している不動産ファンド（連結子会社）が、賃貸用不動産を取得したこと及び流動資産から固定資産への区分変更を行ったことにより、賃貸用不動産が当社グループの主要な設備となりました。その主要な設備は、次の通りであります。

(平成20年12月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数 (人)
				建物	土地 (面積㎡)	合計	
RF2A合同会社	フィーノ自由が丘 (東京世田谷区)	不動産投資顧問事業	賃貸用不動産	1,157,366	2,477,277 (768)	3,634,643	-
RF2C合同会社	レフィナード南麻布他 (東京都港区他)	不動産投資顧問事業	賃貸用不動産	2,409,564	6,039,539 (1,784)	8,449,104	-
RF2D合同会社	アクロス板橋区役所前他 (東京都板橋区他)	不動産投資顧問事業	賃貸用不動産	8,449,724	9,865,444 (6,519)	18,315,168	-

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 上記建物及び土地は、当連結会計年度より、信託不動産（流動資産）から建物及び土地（有形固定資産）へ区分変更を行っております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	270,000
計	270,000

(注) 平成21年3月26日開催の定時株主総会において定款の一部変更が行われ、発行可能株式数は同日より216,000株増加し、486,000株となっております。

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年3月27日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	121,506	121,506	東京証券取引所 市場第一部	(注)2
計	121,506	121,506	-	-

(注)1 提出日現在の発行数には、平成20年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

2 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、当社は単元株制度は採用しておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権（平成14年7月25日 臨時株主総会決議）（注）1

	事業年度末現在 (平成20年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年2月28日)
新株予約権の数(個)	447 (注)2	447 (注)3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,069 (注)2 (注)4	12,069 (注)3 (注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 19,075 (注)4	同左
新株予約権の行使期間	(注)5	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 19,075 (注)4 資本組入額 9,538	同左
新株予約権の行使の条件	(注)6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡し、又は質権その他の担保権を設定することはできない	同左
代用払い込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7	同左

(注)1 本新株予約権は有償にて発行されており、特に有利な条件による発行(旧商法第280条ノ21)には該当しませんが、株主以外の第三者に対する割当であるため、旧商法第280条ノ27に基づく株主総会の決議を行っております。

2 平成20年12月31日現在の新株予約権の数及び目的となる株式の数の内訳は以下のとおりです。

	新株予約権の数(個)	新株予約権の目的となる株式の数(株)
平成14年7月25日取締役会決議による付与	758.00	758.00
平成14年12月18日取締役会決議による付与	28.00	28.00
平成15年7月3日取締役会決議による付与	228.00	228.00
退職等の理由により消却	107.45	107.45
新株予約権の行使	459.55	459.55
合計	447.00	447.00
株式分割による調整後の合計	-	12,069.00

なお、上記「株式分割による調整後の合計」の数は、平成15年10月1日、平成16年7月20日及び平成17年8月19日付で実施した株式分割の結果調整されたものです(下記、「(注)4」参照)。

3 平成21年2月28日現在の新株予約権の数及び目的となる株式の数の内訳は、以下のとおりです。

	新株予約権の数(個)	新株予約権の目的となる株式の数(株)
平成20年12月31日現在	447.00	447.00
退職等の理由により消却	-	-
新株予約権の行使	-	-
合計	447.00	447.00
株式分割による調整後の合計	-	12,069.00

なお、上記「株式分割による調整後の合計」の数は、平成15年10月1日、平成16年7月20日及び平成17年8月19日付で実施した株式分割の結果調整されたものです(下記、「(注)4」参照)。

4 当社は、平成15年10月1日、平成16年7月20日及び平成17年8月19日付で1株を3株に株式分割いたしました。

た。これにより、下記調整条項に従い、新株予約権の目的となる株式の数、権利行使価額、発行価格及び資本組入額はそれぞれ調整されております。

記

- (1) 当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、目的たる株式の数は分割又は併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株の100分の1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$$

- (2) 当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、権利行使価額は、分割又は併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後権利行使価額} = \text{調整前権利行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

- 5 本新株予約権の権利行使期間は以下のとおりです。

	権利行使期間
平成14年7月25日取締役会決議による付与	平成14年8月15日から平成24年8月14日まで
平成14年12月18日取締役会決議による付与	平成15年1月22日から平成25年1月21日まで
平成15年7月3日取締役会決議による付与	平成15年7月23日から平成25年7月22日まで

- 6 権利行使についての条件

新株予約権は、新株予約権の行使期間の初日から始まる3年間の期間中、分割して半年毎（1月1日及び7月1日）に行使権限が発生するものとします。ただし、それぞれの時点まで、被付与者が、当社又は関連会社の役員、従業員、顧問又はコンサルタントであり続けた場合に限るものとします。

新株予約権は当社の株式公開の日以後に限り、また、付与株式に関して公開引受会社又は適用ある法令・規則により課される規制に従う限りにおいて、行使できるものとします。

新株予約権は全部又は一部につき、行使することができます。ただし、最終の分割行使の場合を除き、新株予約権の行使により発行される対象株式数が1株の整数倍となるように行使するものとします。

その他の条件については、当社と新株予約権の被割当者との間で締結されるストックオプション・プランに添付された「新株予約権付与契約」に基づき規定します。

- 7 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行なう場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下の通りとする。

新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数

株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てる。

新株予約権の権利行使価額

株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。

行使期間、行使条件、取得条件他

株式交換又は株式移転に際して、当会社取締役会が決定する。

譲渡制限

新株予約権の譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権（平成16年1月8日 臨時株主総会特別決議）

	事業年度末現在 (平成20年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年2月28日)
新株予約権の数(個)	250	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,750 (注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 19,075 (注)1	同左
新株予約権の行使期間	平成16年1月15日から 平成26年1月14日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 19,075 (注)1 資本組入額 9,538	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡し、又は質権その他の担保権を設定することはできない	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

(注)1 当社は、平成16年7月20日及び平成17年8月19日付で1株を3株に株式分割いたしました。これにより、下記調整条項に従い、新株予約権の目的となる株式の数、権利行使価額、発行価格及び資本組入額はそれぞれ調整されております。

記

- (1) 当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、目的たる株式の数は分割又は併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株の100分の1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率

- (2) 当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、権利行使価額は、分割又は併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後権利行使価額} = \text{調整前権利行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

2 権利行使についての条件

新株予約権は、新株予約権の行使期間の初日から始まる2年間又は3年間の期間中、分割して1年毎（1月1日）に行使権限が発生するものとします。ただし、それぞれの時点まで、被付与者が、当社又は関連会社の取締役、監査役、従業員、顧問又はコンサルタントであり続けた場合に限るものとします。

新株予約権は当社の株式公開の日以後に限り、また、付与株式に関して公開引受会社又は適用ある法令・規則により課される規制に従う限りにおいて、行使できるものとします。

新株予約権は全部又は一部につき、行使することができます。ただし、最終の分割行使の場合を除き、新株予約権の行使により発行される対象株式数が1株の整数倍となるように行使するものとします。

その他の条件については、当社と新株予約権の被割当者との間で締結される「新株予約権付与契約」に基づき規定します。

3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

- (1) 当社を消滅会社とし他の会社を存続会社とする合併、又は当社を分割会社とし他の会社を承継会社とする会社分割を行なう場合には、「新株予約権付与契約書」の記載に従い、本新株予約権にかかる義務を当該存続会社又は当該承継会社に承継させることができる。

- (2) 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行なう場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下の通りとする。

新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数

株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てる。

新株予約権の権利行使価額

株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。

行使期間、行使条件、取得条件他

株式交換又は株式移転に際して、当会社取締役会が決定する。

譲渡制限

新株予約権の譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権（平成17年3月30日 第8期 定時株主総会決議）

	事業年度末現在 (平成20年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年2月28日)
新株予約権の数(個)	1,264 (注)1	1,264 (注)2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,792 (注)1 (注)5	3,792 (注)2 (注)5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)3 (注)5	同左
新株予約権の行使期間	(注)6	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)4 (注)5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)7	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)8	同左

(注)1 平成20年12月31日現在の新株予約権の数及び目的となる株式の数の内訳は以下のとおりです。

	新株予約権の数(個)	新株予約権の目的となる株式の数(株)
平成17年3月30日取締役会決議による付与	200.00	200.00
平成17年9月28日取締役会決議による付与	1,369.00	4,107.00
平成18年2月24日取締役会決議による付与	430.00	1,290.00
退職等の理由により消却	735.00	2,205.00
合計	1,264.00	3,392.00
株式分割による調整後の合計	-	3,792.00

なお、上記「株式分割による調整後の合計」の数は、平成17年8月19日付で実施した株式分割の結果調整されたものです(下記、「(注)5」参照)。

2 平成21年2月28日現在の新株予約権の数及び目的となる株式の数の内訳は、以下のとおりです。

	新株予約権の数(個)	新株予約権の目的となる株式の数(株)
平成17年3月30日取締役会決議による付与	200.00	200.00
平成17年9月28日取締役会決議による付与	1,369.00	4,107.00
平成18年2月24日取締役会決議による付与	430.00	1,290.00
退職等の理由により消却	735.00	2,205.00
合計	1,264.00	3,392.00
株式分割による調整後の合計	-	3,792.00

なお、上記「株式分割による調整後の合計」の数は、平成17年8月19日付で実施した株式分割の結果調整されたものです(下記、「(注)5」参照)。

3 本新株予約権の行使時の払込金額は以下のとおりです。

	払込金額（円）
平成17年3月30日取締役会決議による付与	323,289
平成17年9月28日取締役会決議による付与	264,075
平成18年2月24日取締役会決議による付与	485,205

4 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は以下のとおりです。

	発行価格（円）	資本組入額（円）
平成17年3月30日取締役会決議による付与	323,289	161,645
平成17年9月28日取締役会決議による付与	264,075	132,038
平成18年2月24日取締役会決議による付与	485,205	242,603

5 当社は平成17年8月19日付で1株を3株に株式分割いたしました。これにより、下記調整条項に従い、新株予約権の目的となる株式の数、権利行使価額、発行価格及び資本組入額はそれぞれ調整されております。

記

(1) 当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、目的たる株式の数は分割又は併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$$

(2) 当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、権利行使価額は、分割又は併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後権利行使価額} = \text{調整前権利行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

6 本新株予約権の権利行使期間は以下のとおりです。

	権利行使期間
平成17年3月30日取締役会決議による付与	平成17年10月1日から平成23年9月30日まで
平成17年9月28日取締役会決議による付与	平成19年3月30日から平成23年9月30日まで
平成18年2月24日取締役会決議による付与	平成19年3月30日から平成23年9月30日まで

7 権利行使についての条件

新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められない。

その他の条件については、当社第8期定時株主総会並びに平成17年3月30日開催の取締役会、平成17年9月28日開催の取締役会及び平成18年2月24日開催の取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。

8 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

株式交換及び株式移転における本新株予約権に係る義務の承継

(1) 当社は、当社を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）に際して、株式交換契約書の記載に従い、本新株予約権に係る義務を本株式交換によって完全親会社たる会社（以下「完全親会社」という。）に承継させることができる。

(2) 前号の場合における本新株予約権に係る義務の承継に関する決定の方針は以下のとおりとする。ただし、株式交換契約書において別に定める場合はこの限りではない。

1. 承継される新株予約権（以下「承継新株予約権」という。）の目的たる完全親会社の株式の種類
普通株式

2. 承継新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数

承継時の承継新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数（以下「承継新株予約権目的株式数」という。）は、次の算式により算出され、算出の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

承継新株予約権目的株式数 = 目的株式数 × 株式交換契約書に定める当社の株式1株に対する完全親会社の株式の割当ての比率（以下「割当比率」という。）

3. 承継新株予約権の行使時の払込金額

承継新株予約権 1 個当たりの承継新株予約権の行使時の払込金額（以下「承継新株予約権払込金額」という。）は、当該時点における承継新株予約権 1 株当たりの払込金額（以下「1 株当たり承継新株予約権払込金額」という。）に承継新株予約権目的株式数を乗じた金額とし、算出の結果生じる 1 円未満の端数を切り上げる。ただし、いかなる場合においても、承継新株予約権払込金額は払込金額を上回らない。承継時の 1 株当たり承継新株予約権払込金額は、次の算式により算出され、算出の結果生じる 1 円未満の端数を切り上げる。

$$1 \text{ 株当たり承継新株予約権払込金額} = 1 \text{ 株当たり払込金額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

なお、承継後の完全親会社の株式分割もしくは株式併合又は合併等における 1 株当たり承継新株予約権払込金額の調整は、上記(注)5 に準じるものとします。

4. 承継新株予約権の行使期間

本株式交換の日から平成23年9月30日まで

5. 承継新株予約権の行使の条件、消却の事由及び条件並びに譲渡制限

承継新株予約権の行使の条件、消却の事由及び条件並びに譲渡制限は、上記「新株予約権の行使の条件」に準ずる。

新株予約権（平成18年3月30日 第9期 定時株主総会決議）

	事業年度末現在 (平成20年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年2月28日)
新株予約権の数(個)	1,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,000(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	459,948(注)1	同左
新株予約権の行使期間	自平成20年3月31日 至平成24年9月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 459,948(注)1 資本組入額 229,974(注)2	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められない。 その他の条件については、当社第9期定時株主総会並びに平成18年4月27日開催の取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

(注)1 当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、目的たる株式の数は分割又は併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(又は併合)の比率

2 当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、権利行使価額は、分割又は併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後権利行使価額} = \text{調整前権利行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

株式交換及び株式移転における本新株予約権に係る義務の承継

(1) 当社は、当社を完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」という。)に際して、株式交換契約書の記載に従い、本新株予約権に係る義務を本株式交換によって完全親会社たる会社(以下「完全親会社」という。)に承継させることができる。

(2) 前号の場合における本新株予約権に係る義務の承継に関する決定の方針は以下のとおりとする。ただし、株式交換契約書において別に定める場合はこの限りではない。

1. 承継される新株予約権(以下「承継新株予約権」という。)の目的たる完全親会社の株式の種類
普通株式

2. 承継新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数

承継時の承継新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数(以下「承継新株予約権目的株式数」という。)は、次の算式により算出され、算出の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

承継新株予約権目的株式数 = 目的株式数 × 株式交換契約書に定める当社の株式1株に対する完全親会社の株式の割当ての比率(以下「割当比率」という。)

3. 承継新株予約権の行使時の払込金額

承継新株予約権1個当たりの承継新株予約権の行使時の払込金額(以下「承継新株予約権払込金額」という。)は、当該時点における承継新株予約権1株当たりの払込金額(以下「1株当たり承継新株予約権払込金額」という。)に承継新株予約権目的株式数を乗じた金額とし、算出の結果生じる1円未満の端数

を切り上げる。ただし、いかなる場合においても、承継新株予約権払込金額は払込金額を上回らない。
承継時の1株当たり承継新株予約権払込金額は、次の算式により算出され、算出の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$1 \text{ 株当たり承継新株予約権払込金額} = 1 \text{ 株当たり払込金額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

なお、承継後の完全親会社の株式分割もしくは株式併合又は合併等における1株当たり承継新株予約権払込金額の調整は、上記(注)2に準じるものとします。

4. 承継新株予約権の行使期間

本株式交換の日から平成24年9月30日まで

5. 承継新株予約権の行使の条件、消却の事由及び条件並びに譲渡制限

承継新株予約権の行使の条件、消却の事由及び条件並びに譲渡制限は、上記「新株予約権の行使の条件」に準ずる。

新株予約権付社債（平成19年4月11日 取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成20年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年2月28日)
新株予約権付社債の残高(百万円)	6,000	同左
新株予約権の数(個)	6,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	15,487	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)1、2、3	1株あたり 387,400	同左
新株予約権の行使期間	平成19年5月16日から平成24年4月18日の銀行営業終了時 (チューリッヒ時間)	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注)2、3	発行価額 387,400 資本組入額 193,700	同左
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。 その他の条件については、当社平成19年4月11日開催の取締役会決議に基づき承認された目論見書ならびに当社と買取人Nomura Bank (Switzerland) Ltd.との間で締結する「社債買取並びに支払及び行使受付代理契約書」に定めるところによります。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	各本新株予約権は、社債と分離して譲渡できない。	同左
代用払込みに関する事項	(注)2	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1 本新株予約権の行使により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とする。但し、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づいて現金により精算する。(当社が単元株制度を採用した場合において、本新株予約権の行使の結果単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し1株未満の端数はこれを切り捨てる。)なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てる。

2 本新株予約権付社債の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、その額面価額は100万円とする。

3 転換価額は当初387,400円とする。転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社の保有するものを除く。)の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行が行われる場合、当社が一定の基準を超える剰余金の配当(以下「特別配当」という。)を行う場合、その他本新株予約権付社債の要項が定める一定の場合にも適宜調整されることがある。

特別配当による調整

当社がある事業年度に関し当社普通株式1株当たりに対して支払った剰余金の配当（かかる配当の基準日が当該事業年度中に到来するものをいう。）の総額が、1,500円（転換価額の調整に伴い適宜調整される。）に下記のパーセント（当該事業年度に対応する数値）を乗じた金額を超えた場合には、転換価額は、本新株予約権付社債の要項に従って調整される。

2007年度	120%
2008年度	144%
2009年度	173%
2010年度	207%
2011年度	249%
2012年度	299%

4 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

(イ) 組織再編成等が生じた場合には、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、（ ）その時点で適用のある法律上実行可能であり、（ ）そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、（ ）当社又は承継会社等が、当該組織再編成等の全体から見て不合理（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編成等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本（イ）記載の当社の努力義務は、当社がNomura Bank（Switzerland）Ltd.に対して、承継会社等が当該組織再編成等の効力発生日において、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を交付する場合には、適用されない。「承継会社等」とは、組織再編成等における相手方であって、本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

(ロ) 上記（イ）に従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

新株予約権の数

当該組織再編成等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編成等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記（ ）又は（ ）に従う。なお、転換価額は上記「（注）3.」と同様の調整に服する。

() 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編成等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編成等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編成等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編成等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

() 組織再編成等の場合（当社及び承継会社等が上記（ ）の代わりに本（ ）の適用を選択した場合には、合併、株式交換又は株式移転の場合を含む。）には、当該組織再編成等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編成等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された社債を出資するものとし、当該社債の価額は、本社債の額面金額と同額とする。

新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編成等の効力発生日から当該効力発生日の14日後の日までの間の当社又は承継会社等が指定する日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。

その他の新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

組織再編成等が生じた場合

承継会社等について組織再編成等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取扱いを行う。

その他

承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合には、会社法の規定に基づいて現金により精算する（承継会社等が単元株制度を採用している場合において、本新株予約権の行使の結果単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。）。なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てる。承継会社等の新株予約権は承継された社債と分離して譲渡できない。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成16年2月27日 (注)1	600	11,523	109,650	409,650	152,610	372,807
平成16年3月30日 (注)2	100	11,623	18,275	427,925	25,435	398,242
平成16年1月1日～ 平成16年5月31日 (注)3	297	11,920	26,004	453,929	25,494	423,736
平成16年7月20日 (注)4	23,840	35,760	-	453,929	-	423,736
平成16年6月1日～ 平成16年12月31日 (注)3	1,183.95	36,943.95	34,553	488,483	33,876	457,613
平成16年12月8日 (注)5	1,500	38,443.95	652,147	1,140,630	652,147	1,109,760
平成17年1月1日～ 平成17年6月30日 (注)3	459	38,902.95	13,395	1,154,026	13,133	1,122,894
平成17年8月19日 (注)6	77,805.90	116,708.85	-	1,154,026	-	1,122,894
平成17年7月1日～ 平成17年12月31日 (注)3	1,971	118,679.85	19,173	1,173,200	18,797	1,141,691
平成18年1月1日～ 平成18年6月30日 (注)3	2,403	121,082.85	23,376	1,196,576	22,917	1,164,609
平成18年11月30日 (注)7	8.85	121,074.00	-	1,196,576	-	1,164,609
平成18年7月1日～ 平成18年12月31日 (注)3	297	121,371.00	2,889	1,199,465	2,832	1,167,441
平成19年1月1日～ 平成19年12月31日 (注)3	81	121,452.00	787	1,200,253	772	1,168,214
平成20年1月1日～ 平成20年12月31日 (注)3	54	121,506.00	525	1,200,779	514	1,168,729

(注)1 有償一般募集(ブックビルディング方式)による増加であります。

発行価格 : 470,000円

引受価額 : 437,100円

発行価額 : 365,500円

資本組入額 : 182,750円

2 有償第三者割当による増加であります。

割当価格 : 437,100円

発行価額 : 365,500円

資本組入額 : 182,750円

割当先 : 野村証券株式会社

3 新株予約権の行使によるものであります。

4 株式分割(1:3)

平成16年5月31日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載された株主に対し、所有株式数を1株につき3株の割合をもって分割いたしました。

5 一般募集による増加であります。

発行価格 : 928,150円

発行価額：869,530円

資本組入額：434,765円

6 株式分割（1：3）

平成17年6月30日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載された株主に対し、所有株式数を1株につき3株の割合をもって分割いたしました。

7 平成18年11月28日開催の取締役会決議により自己株を消却しております。

（5）【所有者別状況】

平成20年12月31日現在

区分	株式の状況							計	端株の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	16	22	51	39	7	5,544	5,679	-
所有株式数 (株)	-	3,560	637	1,092	34,368	694	81,155	121,506	-
所有株式数の 割合(%)	-	2.92	0.52	0.89	28.28	0.57	66.79	100.00	-

(6)【大株主の状況】

平成20年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
ヴァン・コニネンバーグ信託	米国カリフォルニア州パシフィックパ リセイズ サンセットブルバード13681	22,887	18.83
トッピーノ信託	米国カリフォルニア州ビバリーヒルズ サミットリッジドライブ2221	15,250	12.55
スティーブン・エー・ロス(注)1	米国アイダホ州サンパレー レーン・ ランチ・ロード・イースト50番地	12,904	10.62
ノーザントラスト カンパニー(エ イブイエフシー)サブアカウント アメリカン クライアント (常任代理人 香港上海銀行東京支 店)	英国ロンドン市カナリーホートバン クストリート50 (東京都中央区日本橋3丁目11番1 号)	9,629	7.92
ザバンクオブニューヨークト リーティー ジャスデック アカウン ト (常任代理人 株式会社三菱東京U FJ銀行決済事業部)	ベルギー ブリュッセル1040 クンスト ラーン35 (東京都千代田区丸の内2丁目7- 1)	8,414	6.92
パーシング ディヴィジョン オブド ナルドソンラフキン アンド ジェン レット エスイーシー コーポレイ ション (常任代理人 シティバンク銀行株 式会社)	米国ニュージャージー州ジャージー市 ワン パーシングプラザ (東京都品川区東品川2丁目3-1 4)	6,543	5.38
ジョン・ポール・トッピーノ	東京都港区	5,852	4.81
イーエルLLC	米国カリフォルニア州ロサンゼルス サンタモニカ・ブルバード11150	3,462	2.84
ジェイ・エス・ケイ・トラストLLC	米国デラウェア州ウィルミントン セ ンターヴィル・ロード19808	3,371	2.77
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口4G)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	2,315	1.90
計	-	90,627	74.58

(注)1 上記のうちスティーブン・エー・ロス氏の所有株式数は実質所有株式であり、株主名簿上の株式数は5,443株となっており、

2 コニファー・キャピタル・マネジメント・エルエルシー及びその共同保有者であるコニファー・マネジメント・エルエルシーから、平成20年10月30日付で変更報告書の提出があり、平成20年10月21日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として期末時点における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。尚、同日現在での大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
コニファー・キャピタル・マネ ジメント・エルエルシー	米国ニューヨーク州ニューヨーク市フィ フス・アベニュー767番地 スイート4701	6,084	4.99
コニファー・マネジメント・エ ルエルシー	米国デラウェア州ニューキャッスル郡 ウィルミントン市オレンジ・ストリート 1209コーポレーション・トラスト・セン ター気付	75	0.06
計		6,159	5.05

3 野村證券株式会社及びその共同保有者であるNOMURA INTERNATIONAL PLC、野村アセットマネジメント株式
会社から、平成20年7月7日付で変更報告書の提出があり、平成20年6月30日現在で以下の株式を保有してい
る旨の報告を受けておりますが、当社として期末時点における実質所有株式数の確認ができないため、上記大
株主の状況には含めておりません。尚、同日現在での大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	683	0.56
NOMURA INTERNATIONAL PLC	Nomura House 1.St, Martin's-le Grand London EC1A 4NP, England	111	0.09
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋一丁目12番1号	224	0.18
計		1,018	0.83

4 メイソン・ヒル・アドバイザーズ・エルエルシーから、平成20年9月2日付で変更報告書の提出があり、平成20年8月29日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として期末時点における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。尚、同日現在での大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
メイソン・ヒル・アドバイザーズ・エルエルシー	10022 米国ニューヨーク州ニューヨーク フィフス・アベニュー623 27階	8,958	7.37
計		8,958	7.37

5 ピクテ・アセット・マネジメント・リミテッドから、平成20年2月5日付で変更報告書の提出があり、平成20年1月31日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として期末時点における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。尚、同日現在での大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
ピクテ・アセット・マネジメント・リミテッド	Moorhouse, Level 11 120 London Waal London EC2Y 5ET, Great Britain	5,005	4.12
計		5,005	4.12

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 121,506	121,506	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
端株	-	-	-
発行済株式総数	121,506	-	-
総株主の議決権	-	121,506	-

【自己株式等】

平成20年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度の内容は、次のとおりであります。

平成14年7月25日の臨時株主総会において決議されたストックオプション制度

決議年月日	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
付与対象者の区分及び人数	取締役1名、監査役1名、顧問1名、従業員54名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成16年1月8日の臨時株主総会特別決議に基づくストックオプション

決議年月日	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
付与対象者の区分及び人数	取締役1名、従業員1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成17年3月30日の定時株主総会特別決議に基づくストックオプション

決議年月日	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
付与対象者の区分及び人数	監査役2名、従業員48名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成18年3月30日の定時株主総会決議に基づくストックオプション

決議年月日	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
-------	---------------------------

付与対象者の区分及び人数	従業員 4 名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社グループは、株主に対する収益還元を経営上の重要課題であると認識しています。また、当社グループは将来の成長を維持し企業価値の増大を図るには、利益の一部を留保し事業に必要な再投資をおこなう必要があり、このような資金需要及び連結当期純利益を考慮し、配当を弾力的に決定することとしております。

当社は、定時株主総会決議に基づく年1回の期末配当を行うことを基本方針としておりますが、当連結会計年度につきましては、純損失370百円を計上することとなったこと及び世界的な金融危機による資金調達市場の不確定要因を考慮し今後の資金的対応を行なうため、誠に遺憾ではありますが、期末配当を無配とさせていただきます。

なお、当社は「取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	平成16年12月	平成17年12月	平成18年12月	平成19年12月	平成20年12月
最高(円)	7,900,000(注2) 2,270,000(注3)	1,190,000(注2) 568,000(注3)	614,000	355,000	202,000
最低(円)	1,130,000(注2) 674,000(注3)	725,000(注2) 226,000(注3)	254,000	134,000	20,570

(注) 1 最高・最低株価は、平成19年12月4日以前は東京証券取引所(マザーズ)、同年12月5日以降は市場変更により東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

なお、当社株式は平成16年2月27日をもって東京証券取引所(マザーズ)に上場しておりますので、それ以前については該当ありません。

2 株式分割に係る権利付最終売買日以前の期間に係る最高・最低株価を記載しております。

3 株式分割に係る権利落ち日以降の期間に係る最高・最低株価を記載しております。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成20年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	183,000	168,500	100,500	88,000	55,600	36,000
最低(円)	153,000	84,000	81,100	45,300	26,480	20,570

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 会長兼社長 最高経営責任者	-	高梨 勝也	昭和18年4月1日生	昭和61年11月 ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル・インク(米国)社長就任 昭和61年12月 野村證券株式会社取締役就任 平成元年6月 ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル・インク(米国)会長就任 平成5年6月 野村證券株式会社専務取締役就任 平成9年7月 野村アセットマネジメント投信株式会社代表取締役副社長就任 平成11年10月 ウィット・キャピタル・ジャパン証券株式会社代表取締役社長就任 平成13年10月 当社代表取締役会長兼最高経営責任者(CEO)(執行役員)就任(現任) 平成14年4月 エス・シー・ジェイ・インベストメント・マネージメント株式会社(現SCJインベストメント・マネージメント株式会社)取締役就任(現任) 代表取締役社長就任 平成14年5月 エスシージェイ・ヴィーエム有限会社取締役就任(現任) 平成14年7月 当社社長兼任(現任) 平成18年2月 J-STAR株式会社 取締役就任(現任)	(注)6	372
取締役	-	ジョン・ポール・トッピーノ	昭和45年5月9日生	平成5年1月 セキュアード・キャピタル・コープ(米国)(現イーストディル・セキュアードLLC)入社 平成10年4月 当社最高投資責任者就任 平成13年7月 当社取締役就任(現任) 当社代表取締役就任 平成14年6月 当社不動産投資運用本部長就任 平成14年7月 当社執行役員就任 平成16年3月 エス・シー・ジェイ・インベストメント・マネージメント株式会社(現SCJインベストメント・マネージメント株式会社)代表取締役就任(現任) 平成20年3月 同社最高投資責任者兼社長執行役員就任(現任)	(注)6	5,852

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	-	ディー・マイケル・ヴァン・コニネンバーグ	昭和38年9月30日生	昭和63年1月 平成2年2月 平成8年1月 平成9年9月 平成11年12月 平成13年10月 平成14年4月 平成18年1月	ドレクセル・バーナム・ランバート(米国)シニア・ヴァイス・プレジデント セキュアード・キャピタル・コープ(米国)(現イーストディル・セキュアードLLC)共同設立 同社社長就任 当社設立,代表取締役就任 エス・シー・ジェイ債権回収株式会社(現SCJ債権回収株式会社)取締役就任 当社取締役就任(現任) エス・シー・ジェイ・インベストメント・マネージメント株式会社(現SCJインベストメント・マネージメント株式会社)取締役就任 イーストディル・セキュアードLLCプレジデント就任(現任)	(注)6	-
取締役	-	チャールズ・ビー・トッピーノ	昭和34年4月3日生	昭和60年7月 昭和61年5月 平成2年2月 平成10年3月 平成14年4月 平成15年9月 平成19年7月 平成20年9月	ケネスレバングル・アンド・カンパニー(米国)シニア・アナリスト ドレクセル・バーナム・ランバート(米国)ヴァイス・プレジデント セキュアード・キャピタル・コープ(米国)(現イーストディル・セキュアードLLC)共同設立 副社長就任 当社取締役就任(現任) エス・シー・ジェイ・インベストメント・マネージメント株式会社(現SCJインベストメント・マネージメント株式会社)取締役就任 アシュフォード・ホスピタリティ・トラスト・インク(米国ニューヨーク証券取引所上場) 独立取締役就任(現任) ファイブ・トップスLLC(米国)プレジデント就任(現任) スクエア・マイル・キャピタル・マネージメントLLC(米国)シニア・プリンシパル就任(現任)	(注)6	-
取締役	不動産・債権投資開発本部長	山田 伸幸	昭和28年10月8日生	平成8年9月 平成10年7月 平成12年4月 平成15年5月 平成15年8月 平成15年11月	米国三井不動産販売ロサンゼルス本社エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント ソネンブリック・ゴールドマン(米国)シニア・ヴァイスプレジデント GEエジソン生命保険株式会社不動産部長 当社常務執行役員(現任) 当社取締役就任(現任) 当社不動産・債権投資開発本部長(現任)	(注)6	15

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 最高管理部門責任者兼最高財務責任者	管理本部長	菅井 毅	昭和30年4月4日生	昭和54年4月 株式会社日本長期信用銀行(現新生銀行)入行 平成7年6月 国際復興開発銀行(世界銀行)出向 平成10年10月 ウォーバーク・ディロン・リード証券入社 平成12年9月 株式会社Jストリーム入社 平成13年6月 同社取締役就任 平成17年7月 当社入社 平成17年9月 当社執行役員管理本部長兼最高管理部門責任者(CAO)兼最高財務責任者(CFO)就任(現任) 平成17年9月 エス・シー・ジェイ債権回収株式会社(現SCJ債権回収株式会社)取締役就任(現任) 平成17年9月 エス・シー・ジェイ・インベストメント・マネージメント株式会社(現SCJインベストメント・マネージメント株式会社)取締役就任(現任) 平成18年2月 J-STAR株式会社 取締役就任(現任) 平成18年3月 当社取締役就任(現任)	(注)6	-
取締役		アンソニー・エム・ミラー	昭和32年2月15日生	昭和61年5月 ベア・スターンズ・アンド・カンパニー・インク ヴァイス・プレジデント、アソシエイト、合併買収部門マネージングディレクター 平成3年11月 リサーチ・オイル・カンパニー エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント 平成5年12月 ベア・スターンズ・アジア マネージングディレクター 平成7年6月 アジアン・インベストメント・パートナーズ ジェネラル・パートナー 平成10年2月 カーライル・アジア マネージング・ディレクター 平成12年7月 アーク・アクセス・リミテッド マネージング・ディレクター 平成13年6月 レミアスLLC(旧レミアス・キャピタル・グループ・エルエルシー) マネージング・ディレクター パートナー(現任) 平成14年8月 レミアス・アジア・リミテッド (旧Remius Asia Ltd.) マネージング・ディレクター(現任) 平成14年9月 レミアス・ジャパン・リミテッド (旧RCG Japan Ltd.) マネージング・ディレクター、 社長(現任) 平成18年9月 パシフィック・アライアンス・アジア・オポチュニティ・ファンド リミテッド ディレクター(現任) 平成19年8月 パシフィック・アライアンス・アジア・オポチュニティ・ファンド LP 投資委員会委員(現任) 平成21年3月 当社取締役就任(現任) 平成21年3月 SCJインベストメント・マネージメント株式会社 取締役就任(現任)	(注)7	114

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		大工原 潤	昭和32年7月17日生	昭和56年4月 昭和63年9月 平成12年9月 平成15年4月 平成16年9月 平成21年3月 平成21年3月 野村證券株式会社入社 モルガン・スタンレー・グループ 株式会社新生銀行 執行役員就任 新生インベストメント・マネジ メント株式会社 代表取締役社長就任 パシフィック・アライアンス・グ ループ マネージング・ディレク ター就任(現任) 当社取締役就任(現任) S C J インベストメント・マネジ メント株式会社 取締役就任(現任)	(注)7	-
常勤監査役	-	若色 和夫	昭和20年2月16日生	昭和59年7月 平成7年7月 平成10年7月 平成12年6月 平成14年11月 平成15年3月 平成18年2月 平成18年7月 ノムラ・セキュリティーズ・イン ターナショナル・インク(米国) 財務・管理担当取締役就任 野村インターナショナル・ピー エル・シー(英国) 管理担当取締役就任 I B J ・野村ファイナンシャル・ プロダクツ証券会社 財務・管理担当取締役就任 ソシエテジェネラル証券会社 統括本部長兼オンライン証券チー フ・オペレーティング・オフィ サー就任 当社常勤社外監査役就任(現任) エス・シー・ジェイ債権回収株式 会社(現S C J 債権回収株式会 社)社外監査役就任(現任) エス・シー・ジェイ・インベスト メント・マネジメント株式会社 (現S C J インベストメント・マ ネジメント株式会社) 社外監査役就任(現任) J - S T A R 株式会社 社外監査役就任(現任) 株式会社フルスピード社外監査役 就任(現任) 株式会社フルスピード社外監査役 就任(現任)	(注)8	-
監査役	-	宇野 紘一	昭和17年1月5日生	昭和54年9月 昭和56年9月 平成12年8月 平成14年11月 平成15年10月 平成16年6月 平成19年3月 平成19年6月 アーサーアンダーセンアンドカン パニー東京事務所税務部門パー トナー就任 東京事務所(宇野紘一税理事務 所)代表パートナー アーサーアンダーセンアンドカン パニー退職 C A P U N O O F F I C E 設立 代表(現任) 当社社外監査役就任(現任) エス・シー・ジェイ債権回収株式 会社(現S C J 債権回収株式会 社)社外監査役就任(現任) 株式会社大和証券グループ本社 社外取締役就任(現任) 国際興業株式会社 社外監査役就任(現任) 株式会社西武ホールディングス 取締役就任(現任)	(注)8	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	-	栗原 脩	昭和20年10月25日生	平成8年6月 株式会社日本興業銀行 取締役証券部長就任 平成10年4月 興銀証券株式会社常務取締役就任 平成12年10月 みずほ証券株式会社 常務執行役員就任 平成13年6月 株式会社日本興業銀行参与就任 平成15年10月 弁護士登録 あさひ・狛法律事務所(現西村あ さひ法律事務所)(現任) 平成16年6月 日本リスク・データ・バンク株式 会社社外取締役就任(現任) 平成17年3月 当社社外監査役就任(現任) エス・シー・ジェイ債権回収株式 会社(現SCJ債権回収株式会 社)社外監査役就任(現任) 平成17年6月 株式会社東京都民銀行 社外監査役就任(現任)	(注)8	-
計					-	6,353

(注)1 取締役 チャールズ・ピー・トッピーノ、アンソニー・エム・ミラー及び大工原潤は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

- 2 監査役 若色 和夫、宇野 紘一及び栗原 脩は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 3 取締役 チャールズ・ピー・トッピーノは、取締役 ジョン・ポール・トッピーノの兄であります。
- 4 当社は、法令に定める監査役の数に欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名を選出しております。補欠監査役の略歴は以下のとおりであります。

(氏名) (生年月日) (略歴) (所有株式数)

恩田 饒 昭和9年9月17日生

平成3年5月 大和証券株式会社常務取締役
 平成3年6月 証券団体協議会常任委員長
 平成8年1月 KOBE証券株式会社代表取締役社長
 平成10年11月 オックスフォード・リサーチ株式会
社代表取締役社長
 平成18年4月 株式会社シーマ代表取締役社長

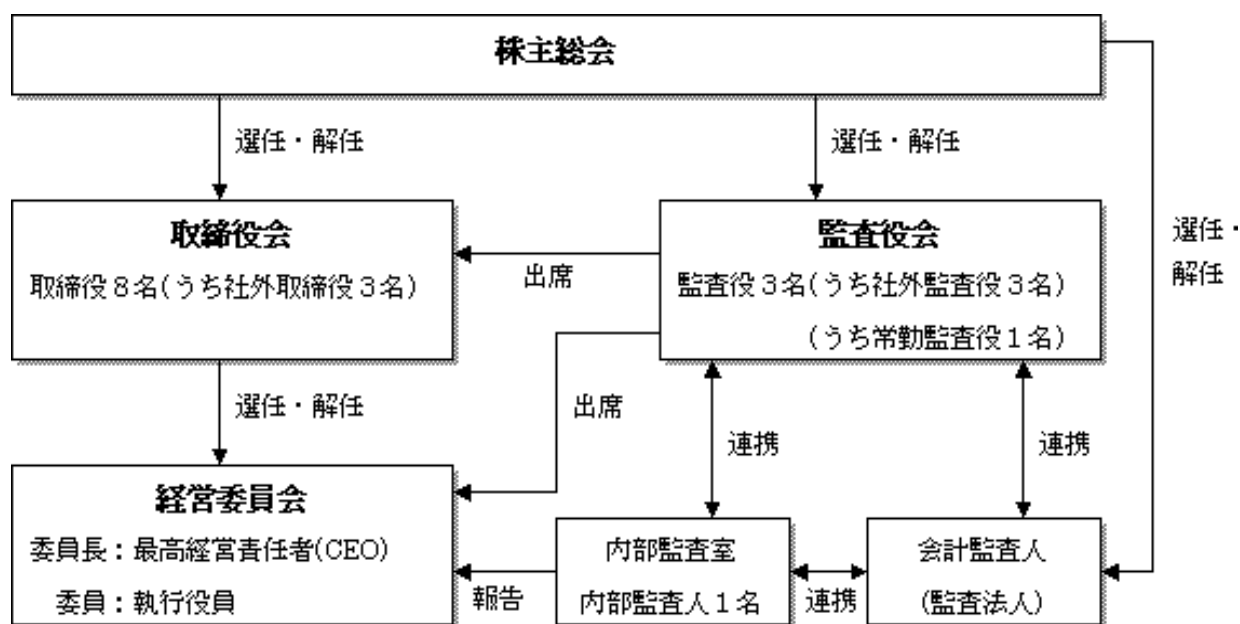
- 5 当社は、業務執行の強化、迅速化、責任の明確化のため執行役員制度を導入しております。当社の執行役員は以下のとおりであります。
- 代表取締役会長兼社長兼最高経営責任者(CEO) 高梨 勝也
 取締役兼常務執行役員 山田 伸幸
 取締役兼最高管理部門責任者(CAO)兼最高財務責任者(CFO) 菅井 毅
 執行役員(SCJ債権回収株式会社 代表取締役社長) 佐久間 英行
 執行役員(不動産・債権投資開発部長兼SCJ債権回収株式会社取締役) フィッシャー安田 直美
 執行役員(クライアントサービス部長) 原 英一郎
- 6 取締役の任期は、平成20年3月26日開催の株主総会で選任されてから2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
- 7 平成21年3月26日開催の株主総会において増員として選任されたため、任期は在任する取締役の任期が満了すべき時までとなっております。
- 8 監査役任期は、平成19年3月28日開催の株主総会で選任されてから4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、継続的な企業成長にとり適正なコーポレート・ガバナンスが必須要件であると確信しています。そのためステークホルダーに対する説明責任、経営の透明性及び健全性の確保を重要な経営課題として位置付けています。コーポレート・ガバナンス体制の強化のため、取締役会、監査役会及び経営委員会等の経営機構、構成員及び内容の充実を図っています。またコンプライアンスについても法令遵守による経営リスク管理という側面から捉えるのみならず、資産運用会社としての当社の企業文化の一部であり、顧客投資家に対する高い信頼性と安定的サービスの源泉であるとの認識のもとに、その強化に努めております。

(2) コーポレート・ガバナンスに係わる機関の内容、内部統制システムについて 会社の機関の内容



注1. 上図における「選任・解任」は、当該会社機関の構成員に対する選任・解任権を示す。

2. 代表取締役の中から、最高経営責任者(CEO)を選任している

(イ) 取締役会

取締役会は、取締役6名(うち社外取締役1名)で構成されています。原則として毎月1回の定例開催に加え、必要に応じて臨時取締役会も開催されています。取締役会は、経営方針や経営計画に関する重要事項の決定及び経営執行の監視を行っています。また、海外在住の取締役は、テレビ会議システム及び、音声会議システム等電磁的通信手段により出席しています。

また、機動的に経営判断することを目的として、会社法第370条の規定に則り、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、かつ当該提案について異議を述べる監査役がないときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなすことを定款で定めております。

(ロ) 監査役会

監査役会は、監査役3名(内、社外監査役3名)で構成され、監査方針及び年間の監査計画等の策定を行うとともに、その方針及び業務の分担に基づき行われた監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行っております。また、各監査役は取締役会に出席している他、常勤監査役は経営委員会にも出席し、当社の業務、財産の状況の調査を通じて取締役の業務執行を監督しています。

(ハ) 経営委員会

経営委員会は、最高経営責任者(CEO)を委員長以下、取締役会が選任する執行役員で構成され、原則として毎週1回の頻度で開催しています。取締役会で決定される経営の基本方針に基づく経営の執行に係わる事項の協議、意思決定、各執行役員からの報告及び情報の共有化等を図る役割を担っています。

内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況

当社では、会社法第362条第4項六号及び5項及び会社法施行規則第100条各項に基づき、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合し会社の業務が適正に行なわれることを確保する為の体制整備を行なう旨の取締役会決議を行ない、内部統制システムやリスク管理体制の整備に取り組みました。平成20年度は取締役会を15回開催し、当社の重要な業務執行の意思決定を行いました。また、経営委員会を原則として週1回開催し、迅速かつ十分に議論を尽くした上で業務の執行を決定しました。

また、当社は情報の適時開示を重要な経営課題の1つとして位置付けており、四半期決算に加え、会社説明会等の積極的な開催、当社ホームページ等を通じての適切かつ迅速な情報開示を行っております。

役員報酬の内容

()当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下の通りとなっております。

取締役を支払った報酬	: 93百万円
監査役を支払った報酬	: 19百万円

注) 1. 上記のほか、無報酬の取締役及び社外取締役が各1名在任しています。

2. 監査役3名は、いずれも社外監査役であります。

3. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

4. 取締役の報酬限度額は、平成19年3月28日開催の第10期定時株主総会決議において年額200百万円以内(但し、使用人分給与は含まない)と決議いただいております。

5. 監査役の報酬限度額は、平成17年3月30日開催の第8期定時株主総会決議において年額20百万円以内と決議いただいております。

()社外役員が親会社または子会社等から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外取締役及び社外監査役が、役員を兼任する親会社または子会社等から、役員として受けた報酬等の総額は3百万円であります。

監査報酬等の内容

当社の会計監査人である監査法人新日本有限責任監査法人に対する報酬は以下の通りとなっております。

公認会計士法第2条第1項に規定する業務にもとづく報酬	: 19百万円
・上記以外の報酬	: 7百万円

責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規程に基づき、同法423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、金100万円又は同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額としております。

内部監査の状況及び監査役、会計監査人との相互連携

当社の内部監査機能は内部監査室が担当し、内部監査計画に基づいて監査を実施・報告するとともに、定期的に監査役と監査連絡会を開催しております。また会計監査人とも連携をとりながら内部監査を実施しております。

社外取締役及び社外監査役と当社との人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係

社外取締役チャールズ・ピー・トッピーノは、当社の子会社であるSCJインベストメント・マネジメント株式会社の代表取締役ジョン・ポール・トッピーノと三親等内の親族であります。その他の社外監査役と当社との間には特別な利害関係はありません。

会計監査の状況

当期において、業務を執行した公認会計士の氏名及び継続監査年数、監査業務にかかる補助者の構成については以下のとおりです。

業務を執行した公認会計士の氏名及び継続監査年数

業務を執行した公認会計士の氏名	所属
指定有限責任社員 業務執行社員 松重 忠之	新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員 原田 昌平	新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員 永野 隆一	新日本有限責任監査法人

(注) 継続監査年数については、7年以内であるため、記載を省略しております。

監査業務にかかる補助者の構成

公認会計士 6名 その他 17名

取締役の定数

当社の取締役は3名以上8名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び取締役の選任決議は累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

(イ) 自己の株式の取得

当社は、機動的な資本政策を遂行することを目的として、会社法第165条第2項の規定にもとづき、取締役会の決議によって自己の株式を取得することが出来る旨定款で定めております。

(ロ) 剰余金の配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行なうことを目的として、会社法第454条第5項の規定にもとづき、取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として中間配当することができる旨定款で定めております。

(ハ) 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であったものを含む)及び、監査役(監査役であったものを含む)が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、当該取締役及び当該監査役の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款で定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたりその能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の特別決議事項の審議を円滑に行なうことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行なう旨定款で定めております。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度(平成19年1月1日から平成19年12月31日まで)は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度(平成20年1月1日から平成20年12月31日まで)は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(平成19年1月1日から平成19年12月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成20年1月1日から平成20年12月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(平成19年1月1日から平成19年12月31日まで)の連結財務諸表及び前事業年度(平成19年1月1日から平成19年12月31日まで)の財務諸表については、監査法人トーマツにより監査を受け、当連結会計年度(平成20年1月1日から平成20年12月31日まで)の連結財務諸表及び当事業年度(平成20年1月1日から平成20年12月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

なお、当社の監査人は次のとおり交代しております。

第11期連結会計年度の連結財務諸表及び第11期事業年度の財務諸表 監査法人トーマツ

第12期連結会計年度の連結財務諸表及び第12期事業年度の財務諸表 新日本有限責任監査法人

なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となっております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前連結会計年度 平成19年12月31日		当連結会計年度 平成20年12月31日		
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	
(資産の部)						
流動資産						
1 現金及び預金		4,402,843		3,061,257		
2 売掛金		1,192,430		461,199		
3 有価証券		-		2,086,290		
4 買取債権		283,888		280,692		
5 未収入金		361,822		113,980		
6 信託不動産		7,177,504		-		
7 繰延税金資産		204,787		76,725		
8 その他	2	1,281,900		1,755,009		
貸倒引当金		123,015		334,361		
流動資産合計		14,782,160	45.7	7,500,794	14.1	
固定資産						
1 有形固定資産						
(1) 建物	2	117,560		12,404,654		
減価償却累計額		16,649	100,911	295,532	12,109,121	
(2) 工具器具及び備品		98,142		101,968		
減価償却累計額		52,127	46,014	61,294	40,674	
(3) 土地	2		-		18,382,261	
有形固定資産合計			146,925	0.5	30,532,057	57.2
2 無形固定資産			9,360	0.0	6,892	0.0
3 投資その他の資産						
(1) 投資有価証券	1 2		10,920,027		7,782,662	
(2) その他の関係会社有価証券	2		3,806,222		3,989,818	
(3) 長期貸付金	2		2,199,393		2,107,695	
(4) 敷金及び保証金			301,799		288,102	
(5) 繰延税金資産			-		796,423	
(6) その他	2		164,342		361,284	
投資その他の資産合計			17,391,785	53.8	15,325,988	28.7
固定資産合計			17,548,071	54.3	45,864,938	85.9
資産合計			32,330,231	100.0	53,365,732	100.0

区分	注記 番号	前連結会計年度 平成19年12月31日		当連結会計年度 平成20年12月31日	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)					
流動負債					
1 短期借入金	2 3	9,100,175		3,600,000	
2 未払金		364,015		171,575	
3 未払法人税等		1,288,553		201,032	
4 預り金		544,413		516,625	
5 賞与引当金		32,000		56,750	
6 その他		180,362		348,793	
流動負債合計		11,509,520	35.6	4,894,775	9.2
固定負債					
1 社債	2	1,246,232		4,605,487	
2 新株予約権付社債		6,000,000		6,000,000	
3 長期借入金	2	-		22,000,000	
4 匿名組合預り金		3,060,243		4,074,080	
固定負債合計		10,306,476	31.9	36,679,567	68.7
負債合計		21,815,996	67.5	41,574,343	77.9
(純資産の部)					
株主資本					
1 資本金		1,200,253	3.7	1,200,779	2.3
2 資本剰余金		1,168,214	3.6	1,168,729	2.2
3 利益剰余金		6,224,674	19.3	5,672,419	10.6
株主資本合計		8,593,142	26.6	8,041,927	15.1
評価・換算差額等					
1 その他有価証券評価差額金		21,289	0.1	50,666	0.1
2 為替換算調整勘定		59,910	0.2	508,248	1.0
評価・換算差額等合計		81,199	0.3	558,914	1.1
新株予約権		2,317	0.0	2,306	0.0
少数株主持分		1,999,975	6.2	4,306,069	8.1
純資産合計		10,514,235	32.5	11,791,389	22.1
負債純資産合計		32,330,231	100.0	53,365,732	100.0

【連結損益計算書】

区分	注記 番号	前連結会計年度 自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日			当連結会計年度 自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日		
		金額(千円)		百分比 (%)	金額(千円)		百分比 (%)
売上高			7,838,134	100.0		5,807,840	100.0
売上原価			-	-		1,631,142	28.1
売上総利益			7,838,134	100.0		4,176,697	71.9
販売費及び一般管理費							
1 役員報酬		202,159			250,987		
2 給与手当		1,052,866			1,187,041		
3 賞与		410,995			164,700		
4 賞与引当金繰入額		32,000			56,750		
5 貸倒引当金繰入額		123,015			211,345		
6 顧問料		209,431			233,025		
7 地代家賃		270,334			238,605		
8 支払手数料		612,303			469,236		
9 その他		762,799	3,675,906	46.9	646,686	3,458,379	59.5
営業利益			4,162,228	53.1		718,318	12.4
営業外収益							
1 受取利息		12,211			73,850		
2 受取配当金		2,000			3,060		
3 持分法投資利益		26,029			8,132		
4 為替差益		35,660			6,258		
5 還付加算金		-			12,809		
6 その他		1,015	76,918	1.0	2,490	106,602	1.8
営業外費用							
1 支払利息		112,396			514,076		
2 社債発行費		27,297			-		
3 融資手数料		-			82,574		
4 デリバティブ評価損		-			61,648		
5 市場変更費用		29,589			-		
6 その他		638	169,920	2.2	4	658,304	11.3
経常利益			4,069,225	51.9		166,616	2.9
特別利益							
1 投資有価証券売却益		-	-	-	1,790	1,790	0.0
特別損失							
1 固定資産除却損	1	459			2,132		
2 投資有価証券評価損		-			1,310,751		
3 関係会社株式清算損		632			-		
4 本社移転関連費用	2	90,533			-		
5 その他		-	91,625	1.2	69,327	1,382,212	23.8
匿名組合損益分配前税金等 調整前当期純利益又は当期 純損失()			3,977,599	50.7		1,213,804	20.9

区分	注記 番号	前連結会計年度 自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日			当連結会計年度 自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日		
		金額(千円)		百分比 (%)	金額(千円)		百分比 (%)
匿名組合損益分配額			10,668	0.2		14,321	0.2
税金等調整前当期純利益又は 当期純損失()			3,988,268	50.9		1,199,482	20.7
法人税、住民税及び事業税		1,801,114			501,076		
法人税等調整額		151,088	1,650,025	21.1	299,623	201,452	3.5
少数株主利益又は損 失()			128,623	1.6		1,030,857	17.8
当期純利益又は当期純損失 ()			2,209,619	28.2		370,077	6.4

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成18年12月31日残高（千円）	1,199,465	1,167,441	4,197,111	6,564,019
連結会計年度中の変動額				
新株の発行	787	772	-	1,560
剰余金の配当	-	-	182,056	182,056
当期純利益	-	-	2,209,619	2,209,619
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	-	-	-	-
連結会計年度中の変動額合計（千円）	787	772	2,027,562	2,029,123
平成19年12月31日残高（千円）	1,200,253	1,168,214	6,224,674	8,593,142

	評価・換算差額等			新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘 定	評価・換算差額 等合計			
平成18年12月31日残高（千円）	12,852	12,540	25,392	2,332	1,990,186	8,581,930
連結会計年度中の変動額						
新株の発行	-	-	-	-	-	1,560
剰余金の配当	-	-	-	-	-	182,056
当期純利益	-	-	-	-	-	2,209,619
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	34,141	72,450	106,592	15	9,789	96,818
連結会計年度中の変動額合計（千円）	34,141	72,450	106,592	15	9,789	1,932,304
平成19年12月31日残高（千円）	21,289	59,910	81,199	2,317	1,999,975	10,514,235

当連結会計年度（自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成19年12月31日残高（千円）	1,200,253	1,168,214	6,224,674	8,593,142
連結会計年度中の変動額				
新株の発行	525	514	-	1,040
剰余金の配当	-	-	182,178	182,178
当期純損失	-	-	370,077	370,077
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	-	-	-	-
連結会計年度中の変動額合計（千円）	525	514	552,255	551,214
平成20年12月31日残高（千円）	1,200,779	1,168,729	5,672,419	8,041,927

	評価・換算差額等			新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘 定	評価・換算差額 等合計			
平成19年12月31日残高（千円）	21,289	59,910	81,199	2,317	1,999,975	10,514,235
連結会計年度中の変動額						
新株の発行	-	-	-	-	-	1,040
剰余金の配当	-	-	-	-	-	182,178
当期純損失	-	-	-	-	-	370,077
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	29,376	448,337	477,714	10	2,306,094	1,828,369

	評価・換算差額等			新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘 定	評価・換算差額 等合計			
連結会計年度中の変動額合計 (千円)	29,376	448,337	477,714	10	2,306,094	1,277,154
平成20年12月31日残高(千円)	50,666	508,248	558,914	2,306	4,306,069	11,791,389

【連結キャッシュ・フロー計算書】

		前連結会計年度 自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日	当連結会計年度 自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純利益(損失)		3,988,268	1,199,482
減価償却費		40,793	299,289
賞与引当金の増減額(減少額)		10,000	24,750
貸倒引当金の増減額(減少額)		123,015	211,345
営業受取利息		-	665,300
営業支払利息		-	294,406
受取利息及び受取配当金		14,212	76,911
為替差益		9,726	-
支払利息		112,396	514,076
営業投資有価証券評価損		-	826,135
固定資産除却損		40,256	2,132
投資有価証券評価損		-	1,310,751
売上債権の増減額(増加額)		406,161	628,597
未収入金の増減額(増加額)		104,365	108,839
未収利息の増減額(増加額)		29,825	-
信託不動産の増減額(増加額)		7,181,223	-
その他流動資産の増減額(増加額)		275,923	631,714
未払金の増減額(減少額)		1,600	190,214
預り金の増減額(減少額)		332,082	27,787
未払消費税等の増減額(減少額)		-	126,170
匿名組合等分配損益(利益)		196,783	376,600
匿名組合損益分配額		10,668	14,321
営業利息の受取額		-	653,282
営業利息の支払額		-	244,157
その他		93,702	61,956
小計		3,694,178	2,012,192
利息及び配当金の受取額		14,130	88,636
利息の支払額		103,146	404,592
法人税等の還付額		96,700	593,345
法人税等の支払額		1,890,128	2,022,676
営業活動によるキャッシュ・フロー		5,576,622	266,906
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出		2,293,295	-
有価証券の償還・売却による収入		2,293,447	-

		前連結会計年度 自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日	当連結会計年度 自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
有形固定資産の取得による支出		151,940	23,505,842
無形固定資産の取得による支出		3,450	-
投資有価証券の取得による支出		3,969,470	4,000
投資有価証券の売却・出資返還による収入		837,160	22,979
その他の関係会社有価証券の取得による支出		3,044,204	1,981,363
その他の関係会社有価証券の売却・出資返還による収入		632,702	786,667
匿名組合出資による支出		223,476	512,620
匿名組合出資の出資返還による収入		196,547	182,466
出資金の取得による支出		25,000	-
出資金の譲渡・売却等による収入		22,300	-
金銭信託受益権等の取得による支出		2,617,860	1,503,638
金銭信託受益権等の出資返還による収入		42,995	759,519
貸付による支出		128,570	20,751
貸付金の回収による収入		4,952,352	94,569
貸付金の購入による支出		3,207,565	-
その他		156,883	8,834
投資活動によるキャッシュ・フロー		6,530,445	25,673,180
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金増減額(減少額)		5,538,695	5,500,175
長期借入金による収入		-	22,023,000
社債の発行による収入		7,679,743	3,397,800
社債の償還による支出		460,807	38,545
配当金の支払額		182,056	180,086
少数株主からの払込みによる収入		1,254,622	3,625,192
少数株主への分配金の支払額		1,333,572	291,725
匿名組合出資者からの払込みによる収入		3,070,912	1,258,119
その他		1,540	252,932
財務活動によるキャッシュ・フロー		15,569,076	24,040,646
現金及び現金同等物に係る換算差額		46,138	24,041
現金及び現金同等物の増減額		3,508,146	1,341,585
現金及び現金同等物の期首残高		889,139	4,402,843
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額		5,556	-
現金及び現金同等物の期末残高		4,402,843	3,061,257

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前連結会計年度 自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日	当連結会計年度 自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社の数 23社</p> <p>主要な連結子会社の名称</p> <p>SCJ債権回収(株)</p> <p>SCJインベストメント・マネジメント(株)</p> <p>エスシージェイ・ヴィーエム(有)</p> <p>(有)エスシージェイ・レップ・ジーピー・インベスター</p> <p>SCJ-M-B投資事業有限責任組合</p> <p>SCJREP NK Partnership任意組合</p> <p>SCJREP NK Partnership任意組合</p> <p>SCJREP Asia NK Partnership任意組合</p> <p>SCJREP Asia Management, L.P.</p> <p>SCJ・リアルエステート・メザニン・パートナーズ 投資事業有限責任組合</p> <p>アシュウッド・ツー(有)</p> <p>SCJ-RMF-B投資事業有限責任組合</p> <p>エス・アール・エフ虎ノ門有限責任中間法人</p> <p>SCJ・メザニン・インベストメント合同会社</p> <p>SCJレジデンシャル・ファンド2合同会社</p> <p>RF2C合同会社</p> <p>SCJ・メザニン・インベストメント合同会社、シー・エス・ジー合同会社、SCJレジデンシャル・ファンド2合同会社、SCJ虎ノ門有限責任中間法人、RF2A合同会社、RF2B合同会社、RF2C合同会社及びRF2D合同会社は、当連結会計年度に新規に設立し、連結の範囲に含めておりません。</p> <p>SCJREP Asia Management, L.P.及びエス・ジー・ピー有限責任中間法人は、重要性が増加したため当連結会計年度より連結の範囲に含めております。</p> <p>アシュウッド・ワン(有)は、一時的支配に該当しなくなったため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。</p>	<p>(1) 連結子会社の数 24社</p> <p>主要な連結子会社の名称</p> <p>SCJ債権回収(株)</p> <p>SCJインベストメント・マネジメント(株)</p> <p>エスシージェイ・ヴィーエム(有)</p> <p>(有)エスシージェイ・レップ・ジーピー・インベスター</p> <p>SCJ-M-B投資事業有限責任組合</p> <p>SCJREP NK Partnership任意組合</p> <p>SCJREP NK Partnership任意組合</p> <p>SCJREP Asia NK Partnership任意組合</p> <p>SCJREP Asia Management, L.P.</p> <p>SCJ・リアルエステート・メザニン・パートナーズ 投資事業有限責任組合</p> <p>アシュウッド・ツー(有)</p> <p>SCJ-RMF-B投資事業有限責任組合</p> <p>エス・アール・エフ虎ノ門有限責任中間法人</p> <p>SCJ・メザニン・インベストメント合同会社</p> <p>SCJレジデンシャル・ファンド2合同会社</p> <p>RF2C合同会社</p> <p>RF2A合同会社</p> <p>RF2D合同会社</p> <p>SCJREP Management, LLC</p> <p>SCJREP Management, LLCは、当連結会計年度に新規に設立し、連結の範囲に含めております。</p>

項目	前連結会計年度 自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日	当連結会計年度 自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日
	<p>(2) 主要な非連結子会社の名称</p> <p>Mountain Recovery Fund (有) エム・アール・エフ・ツー(有) SCJREP Management, L.P. SCJREP Management, L.P. SCJREP Asia, L.P.</p> <p>連結の範囲から除いた理由</p> <p>Mountain Recovery Fund (有)及びエム・アール・エフ・ツー(有)は、主として匿名組合契約方式により債権投資事業を行っている営業者であり、当社グループに帰属する資産及び損益は実質的に僅少であるため、連結財務諸表規則第5条第1項第2号により連結の範囲から除外しております。</p> <p>SCJREP Management, L.P.、SCJREP Management, L.P.及びSCJREP Asia, L.P.は、当社グループに帰属する資産及び損益は実質的に僅少であるため、連結財務諸表規則第5条第1項第2号により連結の範囲から除外しております。</p> <p>その他の非連結子会社は、小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除いております。</p>	<p>(2) 主要な非連結子会社の名称</p> <p>Mountain Recovery Fund (有) SCJREP Management, L.P. SCJREP Management, L.P. SCJREP Asia, L.P. SCJREP , L.P. SCJREP Cayman, L.P. SCJREP Fund, L.P.</p> <p>連結の範囲から除いた理由</p> <p>Mountain Recovery Fund (有)は、主として匿名組合契約方式により債権投資事業を行っている営業者であり、当社グループに帰属する資産及び損益は実質的に僅少であるため、連結財務諸表規則第5条第1項第2号により連結の範囲から除外しております。</p> <p>SCJREP Management, L.P.、SCJREP Management, L.P.、SCJREP Asia, L.P.、SCJREP , L.P.、SCJREP Cayman, L.P.及びSCJREP Fund, L.P.は、当社グループに帰属する資産及び損益は実質的に僅少であるため、連結財務諸表規則第5条第1項第2号により連結の範囲から除外しております。</p> <p>その他の非連結子会社は、小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除いております。</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法を適用した関連会社数 2社 J-STAR(株) J-STAR一号投資事業有限責任組合</p> <p>(2) 持分法適用の非連結子会社 該当事項はありません。</p>	<p>(1) 持分法を適用した関連会社数 2社 同左</p> <p>(2) 持分法適用の非連結子会社数 6社 SCJREP Management, L.P. SCJREP Management, L.P. SCJREP Asia, L.P. SCJREP , L.P. SCJREP Cayman, L.P. SCJREP Fund, L.P. SCJREP , L.P.、SCJREP Cayman, L.P.及びSCJREP Fund, L.P.は、当連結会計年度に新規に設立し、持分法適用の範囲に含めております。</p>

項目	前連結会計年度 自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日	当連結会計年度 自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日
	<p>(3) 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称 Mountain Recovery Fund (有) エム・アール・エフ・ツー(有) SCJREP Management, L.P. SCJREP Management, L.P. SCJREP Asia, L.P. 持分法を適用しない理由 上記の持分法非適用会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。</p>	<p>(3) 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称 Mountain Recovery Fund (有) 持分法を適用しない理由 同左</p>
3 連結子会社の事業年度等に関する事項	<p>連結子会社のうち、SCJ・リアルエステート・メザニン・パートナーズ 投資事業有限責任組合及びエス・アール・エフ虎ノ門有限責任中間法人の決算日は1月末日であります。また、SCJレジデンシャル・ファンド2合同会社、SCJ虎ノ門有限責任中間法人、RF2A合同会社、RF2B合同会社、RF2C合同会社及びRF2D合同会社の決算日は6月末日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。 その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。</p>	<p>連結子会社のうち、SCJ・リアルエステート・メザニン・パートナーズ 投資事業有限責任組合及びエス・アール・エフ虎ノ門有限責任中間法人の決算日は1月末日であります。また、SCJ虎ノ門有限責任中間法人の決算日は6月末日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。 その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。</p>
4 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 イ 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売買原価は総平均法により算定) 時価のないもの 総平均法による原価法 (外貨建その他有価証券は、決算日直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は評価差額として処理しております。また評価差額は全部純資産直入法により処理しております。) (匿名組合出資金は個別法によっており、詳細は「4(7)イ匿名組合出資金の会計処理」に記載しております。) (投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。)</p>	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 イ 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左</p>

項目	前連結会計年度 自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日	当連結会計年度 自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日
	<p>□ デリバティブ 時価法</p> <p>八 信託不動産 不動産信託受益権 個別法による原価法 当社グループが組成するファンドが保有するものであり、減価償却を実施しております。主な耐用年数は45年です。</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>イ 有形固定資産 建物（建物附属設備を除く） 平成10年3月31日以前に取得したもの 法人税法に規定する旧定率法 平成10年4月1日以降平成19年3月31日以前に取得したもの 法人税法に規定する旧定額法 平成19年4月1日以降に取得したもの 法人税法に規定する定額法 上記以外の有形固定資産 平成19年3月31日以前に取得したもの 法人税法に規定する旧定率法 平成19年4月1日以降に取得したもの 法人税法に規定する定率法 なお、主な耐用年数は、建物15年、工具器具及び備品4～15年です。</p> <p>□ 無形固定資産 定額法によっております。 ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づき定額法により償却しております。</p> <p>(3) 重要な繰延資産の処理方法</p> <p>イ 株式交付費 支出時に全額費用処理しております。</p> <p>□ 社債発行費 支出時に全額費用処理しております。</p> <p>(4) 重要な引当金の計上基準</p> <p>イ 貸倒引当金 売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p>	<p>□ デリバティブ 同左</p> <p>八</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>イ 有形固定資産 建物（建物附属設備を除く） 平成10年3月31日以前に取得したもの 法人税法に規定する旧定率法 平成10年4月1日以降平成19年3月31日以前に取得したもの 法人税法に規定する旧定額法 平成19年4月1日以降に取得したもの 法人税法に規定する定額法 上記以外の有形固定資産 平成19年3月31日以前に取得したもの 法人税法に規定する旧定率法 平成19年4月1日以降に取得したもの 法人税法に規定する定率法 なお、主な耐用年数は、建物15～45年、工具器具及び備品4～15年です。</p> <p>□ 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 重要な繰延資産の処理方法</p> <p>イ 株式交付費 同左</p> <p>□ 社債発行費 同左</p> <p>(4) 重要な引当金の計上基準</p> <p>イ 貸倒引当金 同左</p>

項目	前連結会計年度 自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日	当連結会計年度 自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日
	<p>□ 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。</p> <p>(5) 連結財務諸表の作成の基礎となった連結会社の財務諸表の作成に当たって採用した重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>(6) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 イ 匿名組合出資金の会計処理 匿名組合へ出資を行うに際して、匿名組合の財産の持分相当額を「投資有価証券」として計上しております。連結会社の出資する匿名組合が獲得した純損益の持分相当額については「売上高」に計上するとともに同額を「投資有価証券」に加減し、投資先の営業者からの出資金の払い戻しについては、「投資有価証券」を減額させております。</p> <p>□ 買取債権の会計処理 買取債権の代金回収に際しては、個別債権毎に回収代金を「買取債権」の取得原価より減額し、個別債権毎の回収代金が取得原価を超過した金額を純額で「売上高」に計上しております。</p> <p>ハ 消費税等の会計処理 税抜方式により処理しております。なお、固定資産に係る控除対象外消費税等は、固定資産の取得原価に算入しております。</p>	<p>□ 賞与引当金 同左</p> <p>(5) 連結財務諸表の作成の基礎となった連結会社の財務諸表の作成に当たって採用した重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、連結子会社の資産及び負債は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における「為替換算調整勘定」に含めて計上しております。</p> <p>(6) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 イ 匿名組合出資金の会計処理 同左</p> <p>□ 買取債権の会計処理 同左</p> <p>ハ 消費税等の会計処理 同左</p>
5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価方法については、全面時価評価法を採用しております。	同左

項目	前連結会計年度 自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日	当連結会計年度 自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日
6 連結キャッシュ・フロー 計算書における資金の範 囲	連結キャッシュ・フロー計算書における 資金（現金及び現金同等物）は、手許現 金、随時引き出し可能な預金及び容易に換 金可能であり、かつ、価値の変動について 僅少なリスクしか負わない取得日から 3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投 資からなっております。	同左

会計処理の変更

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日</p>
<p>(減価償却資産の減価償却の方法)</p> <p>当連結会計年度から、法人税法の改正(「所得税法等の一部を改正する法律(法律第6号 平成19年3月30日)」及び「法人税法施行令の一部を改正する政令(政令第83号 平成19年3月30日)」)に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。</p> <p>これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>	<p>(ファンド保有不動産の表示区分変更)</p> <p>前連結会計年度におきましては、当社が運営するファンド(SPC)が保有する土地・建物等の不動産について、主として転売目的で保有する資産として、流動資産のうち「信託不動産」として区分しておりました。</p> <p>当連結会計年度におきましては、ファンドの通常の営業過程において従来と比べ比較的長期に渡り当該不動産を保有していくことが想定され、物件の転売目的のみならず、物件を取得した段階から賃貸を目的として不動産を保有することの重要性が増したことから当該不動産について、物件売却確定前は主に賃貸目的として「固定資産」に区分し、物件売却確定後に転売目的として「流動資産」に区分する方法が、当ファンド事業の実態を表し、当社グループの財政状態を適切に反映すると判断し、売却確定前の不動産を「流動資産(信託不動産)」から「固定資産(有形固定資産)」に表示する方法に変更しております。</p> <p>この変更により、従来と同一の方法を採用した場合と比較し、連結貸借対照表上、信託不動産(流動資産)が30,398,916千円減少し、有形固定資産が30,398,916千円増加しております。</p> <p>また、この変更により、従来と同一の方法を採用した場合と比較し、連結キャッシュ・フロー計算書上、信託不動産の増加額(営業活動)が23,481,719千円減少し、有形固定資産の取得による支出(投資活動)が23,481,719千円増加しております。</p>

表示方法の変更

<p>前連結会計年度 自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日</p>	<p>当連結会計年度 自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日</p>
<p>(連結損益計算書) 前連結会計年度において販売費及び一般管理費の「その他」に含めて表示してありました「支払手数料」は、当連結会計年度において、販売費及び一般管理費の総額の100分の10を超えたため区分掲記しました。 なお、前連結会計年度の「支払手数料」は160,065千円であります。</p> <p>(連結キャッシュ・フロー計算書) 1. 営業活動によるキャッシュ・フローの「関係会社株式清算損」、「買取債権の増減額」、「前受金の増減額」及び「未払消費税の増減額」は、当連結会計年度において、金額的重要性が乏しくなったため、「その他」に含めて表示しております。 なお、当連結会計年度の「その他」に含まれている「関係会社株式清算損」、「買取債権の増減額」、「前受金の増減額」及び「未払消費税の増減額」は、各々632千円、9,182千円、23,160千円及び5,099千円であります。 2. 投資活動によるキャッシュ・フローの「敷金及び保証金の差入による支出」は、当連結会計年度において、金額的重要性が乏しくなったため「その他」に含めております。 なお、当連結会計年度の「その他」に含まれている「敷金及び保証金の差入による支出」は12,554千円であります。 3. 財務活動によるキャッシュ・フローの「株式の発行による収入」は、当連結会計年度において、金額的重要性が乏しくなったため「その他」に含めております。 なお、当連結会計年度の「その他」に含まれている「株式の発行による収入」は1,540千円であります。</p>	<p>(連結貸借対照表) 前連結会計年度において投資その他の資産の「その他」に含めて表示してありました「繰延税金資産」は、当連結会計年度において、資産の総額の100分の1を超えたため区分掲記しました。 なお、前連結会計年度の「繰延税金資産」は57,516千円であります。</p> <p>(連結損益計算書) 前連結会計年度において営業外収益の「その他」に含めて表示してありました「還付加算金」は、当連結会計年度において、営業外収益の総額の100分の10を超えたため区分掲記しました。 なお、前連結会計年度の「還付加算金」は373千円であります。</p> <p>(連結キャッシュ・フロー計算書) 1. 営業活動によるキャッシュ・フローの「営業受取利息」、「未払消費税等の増減額」及び「営業利息の受取額」は、当連結会計年度において、金額的重要性が増加したため、区分掲記して表示しております。 なお、前連結会計年度の「その他」に含まれている「営業受取利息」、「未払消費税等の増減額」及び「営業利息の受取額」は、各々512,815千円、5,099千円及び483,162千円であります。 2. 投資活動によるキャッシュ・フローの「無形固定資産の取得による支出」、「出資金の取得による支出」及び「出資金の譲渡・売却等による収入」は、当連結会計年度において、金額的重要性が乏しくなったため「その他」に含めております。 なお、当連結会計年度の「その他」に含まれている「無形固定資産の取得による支出」、「出資金の取得による支出」及び「出資金の譲渡・売却等による収入」は、各々862千円、9,000千円及び5,000千円であります。</p>

追加情報

前連結会計年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)
	<p>(子会社の収益に対応する費用の表示)</p> <p>前連結会計年度におきましては、当社が連結対象として いる子会社(ファンド)の収益(賃料収入及び利息収入 等)に対応する費用(管理費用及び利息費用等)につ きましては、金額的重要性に乏しかったため、連結損 益計算書上において「販売費及び一般管理費」及び 「営業外費用」に区分して計上しておりました。</p> <p>当連結会計年度におきましては、当社グループへの 当該ファンドの損益の寄与が通期にわたり、当該 ファンドの収益の獲得に要した費用の一部につ いては「売上原価」として独立掲記することが 当社グループの経営成績をより適切に表示する との判断から、当該費用を連結損益計算書の 「売上原価」に計上する方法に変更しております。</p> <p>この変更により、従来と同一の方法を採用した 場合と比較し、売上原価が1,631,142千円増加 し、販売費及び一般管理費、営業外費用(支払利 息)及び特別損失(投資有価証券評価損)が、 各々510,599千円、294,406千円及び826, 135千円減少しております。この結果、売上総利 益、営業利益及び経常利益が、各々1,631,142 千円、1,120,542千円及び826,135千円減少 しておりますが、税金等調整前当期純損失には影 響ありません。</p> <p>また、上記「営業外費用(支払利息)」から「 売上原価」への表示科目の修正に伴い、従来 営業活動によるキャッシュ・フローの小計以下 の「利息の支払額」に含めて表示していた支払 利息の一部を小計より上に記載する方法に 変更しております。</p> <p>この変更により、従来と同一の方法を採用した 場合と比較し、営業活動によるキャッシュ・フ ローの「営業支払利息」及び「営業利息の支 払額」が、各々294,406千円及び244,157 千円増加し、営業活動によるキャッシュ・フ ローの小計以下の「利息の支払額」が244,157 千円減少しております。</p> <p>セグメント情報に与える影響は、当該箇所に 記載しております。</p>

注記事項

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 平成19年12月31日	当連結会計年度 平成20年12月31日																																												
<p>1 非連結子会社及び関連会社に対するものは以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>投資有価証券(株式)</td> <td style="text-align: right;">98,845千円</td> </tr> </table> <p>2 担保に供している資産及び担保に係る債務は以下のとおりであります。</p> <p>(1)担保に供している資産</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>投資有価証券</td> <td style="text-align: right;">7,312,000千円</td> </tr> <tr> <td>長期貸付金</td> <td style="text-align: right;">2,183,274千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">9,495,274千円</td> </tr> </table> <p>担保に係る債務</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>短期借入金</td> <td style="text-align: right;">5,500,175千円</td> </tr> </table> <p>なお、上記短期借入金はノンリコース・ローン(責任財産限定型債務)であります。当該ノンリコース・ローンは、当社グループが運用するファンドの1つであるSCJ・リアルエステート・メザニン・パートナーズ 投資事業有限責任組合を受益者とし、同ファンド運営のために設定した信託が保有する投資有価証券及び長期貸付金を担保として、同信託が金融機関から調達した借入金であり、当該信託資産及び資産の収益のみを返済原資とするものであります。</p> <p>(2)担保に供している資産</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>長期貸付金</td> <td style="text-align: right;">1,081,919千円</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券</td> <td style="text-align: right;">3,622,392千円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td style="text-align: right;">249,661千円</td> </tr> <tr> <td>短期借入金</td> <td style="text-align: right;">2,723,088千円</td> </tr> <tr> <td>その他負債</td> <td style="text-align: right;">774,463千円</td> </tr> <tr> <td>有限責任組合員持分計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,456,422千円</td> </tr> </table> <p>担保に係る債務</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>社債</td> <td style="text-align: right;">1,246,232千円</td> </tr> </table> <p>上記社債は、ノンリコース・ボンド(責任財産限定型社債)であります。当該ノンリコース・ボンドは、当社グループが運用するファンドの1つであるSCJ・リアルエステート・メザニン・パートナーズ 投資事業有限責任組合(以下「組合」という。)へ間接的に投資する投資家のために、SCJ・メザニン・インベストメント合同会社が保有する当組合への有限責任組合員持分を担保として、同合同会社が投資家に対して発行した社債であり、当該組合持分及び組合からの収益のみを返済原資とするものであります。なお、当該合同会社が保有する組合員持分は、組合を連結対象としているため相殺消去され、連結上は組合が保有する資産負債(全組合員持分)に置き換えられて表示されております。組合が計上する資産負債のうち、社債の担保となるのは合同会社が保有する上記組合員持分のみとなります。また、上記担保中の投資有価証券及び長期貸付金は(1)に記載の投資有価証券及び長期貸付金の一部であります。</p>	投資有価証券(株式)	98,845千円	投資有価証券	7,312,000千円	長期貸付金	2,183,274千円	計	9,495,274千円	短期借入金	5,500,175千円	長期貸付金	1,081,919千円	投資有価証券	3,622,392千円	その他資産	249,661千円	短期借入金	2,723,088千円	その他負債	774,463千円	有限責任組合員持分計	1,456,422千円	社債	1,246,232千円	<p>1 非連結子会社及び関連会社に対するものは以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>投資有価証券(株式)</td> <td style="text-align: right;">93,378千円</td> </tr> </table> <p>2 担保に供している資産及び担保に係る債務は以下のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>流動資産その他</td> <td style="text-align: right;">537,807千円</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td style="text-align: right;">12,016,655千円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">18,382,261千円</td> </tr> <tr> <td>その他の関係会社有価証券</td> <td style="text-align: right;">4,000千円</td> </tr> <tr> <td>投資その他の資産その他</td> <td style="text-align: right;">14,022千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">30,954,746千円</td> </tr> </table> <p>担保に係る債務</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>長期借入金</td> <td style="text-align: right;">22,000,000千円</td> </tr> <tr> <td>社債</td> <td style="text-align: right;">4,605,487千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">26,605,487千円</td> </tr> </table> <p>なお、上記借入金及び社債はノンリコース・ローン(責任財産限定型債務)及びノンリコース・ボンド(責任財産限定型社債)であります。当該ノンリコース・ローン及びボンドは、当社グループが運用するファンドの資産及び資産の収益のみを返済原資とするものであります。</p> <p>上記の他、連結上消去したその他の関係会社有価証券5,145,737千円を担保に供しております。</p>	投資有価証券(株式)	93,378千円	流動資産その他	537,807千円	建物	12,016,655千円	土地	18,382,261千円	その他の関係会社有価証券	4,000千円	投資その他の資産その他	14,022千円	計	30,954,746千円	長期借入金	22,000,000千円	社債	4,605,487千円	計	26,605,487千円
投資有価証券(株式)	98,845千円																																												
投資有価証券	7,312,000千円																																												
長期貸付金	2,183,274千円																																												
計	9,495,274千円																																												
短期借入金	5,500,175千円																																												
長期貸付金	1,081,919千円																																												
投資有価証券	3,622,392千円																																												
その他資産	249,661千円																																												
短期借入金	2,723,088千円																																												
その他負債	774,463千円																																												
有限責任組合員持分計	1,456,422千円																																												
社債	1,246,232千円																																												
投資有価証券(株式)	93,378千円																																												
流動資産その他	537,807千円																																												
建物	12,016,655千円																																												
土地	18,382,261千円																																												
その他の関係会社有価証券	4,000千円																																												
投資その他の資産その他	14,022千円																																												
計	30,954,746千円																																												
長期借入金	22,000,000千円																																												
社債	4,605,487千円																																												
計	26,605,487千円																																												

前連結会計年度 平成19年12月31日	当連結会計年度 平成20年12月31日												
<p>3 当社グループ（当社及び連結子会社）は、運転資金の効率的な調達を行うため主要取引金融機関と当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約を締結しております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">当座貸越限度額及び貸出コミットメントの総額</td> <td style="text-align: right; width: 20%;">3,600,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">3,600,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入未実行残高</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">- 千円</td> </tr> </table>	当座貸越限度額及び貸出コミットメントの総額	3,600,000千円	借入実行残高	3,600,000千円	借入未実行残高	- 千円	<p>3 当社グループ（当社及び連結子会社）は、運転資金の効率的な調達を行うため主要取引金融機関と当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約を締結しております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">当座貸越限度額及び貸出コミットメントの総額</td> <td style="text-align: right; width: 20%;">3,900,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">3,600,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入未実行残高</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">300,000千円</td> </tr> </table> <p>（財務制限条項）</p> <p>上記のうち貸出コミットメントライン契約2,000,000千円については、「連結決算書ベースで経常利益1,000,000千円以上を維持すること」という財務制限条項が付されております。当期末現在、当社は連結「経常利益1,000,000千円以上を維持」していませんが、当決算期については、同項の適用免除及び期限の利益喪失事由に該当しない旨、金融機関より承諾を得ております。</p>	当座貸越限度額及び貸出コミットメントの総額	3,900,000千円	借入実行残高	3,600,000千円	借入未実行残高	300,000千円
当座貸越限度額及び貸出コミットメントの総額	3,600,000千円												
借入実行残高	3,600,000千円												
借入未実行残高	- 千円												
当座貸越限度額及び貸出コミットメントの総額	3,900,000千円												
借入実行残高	3,600,000千円												
借入未実行残高	300,000千円												

（連結損益計算書関係）

前連結会計年度 自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日	当連結会計年度 自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日												
<p>1 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">工具器具及び備品</td> <td style="text-align: right; width: 20%;">459千円</td> </tr> </table> <p>2 本社事務所の移転関連費用であり、内訳は下記のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">旧オフィス原状回復費</td> <td style="text-align: right; width: 20%;">41,853千円</td> </tr> <tr> <td>固定資産除却損</td> <td style="text-align: right;">39,797千円</td> </tr> <tr> <td>引越・移設・運搬費用</td> <td style="text-align: right;">8,883千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">90,533千円</td> </tr> </table>	工具器具及び備品	459千円	旧オフィス原状回復費	41,853千円	固定資産除却損	39,797千円	引越・移設・運搬費用	8,883千円	計	90,533千円	<p>1 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">工具器具及び備品</td> <td style="text-align: right; width: 20%;">2,132千円</td> </tr> </table>	工具器具及び備品	2,132千円
工具器具及び備品	459千円												
旧オフィス原状回復費	41,853千円												
固定資産除却損	39,797千円												
引越・移設・運搬費用	8,883千円												
計	90,533千円												
工具器具及び備品	2,132千円												

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成19年1月1日至平成19年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(株)	当連結会計年度増 加株式数(株)	当連結会計年度減 少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	121,371	81	-	121,452
合計	121,371	81	-	121,452

(注)普通株式の発行済株式の増加81株は、ストック・オプションの権利行使による増加であります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	当連結会計年度末残高(千円)
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	2,317
合計		2,317

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成19年3月28日 定時株主総会	普通株式	182,056	1,500	平成18年12月31日	平成19年3月29日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年3月26日 定時株主総会	普通株式	182,178	利益剰余金	1,500	平成19年12月31日	平成20年3月27日

当連結会計年度(自平成20年1月1日至平成20年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(株)	当連結会計年度増 加株式数(株)	当連結会計年度減 少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	121,452	54	-	121,506
合計	121,452	54	-	121,506

(注)普通株式の発行済株式の増加54株は、ストック・オプションの権利行使による増加であります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	当連結会計年度末残高(千円)
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	2,306
合計		2,306

3. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成20年3月26日 定時株主総会	普通株式	182,178	1,500	平成19年12月31日	平成20年3月27日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日	当連結会計年度 自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日
現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金 4,402,843千円	現金及び預金 3,061,257千円
現金及び現金同等物 4,402,843千円	現金及び現金同等物 3,061,257千円

(リース取引関係)

前連結会計年度 自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日	当連結会計年度 自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース取引は重要性が低いため注記を省略しております。	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 同左
2. オペレーティング・リース取引 (借主側)	2. オペレーティング・リース取引 (借主側)
未経過リース料	未経過リース料
1年以内 229,320千円	1年以内 229,320千円
1年超 649,740千円	1年超 420,420千円
合計 879,060千円	合計 649,740千円

(有価証券関係)

前連結会計年度(自平成19年1月1日至平成19年12月31日)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価(千円)	連結貸借対照表計上額(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	-	-	-	-
	小計	-	-	-
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債券	1,801,989	1,796,100	5,889
	信託受益権	2,696,615	2,670,935	25,679
	小計	4,498,604	4,467,035	31,568
合計		4,498,604	4,467,035	31,568

2. 時価評価されていない主な有価証券

その他有価証券	連結貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	84,000
非上場債券	3,901,785
非上場外国証券	182,968
信託受益権	1,791,827
匿名組合出資	393,564
合計	6,354,145
子会社株式及び関連会社株式等	連結貸借対照表計上額(千円)
子会社株式・出資金	2,866,577
関連会社株式・出資金	1,038,490
合計	3,905,068

3. その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額

	1年以内(千円)	1年超5年以内(千円)	5年超10年以内(千円)	10年超(千円)
債券	-	5,700,000	-	-
社債	-	-	-	-
信託受益権	-	2,695,412	500,000	-
合計	-	8,395,412	500,000	-

当連結会計年度(自平成20年1月1日至平成20年12月31日)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価(千円)	連結貸借対照表計上額(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	-	-	-	-
	小計	-	-	-
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債券	5,699,855	5,673,600	26,255
	信託受益権	2,684,099	2,679,331	4,768
	小計	8,383,955	8,352,931	31,023
合計		8,383,955	8,352,931	31,023

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価格であります。なお、当連結会計年度において減損処理を行い、有価証券評価損(売上原価)826,135千円及び投資有価証券評価損(特別損失)1,171,943千円を計上しております。なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

2. 時価評価されていない主な有価証券

その他有価証券	連結貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	110
非上場外国証券	104,467
信託受益権	609,790
匿名組合出資	708,275
合計	1,422,642
子会社株式及び関連会社株式等	連結貸借対照表計上額(千円)
子会社株式・出資金	3,898,194
関連会社株式・出資金	185,002
合計	4,083,197

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価格であります。なお、当連結会計年度において減損処理を行い、投資有価証券評価損(特別損失)138,808千円を計上しております。

3. その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
債券	1,500,000	4,173,600	-	-
社債				
信託受益権	586,290	1,593,040	500,000	-
合計	2,086,290	5,766,640	500,000	-

(デリバティブ取引関係)

1. 取引の状況に関する事項

前連結会計年度 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)	当連結会計年度 (自平成20年1月1日 至平成20年12月31日)
<p>(1) 取引の内容及び利用目的等 連結子会社（投資事業有限責任組合）において投資事業に係る金利変動のリスクを回避するため、スワップ取引を行っております。</p> <p>(2) 取引に対する取組方針 金利関連のデリバティブ取引については、現在、固定金利を変動金利に変更する目的で金利スワップを利用しているのみであります。 投機目的の取引及びレバレッジ効果の高いデリバティブ取引は行わない方針であります。</p> <p>(3) 取引に係るリスクの内容 デリバティブ取引においては、主に市場リスク及び信用リスクがあります。 市場リスクとして、市場金利の変動によるリスクを有しております。 信用リスクについては、デリバティブの契約先が信用度の高い銀行等であるため、契約先の契約不履行により損失を被るリスクはほとんどないと判断しております。</p> <p>(4) 取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引は、連結子会社（投資事業有限責任組合）の「投資ガイドライン」に沿って起案され、当社役員にて構成される投資委員会の承認を経て実行されます。 実行後の運用状況につきましては、四半期毎に開催される定期投資委員会にて報告が行われます。</p>	<p>(1) 取引の内容及び利用目的等 連結子会社（運用ファンド）において投資事業に係る金利変動のリスクを回避するため、オプション取引を行っております。</p> <p>(2) 取引に対する取組方針 金利関連のデリバティブ取引については、現在、金利の変動をヘッジする目的で金利オプションを利用しているのみであります。 投機目的の取引及びレバレッジ効果の高いデリバティブ取引は行わない方針であります。</p> <p>(3) 取引に係るリスクの内容 同左</p> <p>(4) 取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引は、連結子会社（運用ファンド）の「投資ガイドライン」に沿って起案され、当社役員にて構成される投資委員会の承認を経て実行されます。 実行後の運用状況につきましては、四半期毎に開催される定期投資委員会にて報告が行われます。</p>

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連

前連結会計年度末（平成19年12月31日）

期末残高がないため、該当事項はありません。

当連結会計年度末（平成20年12月31日）

区分	種類	当連結会計年度（平成20年12月31日）			
		契約額等 （千円）	契約額等のうち1 年超 （千円）	時価 （千円）	評価損益 （千円）
市場取引以外の取引	金利オプション取引 （金利キャップ取引）	22,023,000	22,023,000	23,563	61,648
合計		22,023,000	22,023,000	23,563	61,648

(注) 1. 時価の算定方法

金利キャップ取引・・・金利キャップ契約を締結している取引銀行等から提示された価格によっております。

2. 上記金利キャップ契約における想定元本は、この金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスク量を示すものではありません。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自平成19年1月1日至平成19年12月31日)

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び数	当社役員、従業員及び顧問31名	当社及び当社関連会社従業員13名	当社従業員13名
ストック・オプション数	普通株式 20,466株(注1)	普通株式 756株(注1)	普通株式 6,156株(注1)
付与日	平成14年8月15日	平成15年1月22日	平成15年7月23日
権利確定条件	付与日(平成14年8月15日)以降、権利確定日(注2)まで継続して勤務していること	付与日(平成15年1月22日)以降、権利確定日(注2)まで継続して勤務していること	付与日(平成15年7月23日)以降、権利確定日(注2)まで継続して勤務していること
対象勤務期間	付与日以降各権利確定日まで	付与日以降各権利確定日まで	付与日以降各権利確定日まで
権利行使期間	平成14年8月15日から平成24年8月14日まで	平成15年1月22日から平成25年1月21日まで	平成15年7月23日から平成25年7月22日まで

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び数	当社役員1名及び従業員1名	当社役員2名	当社従業員2名
ストック・オプション数	普通株式 6,750株(注1)	普通株式 600株(注1)	普通株式 1,797株(注1)
付与日	平成16年1月15日	平成17年4月1日	平成17年10月3日
権利確定条件	付与日(平成16年1月15日)以降、権利確定日(注3)まで継続して勤務していること	権利確定条件は付されておりません。	付与日(平成17年10月3日)以降、権利確定日(注4)まで継続して勤務していること
対象勤務期間	付与日以降各権利確定日まで	対象勤務期間の定めはありません。	付与日以降各権利確定日まで
権利行使期間	平成16年1月15日から平成26年1月14日まで	平成17年10月1日から平成23年9月30日まで	平成19年3月30日から平成23年9月30日まで

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
付与対象者の区分及び数	当社従業員40名	当社従業員6名	当社従業員4名
ストック・オプション数	普通株式 2,310株(注1)	普通株式 1,290株(注1)	普通株式 1,100株(注1)
付与日	平成17年10月3日	平成18年3月1日	平成18年4月28日
権利確定条件	付与日(平成17年10月3日)以降、権利確定日(注4)まで継続して勤務していること	付与日(平成18年3月1日)以降、権利確定日(注4)まで継続して勤務していること	付与日(平成18年4月28日)以降、権利確定日(注4)まで継続して勤務していること
対象勤務期間	付与日以降各権利確定日まで	付与日以降各権利確定日まで	付与日以降各権利確定日まで
権利行使期間	平成19年3月30日から平成23年9月30日まで	平成19年3月30日から平成23年9月30日まで	平成20年3月31日から平成24年9月30日まで

(注)1. スtock・オプション数は、株式数に換算して記載しております。

2. 新株予約権は、新株予約権の行使期間の初日から始まる3年間の期間中、分割して半年毎(1月1日及び7月1日)に行使権限が発生します。ただし、新株予約権の被付与者は、新株予約権の権限発生時まで、当社又は当社の関連会社の取締役、監査役、役員、従業員、顧問又はコンサルタントであり続けなければなりません。その他の条件については、当社と新株予約権の被付与者との間で締結される「新株予約権付与契約」に基づき規定されております。

3. 新株予約権は、新株予約権の行使期間の初日から始まる2年間の期間中、分割して1年毎（1月1日）に行使権限が発生します。その他の条件については、当社と新株予約権の被付与者との間で締結される「新株予約権付与契約」に基づき規定されております。
4. 新株予約権は、新株予約権の行使期間の初日から始まる複数年の間に、分割して行使権限が発生します。ただし、新株予約権の被付与者は、新株予約権の権限発生時まで、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員でなければなりません。その他の条件については、当社と新株予約権の被付与者との間で締結される「新株予約権割当契約」に基づき規定されております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
権利確定前（株）									
前連結会計年度末	-	-	-	1,971	78	1,797	1,755	1,290	1,100
失効	-	-	-	-	-	-	54	447	-
権利確定	-	-	-	1,971	78	513	495	306	-
未確定残	-	-	-	-	-	1,284	1,206	537	1,100
権利確定後（株）									
前連結会計年度末	9,153	54	2,997	4,779	522	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	1,971	78	513	495	306	-
失効	-	-	-	-	-	-	21	78	-
権利行使	-	-	81	-	-	-	-	-	-
未行使残	9,153	54	2,916	6,750	600	513	474	228	-

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
権利行使価格（円）	19,075	19,075	19,075	19,075	323,289	264,075	264,075	485,205	459,948
行使時平均株価（円）	-	-	341,000	-	-	-	-	-	-
公正な評価単価（付与日）	-	-	-	-	-	-	-	-	-

2. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

会社法の施行日前に付与されたストック・オプションであるため、記載を省略しております。

3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

勤務条件の不達成等による将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

4. 連結財務諸表への影響額

会社法の施行日前に付与されたストック・オプションであるため、連結財務諸表への影響はありません。

当連結会計年度（自平成20年1月1日至平成20年12月31日）

1. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び数	当社役員、従業員及び顧問31名	当社及び当社関連会社従業員13名	当社従業員13名

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
ストック・オプション数	普通株式 20,466株(注1)	普通株式 756株(注1)	普通株式 6,156株(注1)
付与日	平成14年8月15日	平成15年1月22日	平成15年7月23日
権利確定条件	付与日(平成14年8月15日)以降、権利確定日(注2)まで継続して勤務していること	付与日(平成15年1月22日)以降、権利確定日(注2)まで継続して勤務していること	付与日(平成15年7月23日)以降、権利確定日(注2)まで継続して勤務していること
対象勤務期間	付与日以降各権利確定日まで	付与日以降各権利確定日まで	付与日以降各権利確定日まで
権利行使期間	平成14年8月15日から平成24年8月14日まで	平成15年1月22日から平成25年1月21日まで	平成15年7月23日から平成25年7月22日まで

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び数	当社役員1名及び従業員1名	当社役員2名	当社従業員2名
ストック・オプション数	普通株式 6,750株(注1)	普通株式 600株(注1)	普通株式 1,797株(注1)
付与日	平成16年1月15日	平成17年4月1日	平成17年10月3日
権利確定条件	付与日(平成16年1月15日)以降、権利確定日(注3)まで継続して勤務していること	権利確定条件は付されておりません。	付与日(平成17年10月3日)以降、権利確定日(注4)まで継続して勤務していること
対象勤務期間	付与日以降各権利確定日まで	対象勤務期間の定めはありません。	付与日以降各権利確定日まで
権利行使期間	平成16年1月15日から平成26年1月14日まで	平成17年10月1日から平成23年9月30日まで	平成19年3月30日から平成23年9月30日まで

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
付与対象者の区分及び数	当社従業員40名	当社従業員6名	当社従業員4名
ストック・オプション数	普通株式 2,310株(注1)	普通株式 1,290株(注1)	普通株式 1,100株(注1)
付与日	平成17年10月3日	平成18年3月1日	平成18年4月28日
権利確定条件	付与日(平成17年10月3日)以降、権利確定日(注4)まで継続して勤務していること	付与日(平成18年3月1日)以降、権利確定日(注4)まで継続して勤務していること	付与日(平成18年4月28日)以降、権利確定日(注4)まで継続して勤務していること
対象勤務期間	付与日以降各権利確定日まで	付与日以降各権利確定日まで	付与日以降各権利確定日まで
権利行使期間	平成19年3月30日から平成23年9月30日まで	平成19年3月30日から平成23年9月30日まで	平成20年3月31日から平成24年9月30日まで

(注)1. スtock・オプション数は、株式数に換算して記載しております。

2. 新株予約権は、新株予約権の行使期間の初日から始まる3年間の期間中、分割して半年毎(1月1日及び7月1日)に行使権限が発生します。ただし、新株予約権の被付与者は、新株予約権の権限発生時まで、当社又は当社の関連会社の取締役、監査役、役員、従業員、顧問又はコンサルタントであり続けなければなりません。その他の条件については、当社と新株予約権の被付与者との間で締結される「新株予約権付与契約」に基づき規定されております。

3. 新株予約権は、新株予約権の行使期間の初日から始まる2年間の期間中、分割して1年毎(1月1日)に行使権限が発生します。その他の条件については、当社と新株予約権の被付与者との間で締結される「新株予約権付与契約」に基づき規定されております。
4. 新株予約権は、新株予約権の行使期間の初日から始まる複数年の間に、分割して行使権限が発生します。ただし、新株予約権の被付与者は、新株予約権の権限発生時まで、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員でなければなりません。その他の条件については、当社と新株予約権の被付与者との間で締結される「新株予約権割当契約」に基づき規定されております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
権利確定前(株)									
前連結会計年度末	-	-	-	-	-	1,284	1,206	537	1,100
失効	-	-	-	-	-	-	252	237	90
権利確定	-	-	-	-	-	513	411	219	210
未確定残	-	-	-	-	-	771	543	81	800
権利確定後(株)									
前連結会計年度末	9,153	54	2,916	6,750	600	513	474	228	-
権利確定	-	-	-	-	-	513	411	219	210
失効	-	-	-	-	-	-	228	333	10
権利行使	27	27	-	-	-	-	-	-	-
未行使残	9,126	27	2,916	6,750	600	1,026	657	114	200

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
権利行使価格(円)	19,075	19,075	19,075	19,075	323,289	264,075	264,075	485,205	459,948
行使時平均株価(円)	177,000	147,000	-	-	-	-	-	-	-
公正な評価単価(付与日)	-	-	-	-	-	-	-	-	-

2. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

会社法の施行日前に付与されたストック・オプションであるため、記載を省略しております。

3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

勤務条件の不達成等による将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

4. 連結財務諸表への影響額

会社法の施行日前に付与されたストック・オプションであるため、連結財務諸表への影響はありません。

(税効果会計関係)

前連結会計年度 平成19年12月31日	当連結会計年度 平成20年12月31日
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>(繰延税金資産)</p> <p>(流動資産)</p> <p>未払事業税 104,029千円</p> <p>未払費用 31,497千円</p> <p>貸倒引当金 50,513千円</p> <p>賞与引当金 13,024千円</p> <p>匿名組合出資金評価額 2,702千円</p> <p>その他 3,020千円</p> <p>繰延税金資産(流動)合計 204,787千円</p> <p>(固定資産)</p> <p>減価償却費繰入限度超過額 127千円</p> <p>投資有価証券評価額 5,628千円</p> <p>その他有価証券評価差額金 63,894千円</p> <p>連結会社間内部利益消去 30,009千円</p> <p>その他 7,124千円</p> <p>繰延税金負債(固定)との相殺 49,268千円</p> <p>繰延税金資産(固定)合計 57,516千円</p> <p>(繰延税金負債)</p> <p>(固定負債)</p> <p>その他有価証券評価差額金 49,268千円</p> <p>繰延税金資産(固定)との相殺 49,268千円</p> <p>繰延税金負債(固定)合計 -千円</p>	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>(繰延税金資産)</p> <p>(流動資産)</p> <p>未払事業税 20,511千円</p> <p>未払費用 18,446千円</p> <p>貸倒引当金 132,504千円</p> <p>賞与引当金 23,097千円</p> <p>その他 29千円</p> <p>繰延税金負債(流動)との相殺 4,639千円</p> <p>繰延税金資産(流動)小計 189,949千円</p> <p>評価性引当額 113,223千円</p> <p>繰延税金資産(流動)合計 76,725千円</p> <p>(固定資産)</p> <p>その他有価証券評価差額金 20,574千円</p> <p>為替換算調整勘定 348,096千円</p> <p>投資有価証券評価額 400,415千円</p> <p>匿名組合出資金評価額 3,234千円</p> <p>連結会社間内部利益消去 142,876千円</p> <p>繰越欠損 30,113千円</p> <p>その他 14,313千円</p> <p>繰延税金資産(固定)小計 959,625千円</p> <p>評価性引当額 163,202千円</p> <p>繰延税金資産(固定)合計 796,423千円</p> <p>(繰延税金負債)</p> <p>(流動負債)</p> <p>未収還付事業税 6,856千円</p> <p>繰延税金資産(流動)との相殺 4,639千円</p> <p>繰延税金負債(流動)合計 2,217千円</p>
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため注記を省略しております。</p>	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>税金等調整前当期純損失を計上したため、当該事項の記載を省略しております。</p>

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自平成19年1月1日至平成19年12月31日)

	不動産投資・ アセットマネ ジメント事業 (千円)	債権投資・管 理回収事業 (千円)	計(千円)	消去又は全社 (千円)	連結(千円)
売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	6,092,961	1,745,172	7,838,134	-	7,838,134
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	6,092,961	1,745,172	7,838,134	-	7,838,134
営業費用	2,451,359	853,247	3,304,607	371,299	3,675,906
営業利益	3,641,602	891,925	4,533,527	(371,299)	4,162,228
資産、減価償却費及び資本的支出					
資産	26,687,159	1,507,914	28,195,074	4,135,157	32,330,231
減価償却費	13,585	5,001	18,586	18,487	37,073
資本的支出	60,897	22,418	83,316	72,198	155,515

(注) 1. 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2. 各事業の主な業務内容

(1) 不動産投資・アセットマネジメント事業.....不動産ファンドの組成及び管理事業

(2) 債権投資・管理回収事業.....債権ファンドの組成及び債権の管理回収

3. 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は371,299千円であり、その主なものは、当社の管理部門にかかる費用であります。

4. 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は4,135,157千円であり、その主なものは、当社での余資運用資金(現金及び前払費用)、未収還付法人税等、敷金及び保証金等であります。

当連結会計年度(自平成20年1月1日至平成20年12月31日)

	不動産投資顧 問事業 (千円)	債権投資・管 理回収事業 (千円)	計(千円)	消去又は全社 (千円)	連結(千円)
売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	4,889,255	918,584	5,807,840	-	5,807,840
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	4,889,255	918,584	5,807,840	-	5,807,840
営業費用	3,952,360	832,563	4,784,924	304,597	5,089,521
営業利益	936,894	86,020	1,022,915	(304,597)	718,318
資産、減価償却費及び資本的支出					
資産	48,527,540	1,067,516	49,595,056	3,770,675	53,365,732
減価償却費	272,802	6,448	279,251	20,038	299,289
資本的支出	23,490,254	4,341	23,494,596	12,109	23,506,705

(注) 1. 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2. 各事業の主な業務内容

(1) 不動産投資顧問事業.....不動産ファンドの組成及び管理事業

(2) 債権投資・管理回収事業……債権ファンドの組成及び債権の管理回収

3. 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は304,597千円であり、その主なものは、当社の管理部門にかかる費用であります。
4. 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は3,770,675千円であり、その主なものは、当社での余資運用資金（現金及び前払費用）、未収還付法人税等、敷金及び保証金等であります。
5. 当連結会計年度から、「不動産投資・アセットマネジメント事業」を「不動産投資顧問事業」に名称変更いたしました。なお、これに伴う事業区分の変更、売上高及び営業費用の各セグメントへの配賦方法の変更はありません。
6. 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項追加情報 追加情報」に記載の通り、当連結会計年度より、子会社（ファンド）の収益に対応する費用の一部については、従来、重要性から「販売費及び一般管理費」及び「営業外費用」に区分していたものを「売上原価」として計上する方法に変更しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比較して、営業費用が「不動産投資顧問事業」で1,120,542千円増加し、営業利益は同額減少しております。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度（自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日）

	日本 (千円)	北米 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	6,867,764	970,369	7,838,134	-	7,838,134
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	6,867,764	970,369	7,838,134	-	7,838,134
営業費用	3,304,607	-	3,304,607	371,299	3,675,906
営業利益	3,563,157	970,369	4,533,527	(371,299)	4,162,228
資産	25,913,540	2,281,533	28,195,074	4,135,157	32,330,231

(注) 1. 国又は地域は、地理的接近度により区分しております。

2. 日本以外の区分に属する主な国又は地域は以下のとおりです。

北米……米国

3. 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は371,299千円であり、その主なものは、当社の管理部門にかかる費用であります。

4. 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は4,135,157千円であり、その主なものは、当社での余資運用資金（現金及び前払費用）、未収還付法人税等、敷金及び保証金等であります。

当連結会計年度（自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日）

	日本 (千円)	北米 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	4,658,765	1,149,074	5,807,840	-	5,807,840
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	262,558	-	262,558	(262,558)	-
計	4,921,324	1,149,074	6,070,399	(262,558)	5,807,840
営業費用	4,781,920	21,059	4,802,980	286,541	5,089,521
営業利益	139,403	1,128,014	1,267,418	(549,099)	718,318
資産	45,984,808	3,611,634	49,596,442	3,769,289	53,365,732

(注) 1. 国又は地域は、地理的接近度により区分しております。

2. 日本以外の区分に属する主な国又は地域は以下のとおりです。

北米……米国

3. 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は304,597千円であり、その主なものは、当社の管理部門にかかる費用であります。

4. 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は3,770,675千円であり、その主なものは、当社での余資運用資金（現金及び前払費用）、未収還付法人税等、敷金及び保証金等であります。

5. 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項追加情報 追加情報」に記載の通り、当連結会計年度より、子会社（ファンド）の収益に対応する費用の一部については、従来、重要性から「販売費及び一般管理費」及び「営業外費用」に区分していたものを「売上原価」として計上する方法に変更しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比較して、営業費用が「日本」で1,120,542千円増加し、営業利益は同額減少しております。

【海外売上高】

前連結会計年度（自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日）

	北米	計
海外売上高（千円）	996,670	996,670
連結売上高（千円）		7,838,134
%	12.7	12.7

（注）1．国又は地域は、地理的接近度により区分しております。

2．日本以外の区分に属する主な国又は地域は以下のとおりです。

北米……米国

当連結会計年度（自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日）

	北米	計
海外売上高（千円）	1,153,752	1,153,752
連結売上高（千円）		5,807,840
%	19.9	19.9

（注）1．国又は地域は、地理的接近度により区分しております。

2．日本以外の区分に属する主な国又は地域は以下のとおりです。

北米……米国

(関連当事者との取引)

前連結会計年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)

1. 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員及びその近親者	ジョン・ポール・トッピーノ	-	-	当社代表取締役	(被所有) 直接 4.8	-	-	社宅賃貸	- (注1)	立替金	2,700

2. 子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
関連会社	J-STAR一号投資事業有限責任組合	東京都港区	3,729,587	プライベート・エクイティ・ファンド運用業務	(所有) 直接 29.4	-	投資事業有限責任組合契約の締結	出資	644,132 (注2)	-	-
								出資の払戻し	445,287 (注2)	-	-

1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 役員の社宅賃貸は、当社が業者と賃貸借契約を締結し、家賃を一時立替払いしております。家賃については、当該役員へ全額請求しており、会社負担額はありません。

(注2) 投資事業有限責任組合契約を締結し、当該組合からの出資払込要請により、出資口数(出資割合)に応じた出資を行っております。

当連結会計年度 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日)

1. 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員及びその近親者	ジョン・ポール・トッピーノ	-	-	当社取締役	(被所有) 直接 4.8	-	-	社宅賃貸	- (注1)	立替金	2,600

1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 役員の社宅賃貸は、当社が業者と賃貸借契約を締結し、家賃を一時立替払いしております。家賃については、当該役員へ全額請求しており、会社負担額はありません。

(1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 自平成19年1月1日 至平成19年12月31日	当連結会計年度 自平成20年1月1日 至平成20年12月31日
1株当たり純資産額	70,084円83銭	61,585円54銭
1株当たり当期純利益又は当期純損失()	18,194円35銭	3,046円20銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	14,808円20銭	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎

	前連結会計年度 自平成19年1月1日 至平成19年12月31日	当連結会計年度 自平成20年1月1日 至平成20年12月31日
純資産の部の合計額	10,514,235千円	11,791,389千円
純資産の部の合計額から控除する金額	2,002,292千円	4,308,376千円
(うち新株予約権)	(2,317千円)	(2,306千円)
(うち少数株主持分)	(1,999,975千円)	(4,306,069千円)
普通株式に係る期末の純資産額	8,511,942千円	7,483,013千円
期末の普通株式の数	121,452株	121,506株

2. 1株当たり当期純利益又は当期純損失()及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎

	前連結会計年度 自平成19年1月1日 至平成19年12月31日	当連結会計年度 自平成20年1月1日 至平成20年12月31日
当期純利益又は当期純損失()	2,209,619千円	370,077千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失()	2,209,619千円	370,077千円
普通株式の期中平均株式数	121,445株	121,488株
潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に用いられた当期純利益調整額の主要な内訳	-	-
潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式増加数の主要な内訳	新株予約権 17,417株 新株予約権付社債 10,354株 計 27,771株	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	平成17年3月30日 定時株主総会特別決議 新株予約権 5,367株 平成18年3月30日 定時株主総会特別決議 新株予約権 1,100株	(注)

(注) 平成14年7月25日 臨時株主総会特別決議 新株予約権12,069株、平成16年1月8日 臨時株主総会特別決議 新株予約権6,750株、平成17年3月30日 定時株主総会特別決議 新株予約権3,792株、平成18年3月30日 定時株主総会特別決議 新株予約権1,000株及び平成19年4月11日 取締役会決議 新株予約権付社債15,487株

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自平成19年1月1日至平成19年12月31日)

(重要な投資、資金の借入及び資産の担保提供)

平成20年1月30日付けで、当社グループが運用するファンド(SCJレジデンシャル・ファンド2合同会社-連結子会社)の投資ビークルの1つであるRF2A合同会社(連結子会社)が新規の資産を取得しております。

その概要は以下の通りであります。

- 1 資産内容 信託不動産(不動産信託受益権)
- 2 取得金額 3,640,000千円

資産の取得に際して下記の借入を実行しております。

- 1 借入先 株式会社新生銀行
- 2 借入額 2,623,000千円
- 3 利率 初回適用金利2.53%
- 4 返済条件 期限一括返済
- 5 借入日 平成20年1月30日
- 6 返済期日 平成23年1月28日

担保に供している資産及び担保に係る債務は以下の通りであります。

- 1 担保に供している資産
信託不動産(不動産信託受益権)3,640,000千円
- 2 担保に係る債務
長期借入金 2,623,000千円

なお、上記長期借入金はノンリコース・ローン(責任財産限定型債務)であります。当該ノンリコース・ローンは、同社が保有する上記信託不動産(不動産信託受益権)等を担保として金融機関から調達した借入金であり、当該資産及び資産の収益のみを返済原資とするものであります。

平成20年1月30日付けで、当社グループが運用するファンド(SCJレジデンシャル・ファンド2合同会社-連結子会社)の投資ビークルの1つであるRF2C合同会社(連結子会社)が新規の資産を取得しております。

その概要は以下の通りであります。

- 1 資産内容 信託不動産(不動産信託受益権)
- 2 取得金額 1,310,000千円

資産の取得に際して下記の借入を実行しております。

- 1 借入先 株式会社新生銀行
- 2 借入額 5,900,000千円
- 3 利率 初回適用金利2.53%
- 4 返済条件 期限一括返済
- 5 借入日 平成20年1月30日
- 6 返済期日 平成23年1月28日

担保に供している資産及び担保に係る債務は以下の通りであります。

- 1 担保に供している資産
信託不動産(不動産信託受益権)8,450,000千円
(平成19年度中に取得していた資産を含む)
- 2 担保に係る債務
長期借入金 5,900,000千円

なお、上記長期借入金はノンリコース・ローン(責任財産限定型債務)であります。当該ノンリコース・ローンは、同社が保有する上記信託不動産(不動産信託受益権)等を担保として金融機関から調達した借入金であり、当該資産及び資産の収益のみを返済原資とするものであります。

当連結会計年度(自平成20年1月1日至平成20年12月31日)

(転換社債型新株予約権付劣後社債の発行)

平成21年2月24日開催の当社取締役会において、香港所在のファンド運用会社パシフィック・アライアンス・グループ(PAG)傘下のパシフィック・アライアンス・アジア・オポチュニティ・ファンド(ケイマン籍の投資ファンド)を割当先とする第三者割当によるユーロ円貨建転換社債型新株予約権付劣後社債の発行を決議いたしました。

本新株予約権付社債に関する事項

イ 本新株予約権付社債の種類及び銘柄

2012年満期シリーズAユーロ円貨建転換社債型新株予約権付劣後社債(以下「シリーズA新株予約権付社債」という。)

2013年満期シリーズBユーロ円貨建転換社債型新株予約権付劣後社債(以下「シリーズB新株予約権付社債」という。)

2014年満期シリーズCユーロ円貨建転換社債型新株予約権付劣後社債(以下「シリーズC新株予約権付社債」という。)

2015年満期シリーズDユーロ円貨建転換社債型新株予約権付劣後社債(以下「シリーズD新株予約権付社債」という。)

□ 本新株予約権付社債に関する事項

() 発行価額

本社債の額面金額の100% (各本社債の額面金額250,000,000円)

() 発行価額の総額

シリーズA新株予約権付社債、シリーズB新株予約権付社債、シリーズC新株予約権付社債及びシリーズD新株予約権付社債のそれぞれにつき、7億5,000万円(合計30億円)及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額の合計額

() 利率

本社債の額面金額に対して年率3%とする。2009年3月11日(同日を含む。)から満期償還日(下記()(イ)に定義する。)(同日を含まない。)までの期間について、毎年3月11日に一年分の利息を後払いで支払う。

各本社債の利息は、(a)当該本社債に係る本新株予約権が行使された場合には当該新株予約権の行使による株式の取得日の直前の利払日以後、又は(b)本新株予約権付社債が償還された場合には償還期日以後には、これを付さない。但し、(b)の場合において、支払われるべき金額の支払いが不当に留保又は拒絶された場合は、この限りでない。

() 償還期限

(イ) 本社債の満期償還

各シリーズの本新株予約権付社債につき、それぞれ以下の期日(以下「満期償還日」という。)に、本社債の額面金額の100%に経過利息及び償還プレミアムを付して償還する。

シリーズA新株予約権付社債：2012年3月11日

シリーズB新株予約権付社債：2013年3月11日

シリーズC新株予約権付社債：2014年3月11日

シリーズD新株予約権付社債：2015年3月11日

「償還プレミアム」とは、本社債につき償還を受ける場合の額面金額につき、当該額面金額に対して年率6%に相当する金額をいい、上記()記載の利息と同様の方法で、年利ベースで複利計算される。

(ロ) 本社債の繰上償還

(1) 税制変更等による繰上償還

日本国の税制の変更等により、本社債に関する支払につき本新株予約権付社債の要項記載の特約に基づく追加額の支払の義務があること及び当社が利用できる合理的な手段によってもかかる義務を回避し得ないことを当社が本新株予約権付社債権者に了解させた場合、当社は、任意により、いつでも、本新株予約権付社債権者に対して、本新株予約権付社債の要項に定める手続きに従い、償還日から30日以上60日以内の事前の繰上償還の通知(かかる通知は取り消すことができない。)を行った上で、残存する本社債の全部(一部は不可とする。)を償還日として指定された日に本社債額面金額の100%(当該繰上償還期日までの未払経過利息を付する。)で繰上償還することができる。

但し、その日が本社債に関する支払をなすべき日であると仮定した場合に当社がかかる義務により追加額の支払をなすこととなる最初の日の90日前の日より前には上記通知をなすことはできない。また、かかる通知がなされた時点で残存する本社債の額面金額総額が発行時の本社債の額面金額総額の10%以上の場合、本新株予約権付社債権者は、当社に対して当該償還日の20日前までに本新株予約権付社債の要項に定める支払代理人から取得可能な(その時点で最新の)様式により通知することにより、当該本新株予約権付社債権者の保有する本社債については繰上償還されないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該償還日後の当該本社債に関する支払につき下記本新株予約権付社債の要項記載の特約に基づく金額の支払の義務を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払は公租公課を源泉徴収又は控除した上でなされる。当該金額の支払は、下記()(ロ)記載の特約に服する。

(2) 当社が組織再編行為を行う場合の繰上償還

組織再編行為(以下に定義する。)があった場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、本新株予約権付社債の要項に定める手続きに従い、30日以上前に通知した上で、残存する本社債の全部(一部は不可とする。)を、本社債の額面金額の100%に経過利息、組織再編時プレミアム及び償還プレミアムを付して繰上償還することができる。当該償還金額の支払は、下記()(ロ)記載の特約に服する。

「組織再編行為」とは、当社の株主総会(株主総会決議が不要な場合は、取締役会)における(a)当社と他の会社の合併(新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。)、(b)資産譲渡(当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が譲渡先に移転又は承継される場合に限る。)(c)会社分割(新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転又は承継される場合に限る。)、(d)株式交換若しくは株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。)の承認決議の採択、当社普通株式を全部取得条項付種類株式へ変更するための

定款変更後における、残存する当社普通株式を全て取得することを承認する当社の株主総会における承認決議の採択、当社普通株式の全て又は一部を取得するために当社以外の者により、金融商品取引法に基づき、当社普通株式の所持人に対して行われる公開買付け（公開買付の結果当社普通株式が上場廃止となる可能性がある場合であって、当社取締役会が賛同意見を表明したものに限る。）（以下「公開買付事由」という。）、又はその他の日本法上の会社再編で、その手続により本社債及び/又は本新株予約権に基づく当社の義務が第三者に移転又は承継されることとなる手続についての当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は、取締役会）における承認決議の採択のいずれかを意味するものとする。

「組織再編時プレミアム」とは、償還日において残存する本社債の額面金額につき、当該額面金額に対して本社債の発行日から償還日まで年率13%に相当する金額（上記（ ）記載の利息と同様の方法で、年利ベースで複利計算される。）と、当該額面金額をその時点において有効な転換価額で除し、組織再編につき当社が最初に公告又は公表を行った日の前日を基準日として本新株予約権付社債の要項に基づき決定される当社普通株式の時価を乗じて得られた金額から当該額面金額を控除して得られた金額のいずれか高い方の金額をいう。

（3）公開買付事由による繰上償還

公開買付事由が生じた場合、本新株予約権付社債権者は、その選択により、本新株予約権付社債の要項に定める手続に従い上記（2）に基づく当社による当該本社債の償還の通知が本（3）に基づく預託日前になされた場合を除き、当社に対して、当該預託日から7日以上後の日（以下「請求償還日」という。）で本新株予約権付社債権者が通知において指定する日に、本社債の額面金額の100%に償還プレミアム、経過利息及び追加額（もしあれば）を付して当該本社債を償還するよう請求する権利を有する。かかる権利を行使するために、当該本新株予約権付社債権者は、当該請求償還日に先立ち当社の通常の営業時間内に、自己の費用負担で、当社から取得可能な（その時点で最新の）様式による償還の通知を作成し、該当する本新株予約権付社債券を添えて、当社の所定の営業所に預託するものとする。当該償還の通知は、当社の書面による同意なしには取り消すことができず、撤回できないものとする。

（4）買入消却

当社及び当社の子会社（本新株予約権付社債の要項に定義される。）は、公開市場を通じるかその他の方法によるかを問わず、本新株予約権付社債を買い入れることができる。買い入れられた本新株予約権付社債は、当社又は当該当社の子会社の選択により、保有、再販売又は消却することができる。

償還された本新株予約権付社債及び当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権が行使された本新株予約権付社債はすべて、直ちに消却されるものとし、かかる本新株予約権付社債を再発行又は再販売することはできない。

（ ）本新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

（イ）種類及び内容

当社普通株式

（ロ）数

本新株予約権の行使により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記（ ）記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

（ ）本新株予約権の総数

シリーズA新株予約権付社債、シリーズB新株予約権付社債、シリーズC新株予約権付社債及びシリーズD新株予約権付社債のそれぞれにつき、3個及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を2億5,000万円を除いた個数の合計数

（ ）本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

（イ）各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。

（ロ）転換価額は、当初、34,240円とする。

（ハ）転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割（無償割当てを含む。）又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

（ ）本新株予約権の行使期間

2009年3月12日（同日を含む。）から満期償還日（同日を除く。）における当社の営業終了時までとする。上記にかかわらず、当社の組織再編行為を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編行為の効力発生日後14

日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。但し、かかる期間は行使期間満了日の7日以上前に終了するものとし、また、かかる指定は各組織再編行為につき1回に限り行うことができるものとする。また、下記() (イ)に基づき本社債の期限が到来した後は、本新株予約権を行使することはできない。

() 本新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

() その他

(イ) 期限の利益喪失に関する特約

劣後事由(以下に定義する。)の発生その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由に基づき期限が繰り上げられ又は期限が到来する場合を除き、本社債につき期限が繰り上げられることはない。

(ロ) 劣後特約

(1) 本社債に基づく支払義務は、本社債と同順位の又はその旨規定された当社の現在及び将来の無担保劣後債務と同順位とする。本社債の償還は、当社につき破産手続開始決定、会社更生手続開始決定若しくは民事再生手続開始決定があり、又は日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続若しくはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合(以下総称して「劣後事由」という。)には、以下の規定に従って行われる。

破産の場合

本社債に関するいずれかの支払期限以前に、当社について破産手続開始決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づくその時点で期限が到来しているが未払の支払請求権又はその後に期限の到来した支払請求権は、以下の条件が成就したときに限り発生する。

(停止条件)

破産手続の最後配当のための配当表に記載された全ての上位債権が、当該破産手続における配当により、その全額の弁済を受けられる(供託を含む。)ことが確実になったこと。

会社更生の場合

本社債に関するいずれかの支払期限以前に、当社について会社更生手続開始決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、本社債に基づくその時点で期限が到来しているが未払の支払請求権又はその後に期限の到来した支払請求権は、以下の条件が成就したときに限り発生する。

(停止条件)

当社について更生計画認可決定が確定した時における更生計画に記載された全ての上位債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

民事再生の場合

本社債に関するいずれかの支払期限以前に、当社について民事再生手続開始決定がなされ、かつ民事再生手続が継続している場合、本社債に基づくその時点で期限が到来しているが未払の支払請求権又はその後に期限の到来した支払請求権は、以下の条件が成就したときに限り発生する。

(停止条件)

当社について再生計画認可決定が確定した時における再生計画に記載された全ての上位債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

日本法以外による倒産手続の場合

本社債に関するいずれかの支払期限以前に、当社について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続又はこれらに準ずる手続が行われ、かつ当該手続が継続している場合、本社債に基づくその時点で期限が到来しているが未払の支払請求権又はその後に期限の到来した支払請求権は、当該手続において上記乃至記載の条件に準ずる条件が成就したときに、当該手続上発生する。但し、当該手続上かかる条件を付すことが認められない場合には、本社債に基づく期限の到来した支払請求権の効力がかかる条件に服することなく本新株予約権付社債の要項の定めに従って発生する。

「上位債権」とは、本社債と同順位の若しくは本社債に劣後する又はその旨規定された債権(本社債を含む。)を除く、当社に対するすべての債権をいう。

(2) 超過支払分の返還及び相殺禁止

劣後事由発生後に、本社債に基づく支払がなされたが、支払われた金額が本()記載の劣後特約を適切に適用した場合に支払われるべき金額を超過する場合、当該超過分の支払は無効とし、支払を受領した本新株予約権付社債権者は、当該超過分を当社に返還しなければならない。

また、本新株予約権付社債権者は、劣後事由が発生し当該劣後事由が継続している場合、本()記載の劣後特約の適切な適用により、本社債に基づく支払請求権の弁済期が到来しない限り、当社に対して負う債務と本社債に基づく支払請求

権とを相殺してはならない。

(3) 変更の禁止

本()記載の各条項については、当社が当社の現在又は将来の上位債権の債権者にとって不利益と考えるいかなる変更も認められない。

ハ 本新株予約権付社債の手取金の使途

本新株予約権付社債発行による調達額は、借入債務の返済等を含む財務内容の改善に充てるほか、共同投資及び新規ファンドの募集等に必要の費用を含む運転資金に充当する予定であります。また上記資金使途に充当するまでの間、当該額を当社銀行口座にて管理し一時的に他の資金使途に充当することはありません。

ニ 新規発行年月日

平成21年3月11日(本新株予約権の割当日及び本社債の払込期日)

ホ 本社債の担保又は保証

該当なし。

(転換社債型新株予約権付劣後社債の引受コミットメント枠設定に関する契約の締結)

平成21年2月24日開催の当社取締役会において、パシフィック・アライアンス・アジア・オポチュニティ・ファンドとの間で、社債総額15億円を限度とするユーロ円貨建転換社債型新株予約権付劣後社債の引受コミットメント枠設定に関する契約の締結を決議いたしました。

本引受コミットメントに定める新株予約権付社債に関する事項

イ 本新株予約権付社債の種類及び銘柄

2012年満期ユーロ円貨建転換社債型新株予約権付劣後社債(以下「2012新株予約権付社債」という。)

2013年満期ユーロ円貨建転換社債型新株予約権付劣後社債(以下「2013新株予約権付社債」という。)

2014年満期ユーロ円貨建転換社債型新株予約権付劣後社債(以下「2014新株予約権付社債」という。)

2015年満期ユーロ円貨建転換社債型新株予約権付劣後社債(以下「2015新株予約権付社債」という。)

ロ 本新株予約権付社債に関する事項

() 発行価額

本社債の額面金額の100%(各本社債の額面金額125,000,000円)

() 発行価額の総額

2012新株予約権付社債、2013新株予約権付社債、2014新株予約権付社債及び2015新株予約権付社債のそれぞれにつき、3億7,500万円(合計15億円)及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額の合計額

() 利率

本社債の額面金額に対して年率5%とする。本社債の発行日(同日を含む。)から満期償還日(下記()(イ)に定義する。)(同日を含まない。)までの期間について、毎年3月11日に一年分の利息を後払いで支払う。

各本社債の利息は、(a)当該本社債に係る本新株予約権が行使された場合には当該新株予約権の行使による株式の取得日の直前の利払日以後、又は(b)本新株予約権付社債が償還された場合には償還期日以後には、これを付さない。但し、(b)の場合において、支払われるべき金額の支払いが不当に留保又は拒絶された場合は、この限りでない。

() 償還期限

(イ) 本社債の満期償還

各シリーズの本新株予約権付社債につき、それぞれ以下の期日(以下「満期償還日」という。)に、本社債の額面金額の100%に経過利息及び償還プレミアムを付して償還する。

2012新株予約権付社債：2012年3月11日

2013新株予約権付社債：2013年3月11日

2014新株予約権付社債：2014年3月11日

2015新株予約権付社債：2015年3月11日

「償還プレミアム」とは、本社債につき償還を受ける場合の額面金額につき、当該額面金額に対して年率7%に相当する金額をいい、上記()記載の利息と同様の方法で、年利ベースで複利計算される。

(ロ) 本社債の繰上償還

(1) 任意繰上償還

本新株予約権付社債の発行後いつでも、当社は、償還日から30日以上60日以内の事前の繰上償還の通知(かかる通知は取り消すことができない。)を支払代理人に対して書面によりかつ本新株予約権付社債権者に対して本新株予約権付社債の要項に定める手続きに従い行うことにより、残存する本社債の全部(一部は不可とする。)を償還日として指定された日

における残存する本社債額面金額の100%に 当該額面金額に対して年率13%に相当する金額（年利ベースで複利計算される。）と、当該額面金額をその時点において有効な転換価額で除し、償還の通知がなされた日の前日を基準日として本新株予約権付社債の要項に基づき決定される当社普通株式の時価を乗じて得られた金額から当該額面金額を控除して得られた金額のいずれか高い方の金額を加え、さらに5%の利率による経過利息及び償還プレミアムを加えた金額で繰上償還することができる。

- (2) 税制変更等による繰上償還
- (3) 当社が組織再編行為を行う場合の繰上償還
- (4) 公開買付事由による繰上償還
- (5) 買入消却

平成21年3月11日発行の転換社債型新株予約権付劣後社債の条件と同様。

- () 本新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

平成21年3月11日発行の転換社債型新株予約権付劣後社債の条件と同様。

- () 本新株予約権の総数

2012新株予約権付社債、2013新株予約権付社債、2014新株予約権付社債及び2015新株予約権付社債のそれぞれにつき、3個及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を1億2,500万円で除した個数の合計数

- () 本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

平成21年3月11日発行の転換社債型新株予約権付劣後社債の条件と同様。

- () 本新株予約権の行使期間

本社債の発行日の翌日（同日を含む。）から満期償還日（同日を除く。）における当社の営業終了時までとする。上記にかかわらず、当社の組織再編行為を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編行為の効力発生日後14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。但し、かかる期間は行使期間満了日の7日以上前に終了するものとし、また、かかる指定は各組織再編行為につき1回に限り行うことができるものとする。また、下記（ ）（イ）に基づき本社債の期限が到来した後は、本新株予約権を行使することはできない。

- () 本新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

平成21年3月11日発行の転換社債型新株予約権付劣後社債の条件と同様。

- () その他

- (イ) 期限の利益喪失に関する特約

- (ロ) 劣後特約

平成21年3月11日発行の転換社債型新株予約権付劣後社債の条件と同様。

八 本新株予約権付社債の手取金の使途

平成21年3月11日発行の転換社債型新株予約権付劣後社債の条件と同様。

二 本社債の担保又は保証

平成21年3月11日発行の転換社債型新株予約権付劣後社債の条件と同様。

- (共同投資に係る業務提携契約の締結)

平成21年2月24日開催の当社取締役会において、パシフィック・アライアンス・グループ（PAG）との共同投資に係る業務提携契約の締結を決議いたしました。

1. 契約の相手会社の名称 パシフィック・アライアンス・アジア・オポチュニティ・ファンド
2. 締結の時期 平成21年2月24日
3. 契約の内容

PAGの運用ファンドが、総額30億円(追加枠15億円を含む)を限度として、当社グループが運用上必要とする共同投資額の一部を当社グループと共同で出資すること及び当社グループの運用ファンドが、PAGの発掘する中国及びベトナム所在の投資案件にPAGと共同で出資すること。

4. 契約の締結が営業活動等へ及ぼす重要な影響

PAGはこれまで中国・ベトナムを中心にアジア地域におけるパイアウト投資、不良債権投資、不動産投資等幅広い実績を有しており、今回の業務提携において相互の業務基盤を活用し日本及びアジアにおける投資活動の促進を企図しています。

- (多額な社債の買入消却)

平成21年2月24日開催の当社取締役会において決議された所定の手続きに従い、当社発行の2012年満期円貨建転換社債

型新株予約権付社債の一部につき買入消却を決定いたしました。

- 1．消却する社債の種類、銘柄及び消却額
2012年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債 2,350,000千円
- 2．消却の方法及び時期
買入消却、平成21年3月23日
- 3．消却のための資金調達の方法
手元資金及びシリーズA新株予約権付社債、シリーズB新株予約権付社債、シリーズC新株予約権付社債及びシリーズD
新株予約権付社債の発行による資金による。
- 4．社債の減少による支払利息の減少見込額
利息を付さない社債であるため、支払利息の減少見込額はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率(%)	担保	償還期限
セキュアード・キャピタル・ジャパン株式会社	2012年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債	平成19年5月2日	6,000,000	6,000,000	-	なし	平成24年5月2日
SCJ・メザニン・インベストメント合同会社	2015年満期円貨建社債 (注)1	平成19年9月7日	1,246,232	4,605,487	6.9	あり	平成27年9月7日
合計	-	-	7,246,232	10,605,487	-	-	-

(注)1. 上記社債は、ノンリコース・ボンド(責任財産限定型社債)であります。当該ノンリコース・ボンドは、当社グループが運用するファンドの1つであるSCJ・リアルエステート・メザニン・パートナーズ 投資事業有限責任組合(以下「組合」という。)へ間接的に投資する投資家のために、SCJ・メザニン・インベストメント合同会社が保有する当組合への有限責任組合員持分を担保として、同合同会社が投資家に対して発行した社債であり、当該組合持分及び組合からの収益のみを返済原資とするものであります。

2. 新株予約権付社債に関する記載は次のとおりであります。

銘柄	2012年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債
発行すべき株式	普通株式
新株予約権の発行価額(円)	無償
株式の発行価格(円)	387,400
発行価額の総額(千円)	6,000,000
新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額(千円)	-
新株予約権の付与割合(%)	100
新株予約権の行使期間	平成19年5月16日～ 平成24年4月18日

新株予約権の行使に際しては、各社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その額面金額と同額とする。

3. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内(千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
-	-	-	6,000,000	-

(新株予約権付社債の所持人の選択による繰上償還)

新株予約権付社債の所持人は、平成24年(2012年)5月2日の満期償還のほか、平成22年(2010年)4月2日から平成22年(2010年)4月16日までの間に償還請求書とともに当該新株予約権付社債券をNomura Bank (Switzerland) Ltd.に預託することにより、その保有する社債を平成22年(2010年)4月30日にその額面金額で繰上償還することを当社に対し請求する権利を有しています。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	9,100,175	3,600,000	1.8	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	-	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	-	22,000,000	2.6	平成23年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	-	-	-	-
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	9,100,175	25,600,000	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 財務制限条項について

上記の短期借入金のうち貸出コミットメントライン契約2,000,000千円については、「連結決算書ベースで経常利益1,000,000千円以上を維持すること」という財務制限条項が付されております。当期末現在、当社は連結「経常利益1,000,000千円以上を維持」しておりませんが、当決算期については、同項の適用免除及び期限の利益喪失事由に該当しない旨、金融機関より承諾を得ております。

3. 長期借入金の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	-	22,000,000	-	-

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 平成19年12月31日		当事業年度 平成20年12月31日		
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	
(資産の部)						
流動資産						
1 現金及び預金		3,305,098		2,669,618		
2 売掛金	1	1,209,118		1,971,923		
3 未収入金		282,987		111,513		
4 未収還付法人税等		330,040		364,429		
5 前払費用		36,790		46,230		
6 繰延税金資産		33,871		35,893		
7 関係会社短期貸付金	3	6,116,360		7,737,101		
8 その他		18,913		168,610		
貸倒引当金		-		54		
流動資産合計		11,333,180	68.7	13,105,266	73.7	
固定資産						
1 有形固定資産						
(1) 建物		117,560		123,972		
減価償却累計額		16,649	100,911	31,505	92,466	
(2) 工具器具及び備品		98,142		101,968		
減価償却累計額		52,127	46,014	61,294	40,674	
有形固定資産合計			146,925		133,141	0.8
2 無形固定資産						
(1) ソフトウェア			9,360		6,892	
無形固定資産合計			9,360		6,892	0.0
3 投資その他の資産						
(1) 投資有価証券			1,261,778		1,092,029	
(2) 関係会社株式			643,397		627,797	
(3) その他の関係会社有価証券	2		2,588,786		1,622,761	
(4) 出資金			97,666		91,266	
(5) 関係会社出資金			8,000		10,000	
(6) 関係会社長期貸付金	3		128,845		552,056	
(7) 敷金及び保証金			261,799		263,102	
(8) 繰延税金資産			13,364		337,607	
貸倒引当金			-		68,400	
投資その他の資産合計			5,003,638	30.3	4,528,221	25.5
固定資産合計			5,159,924	31.3	4,668,255	26.3
資産合計			16,493,105	100.0	17,773,521	100.0

区分	注記 番号	前事業年度 平成19年12月31日		当事業年度 平成20年12月31日	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)					
流動負債					
1 短期借入金	1 3	3,635,000		3,935,000	
2 未払金		263,661		115,519	
3 未払法人税等		28,164		12,333	
4 預り金		118,123		27,545	
5 賞与引当金		32,000		56,750	
6 その他		14,599		19,257	
流動負債合計		4,091,548	24.8	4,166,404	23.4
固定負債					
1 新株予約権付社債		6,000,000		6,000,000	
固定負債合計		6,000,000	36.4	6,000,000	33.8
負債合計		10,091,548	61.2	10,166,404	57.2
(純資産の部)					
株主資本					
1 資本金		1,200,253	7.3	1,200,779	6.8
2 資本剰余金					
(1) 資本準備金		1,168,214		1,168,729	
資本剰余金合計		1,168,214	7.1	1,168,729	6.6
3 利益剰余金					
(1) その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		4,041,975		5,315,769	
利益剰余金合計		4,041,975	24.5	5,315,769	29.9
株主資本合計		6,410,443	38.9	7,685,277	43.3
評価・換算差額等					
1 その他有価証券評価差額 金		11,203	0.1	80,467	0.5
評価・換算差額等合計		11,203	0.1	80,467	0.5
新株予約権		2,317	0.0	2,306	0.0
純資産合計		6,401,556	38.8	7,607,116	42.8
負債純資産合計		16,493,105	100.0	17,773,521	100.0

【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日			当事業年度 自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日		
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)		
売上高	*1		3,265,283	100.0		1,948,315	100.0
販売費及び一般管理費	*2		2,745,974	84.1		2,594,134	133.1
営業利益又は営業損失 ()			519,308	15.9		645,819	33.1
営業外収益							
1 受取利息		34,453			168,814		
2 受取配当金	*1	2,112,000			1,895,160		
3 為替差益		10,917			5,047		
4 その他		599	2,157,971	66.1	1,221	2,070,243	106.2
営業外費用							
1 支払利息		11,959			39,167		
2 社債発行費		27,297			-		
3 市場変更費用		29,589			-		
4 その他		4	68,850	2.1	0	39,168	2.0
経常利益			2,608,430	79.9		1,385,255	71.1
特別利益							
1 投資有価証券売却益		-	-	-	1,790	1,790	0.1
特別損失							
1 固定資産除却損	*3	459			2,132		
2 投資有価証券評価損		-			138,808		
3 関係会社株式清算損		632			-		
4 本社移転関連費用		90,533			-		
5 その他		-	91,625	2.8	5,628	146,569	7.5
税引前当期純利益			2,516,804	77.1		1,240,476	63.7
法人税、住民税及び事業 税		185,432			118,470		
法人税等調整額		6,526	178,906	5.5	333,966	215,495	11.0
当期純利益			2,337,898	71.6		1,455,972	74.7

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日）

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
				繰越利益剰余金		
平成18年12月31日残高（千円）	1,199,465	1,167,441	1,167,441	1,886,133	1,886,133	4,253,040
事業年度中の変動額						
新株の発行	787	772	772	-	-	1,560
剰余金の配当	-	-	-	182,056	182,056	182,056
当期純利益	-	-	-	2,337,898	2,337,898	2,337,898
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計（千円）	787	772	772	2,155,842	2,155,842	2,157,402
平成19年12月31日残高（千円）	1,200,253	1,168,214	1,168,214	4,041,975	4,041,975	6,410,443

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
平成18年12月31日残高（千円）	12,932	12,932	2,332	4,268,305
事業年度中の変動額				
新株の発行	-	-	-	1,560
剰余金の配当	-	-	-	182,056
当期純利益	-	-	-	2,337,898
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	24,136	24,136	15	24,151
事業年度中の変動額合計（千円）	24,136	24,136	15	2,133,250
平成19年12月31日残高（千円）	11,203	11,203	2,317	6,401,556

当事業年度（自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日）

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
				繰越利益剰余金		
平成19年12月31日残高（千円）	1,200,253	1,168,214	1,168,214	4,041,975	4,041,975	6,410,443
事業年度中の変動額						
新株の発行	525	514	514	-	-	1,040
剰余金の配当	-	-	-	182,178	182,178	182,178
当期純利益	-	-	-	1,455,972	1,455,972	1,455,972
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計（千円）	525	514	514	1,273,794	1,273,794	1,274,834
平成20年12月31日残高（千円）	1,200,779	1,168,729	1,168,729	5,315,769	5,315,769	7,685,277

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
平成19年12月31日残高（千円）	11,203	11,203	2,317	6,401,556

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
事業年度中の変動額				
新株の発行	-	-	-	1,040
剰余金の配当	-	-	-	182,178
当期純利益	-	-	-	1,455,972
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	69,263	69,263	10	69,274
事業年度中の変動額合計（千 円）	69,263	69,263	10	1,205,560
平成20年12月31日残高（千円）	80,467	80,467	2,306	7,607,116

重要な会計方針

項目	前事業年度 自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日	当事業年度 自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日
1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売買原価は総平均法により算定)</p> <p>時価のないもの 総平均法による原価法 (外貨建その他有価証券は、決算日直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は評価差額として処理しております。また評価差額は全部純資産直入法により処理しております。)</p> <p>(匿名組合出資金は個別法によっており、詳細は「7(1)匿名組合出資金の会計処理」に記載しております。)</p> <p>(投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。)</p>	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 建物(建物附属設備を除く) 平成10年3月31日以前に取得したものの法人税法に規定する旧定率法 平成10年4月1日以降平成19年3月31日以前に取得したものの法人税法に規定する旧定額法 平成19年4月1日以降に取得したものの法人税法に規定する定額法 上記以外の有形固定資産 平成19年3月31日以前に取得したものの法人税法に規定する旧定率法 平成19年4月1日以降に取得したものの法人税法に規定する定率法 なお、主な耐用年数は、建物15年、工具器具及び備品4～15年であります。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p>

項目	前事業年度 自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日	当事業年度 自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日
	(2) 無形固定資産 定額法によっております。 ただし、ソフトウェア(自社利用分) については、社内における見込利用可能 期間(5年)に基づき定額法により償 却しております。	(2) 無形固定資産 同左
3 繰延資産の処理方法	(1) 株式交付費 支出時に全額費用処理しております。 (2) 社債発行費 支出時に全額費用処理しております。	(1) 株式交付費 同左 (2) 社債発行費 同左
4 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 売上債権等の貸倒れによる損失に備え るため、一般債権については貸倒実績率 により、貸倒懸念債権等特定の債権につ いては個別に回収可能性を勘案し、回収 不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、将 来の支給見込額のうち当事業年度の負 担額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左
5 外貨建の資産及び負債の 本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為 替相場により円貨に換算し、換算差額は損 益として処理しております。	同左
6 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると 認められるもの以外のファイナンス・ リース取引については、通常の賃貸借取引 に係る方法に準じた会計処理によってお ります。	同左
7 その他財務諸表作成のた めの基本となる重要な事 項	(1) 匿名組合出資金の会計処理 匿名組合出資を行うに際して、匿名組 合の財産の持分相当額を「投資有価証 券」として計上しております。 匿名組合への出資時に「投資有価証 券」を計上し、匿名組合が獲得した純損 益の持分相当額については「売上高」 に計上するとともに同額を「投資有価 証券」に加減し、投資先の営業者からの 出資金の払い戻しについては、「投資有 価証券」を減額させております。 (2) 消費税等の会計処理 税抜方式により処理しております。	(1) 匿名組合出資金の会計処理 同左 (2) 消費税等の会計処理 同左

会計処理の変更

前事業年度 自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日	当事業年度 自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日
<p>(減価償却資産の減価償却の方法)</p> <p>当事業年度から、法人税法の改正(「所得税法等の一部を改正する法律(法律第6号 平成19年3月30日)」及び「法人税法施行令の一部を改正する政令(政令第83号 平成19年3月30日)」)に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。</p> <p>これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>	

表示方法の変更

前事業年度 自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日	当事業年度 自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日
<p>(貸借対照表)</p> <p>1. 前事業年度まで流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「関係会社短期貸付金」は、当事業年度において、資産の総額の100分の1を超えたため区分掲記しました。</p> <p>なお、前事業年度の「関係会社短期貸付金」は4,081千円であります。</p> <p>2. 前事業年度まで区分掲記しておりました流動負債の「未払消費税等」(当事業年度末の残高は11,357千円)は、負債及び純資産の合計額の100分の1以下となったため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>3. 前事業年度まで区分掲記しておりました流動負債の「前受金」(当事業年度末の残高は1,312千円)は、負債及び純資産の合計額の100分の1以下となったため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。</p>	

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 平成19年12月31日	当事業年度 平成20年12月31日																																						
<p>1 関係会社に対する資産及び負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">売掛金</td> <td style="text-align: right;">1,106,846千円</td> </tr> <tr> <td>未収利息(流動資産-その他)</td> <td style="text-align: right;">14,618千円</td> </tr> <tr> <td>短期借入金</td> <td style="text-align: right;">35,000千円</td> </tr> </table> <p>2 担保に提供している資産及び担保に係る債務は以下のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">その他の関係会社有価証券</td> <td style="text-align: right;">360,000千円</td> </tr> </table> <p>担保に係る債務</p> <p>子会社が発行する社債1,246,232千円の担保の一部として、当社が保有する上記有価証券(子会社出資金)が質権設定されております。</p> <p>3 当座貸越契約及び貸出コミットメント</p> <p>(1) 借手側</p> <p>当社は、運転資金の効率的な調達を行うため主要取引金融機関と当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約を締結しております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">当座貸越限度額及び貸出コミットメントの総額</td> <td style="text-align: right;">3,600,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">3,600,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入未実行残高</td> <td style="text-align: right;">-千円</td> </tr> </table> <p>(2) 貸手側</p> <p>当社は、当社が運営する一部のファンド(子会社)及びその他の子会社に対して、短期的な資金融通等を目的として、貸出コミットメントライン契約を締結しております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">貸出コミットメントの総額</td> <td style="text-align: right;">13,200,000千円</td> </tr> <tr> <td>貸出実行残高</td> <td style="text-align: right;">6,194,105千円</td> </tr> <tr> <td>貸出未実行残高</td> <td style="text-align: right;">7,005,894千円</td> </tr> </table>	売掛金	1,106,846千円	未収利息(流動資産-その他)	14,618千円	短期借入金	35,000千円	その他の関係会社有価証券	360,000千円	当座貸越限度額及び貸出コミットメントの総額	3,600,000千円	借入実行残高	3,600,000千円	借入未実行残高	-千円	貸出コミットメントの総額	13,200,000千円	貸出実行残高	6,194,105千円	貸出未実行残高	7,005,894千円	<p>1 関係会社に対する資産及び負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">売掛金</td> <td style="text-align: right;">1,971,350千円</td> </tr> <tr> <td>短期借入金</td> <td style="text-align: right;">335,000千円</td> </tr> </table> <p>2 担保に提供している資産及び担保に係る債務は以下のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">その他の関係会社有価証券</td> <td style="text-align: right;">360,000千円</td> </tr> </table> <p>担保に係る債務</p> <p>子会社が発行する社債 4,605,487千円の担保の一部として、当社が保有する上記有価証券(子会社出資金)が質権設定されております。</p> <p>3 当座貸越契約及び貸出コミットメント</p> <p>(1) 借手側</p> <p>当社は、運転資金の効率的な調達を行うため主要取引金融機関と当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約を締結しております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">当座貸越限度額及び貸出コミットメントの総額</td> <td style="text-align: right;">3,900,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">3,600,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入未実行残高</td> <td style="text-align: right;">300,000千円</td> </tr> </table> <p>(財務制限条項)</p> <p>上記のうち貸出コミットメントライン契約2,000,000千円については、「連結決算書ベースで経常利益1,000,000千円以上を維持すること」という財務制限条項が付されております。当期末現在、当社は連結「経常利益1,000,000千円以上を維持」しておりませんが、当決算期については、同項の適用免除及び期限の利益喪失事由に該当しない旨、金融機関より承諾を得ております。</p> <p>(2) 貸手側</p> <p>当社は、当社が運営する一部のファンド(子会社)及びその他の子会社に対して、短期的な資金融通等を目的として、貸出コミットメントライン契約を締結しております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">貸出コミットメントの総額</td> <td style="text-align: right;">13,200,000千円</td> </tr> <tr> <td>貸出実行残高</td> <td style="text-align: right;">6,667,306千円</td> </tr> <tr> <td>貸出未実行残高</td> <td style="text-align: right;">6,532,693千円</td> </tr> </table>	売掛金	1,971,350千円	短期借入金	335,000千円	その他の関係会社有価証券	360,000千円	当座貸越限度額及び貸出コミットメントの総額	3,900,000千円	借入実行残高	3,600,000千円	借入未実行残高	300,000千円	貸出コミットメントの総額	13,200,000千円	貸出実行残高	6,667,306千円	貸出未実行残高	6,532,693千円
売掛金	1,106,846千円																																						
未収利息(流動資産-その他)	14,618千円																																						
短期借入金	35,000千円																																						
その他の関係会社有価証券	360,000千円																																						
当座貸越限度額及び貸出コミットメントの総額	3,600,000千円																																						
借入実行残高	3,600,000千円																																						
借入未実行残高	-千円																																						
貸出コミットメントの総額	13,200,000千円																																						
貸出実行残高	6,194,105千円																																						
貸出未実行残高	7,005,894千円																																						
売掛金	1,971,350千円																																						
短期借入金	335,000千円																																						
その他の関係会社有価証券	360,000千円																																						
当座貸越限度額及び貸出コミットメントの総額	3,900,000千円																																						
借入実行残高	3,600,000千円																																						
借入未実行残高	300,000千円																																						
貸出コミットメントの総額	13,200,000千円																																						
貸出実行残高	6,667,306千円																																						
貸出未実行残高	6,532,693千円																																						

(損益計算書関係)

前事業年度 自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日	当事業年度 自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日																																																																		
<p>1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>売上高</td> <td style="text-align: right;">2,974,532千円</td> </tr> <tr> <td>受取配当金</td> <td style="text-align: right;">2,112,000千円</td> </tr> <tr> <td>受取利息</td> <td style="text-align: right;">24,375千円</td> </tr> </table> <p>2 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>調査費</td> <td style="text-align: right;">13,003千円</td> </tr> <tr> <td>役員報酬</td> <td style="text-align: right;">196,159千円</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td style="text-align: right;">1,052,866千円</td> </tr> <tr> <td>賞与</td> <td style="text-align: right;">410,995千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">32,000千円</td> </tr> <tr> <td>法定福利費</td> <td style="text-align: right;">149,009千円</td> </tr> <tr> <td>顧問料</td> <td style="text-align: right;">103,961千円</td> </tr> <tr> <td>交際費・会議費</td> <td style="text-align: right;">37,604千円</td> </tr> <tr> <td>地代家賃</td> <td style="text-align: right;">270,334千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">37,073千円</td> </tr> </table> <p>3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>工具器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">459千円</td> </tr> </table> <p>4 本世事務所の移転関連費用であり、内訳は下記のとおりであります。</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>旧オフィス原状回復費</td> <td style="text-align: right;">41,853千円</td> </tr> <tr> <td>固定資産除却損</td> <td style="text-align: right;">39,797千円</td> </tr> <tr> <td>引越・移設・運搬費用</td> <td style="text-align: right;">8,883千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">90,533千円</td> </tr> </table>	売上高	2,974,532千円	受取配当金	2,112,000千円	受取利息	24,375千円	調査費	13,003千円	役員報酬	196,159千円	給与手当	1,052,866千円	賞与	410,995千円	賞与引当金繰入額	32,000千円	法定福利費	149,009千円	顧問料	103,961千円	交際費・会議費	37,604千円	地代家賃	270,334千円	減価償却費	37,073千円	工具器具及び備品	459千円	旧オフィス原状回復費	41,853千円	固定資産除却損	39,797千円	引越・移設・運搬費用	8,883千円	計	90,533千円	<p>1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>売上高</td> <td style="text-align: right;">2,605,785千円</td> </tr> <tr> <td>受取配当金</td> <td style="text-align: right;">1,895,160千円</td> </tr> </table> <p>2 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>役員報酬</td> <td style="text-align: right;">112,734千円</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td style="text-align: right;">1,187,041千円</td> </tr> <tr> <td>賞与</td> <td style="text-align: right;">164,700千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">56,750千円</td> </tr> <tr> <td>法定福利費</td> <td style="text-align: right;">141,396千円</td> </tr> <tr> <td>福利厚生費</td> <td style="text-align: right;">76,587千円</td> </tr> <tr> <td>顧問料</td> <td style="text-align: right;">46,604千円</td> </tr> <tr> <td>支払手数料</td> <td style="text-align: right;">213,488千円</td> </tr> <tr> <td>交際費・会議費</td> <td style="text-align: right;">41,922千円</td> </tr> <tr> <td>地代家賃</td> <td style="text-align: right;">237,860千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">38,981千円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">68,454千円</td> </tr> </table> <p>3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>工具器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">2,132千円</td> </tr> </table> <p>4</p>	売上高	2,605,785千円	受取配当金	1,895,160千円	役員報酬	112,734千円	給与手当	1,187,041千円	賞与	164,700千円	賞与引当金繰入額	56,750千円	法定福利費	141,396千円	福利厚生費	76,587千円	顧問料	46,604千円	支払手数料	213,488千円	交際費・会議費	41,922千円	地代家賃	237,860千円	減価償却費	38,981千円	貸倒引当金繰入額	68,454千円	工具器具及び備品	2,132千円
売上高	2,974,532千円																																																																		
受取配当金	2,112,000千円																																																																		
受取利息	24,375千円																																																																		
調査費	13,003千円																																																																		
役員報酬	196,159千円																																																																		
給与手当	1,052,866千円																																																																		
賞与	410,995千円																																																																		
賞与引当金繰入額	32,000千円																																																																		
法定福利費	149,009千円																																																																		
顧問料	103,961千円																																																																		
交際費・会議費	37,604千円																																																																		
地代家賃	270,334千円																																																																		
減価償却費	37,073千円																																																																		
工具器具及び備品	459千円																																																																		
旧オフィス原状回復費	41,853千円																																																																		
固定資産除却損	39,797千円																																																																		
引越・移設・運搬費用	8,883千円																																																																		
計	90,533千円																																																																		
売上高	2,605,785千円																																																																		
受取配当金	1,895,160千円																																																																		
役員報酬	112,734千円																																																																		
給与手当	1,187,041千円																																																																		
賞与	164,700千円																																																																		
賞与引当金繰入額	56,750千円																																																																		
法定福利費	141,396千円																																																																		
福利厚生費	76,587千円																																																																		
顧問料	46,604千円																																																																		
支払手数料	213,488千円																																																																		
交際費・会議費	41,922千円																																																																		
地代家賃	237,860千円																																																																		
減価償却費	38,981千円																																																																		
貸倒引当金繰入額	68,454千円																																																																		
工具器具及び備品	2,132千円																																																																		

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

前事業年度 自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日	当事業年度 自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日												
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記 リース取引は重要性が低いため注記を省略していません。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引 (借主側) 未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">229,320 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">649,740 千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-left: 20px;">合計</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: right;">879,060 千円</td> </tr> </table>	1年以内	229,320 千円	1年超	649,740 千円	合計	879,060 千円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記 同左</p> <p>2. オペレーティング・リース取引 (借主側) 未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">229,320 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">420,420 千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-left: 20px;">合計</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: right;">649,740 千円</td> </tr> </table>	1年以内	229,320 千円	1年超	420,420 千円	合計	649,740 千円
1年以内	229,320 千円												
1年超	649,740 千円												
合計	879,060 千円												
1年以内	229,320 千円												
1年超	420,420 千円												
合計	649,740 千円												

(有価証券関係)

前事業年度(自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものは、ありません。

当事業年度(自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものは、ありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 平成19年12月31日	当事業年度 平成20年12月31日
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳</p> <p>(繰延税金資産)</p> <p>(流動資産)</p> <p>未払事業税 8,853千円</p> <p>未払費用 6,270千円</p> <p>賞与引当金 13,024千円</p> <p>匿名組合出資金評価額 2,702千円</p> <p>その他 3,020千円</p> <p>繰延税金資産(流動)合計 33,871千円</p> <p>(固定資産)</p> <p>減価償却費繰入限度超過額 34千円</p> <p>投資有価証券評価額 5,628千円</p> <p>その他有価証券評価差額金 7,701千円</p> <p>繰延税金資産(固定)合計 13,364千円</p>	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳</p> <p>(繰延税金資産)</p> <p>(流動資産)</p> <p>未払費用 13,216千円</p> <p>賞与引当金 23,097千円</p> <p>繰延税金負債(流動)との相殺 420千円</p> <p>繰延税金資産(流動)合計 35,893千円</p> <p>(固定資産)</p> <p>その他有価証券評価差額金 32,757千円</p> <p>貸倒引当金 27,839千円</p> <p>投資有価証券評価額 333,665千円</p> <p>匿名組合出資金評価額 3,234千円</p> <p>その他 2,622千円</p> <p>繰延税金資産(固定)小計 400,118千円</p> <p>評価性引当額 62,511千円</p> <p>繰延税金資産(固定)合計 337,607千円</p> <p>(繰延税金負債)</p> <p>(流動負債)</p> <p>未収還付事業税 420千円</p> <p>繰延税金資産(流動)との相殺 420千円</p> <p>繰延税金負債(流動)合計 -千円</p>
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率 40.7%</p> <p>交際費等永久に損金に算入されない項目 0.4</p> <p>延滞税等 0.1</p> <p>子会社配当金の益金不算入 34.2</p> <p>その他 0.1</p> <p>税効果会計適用後の法人税等の負担率 7.1</p>	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率 40.7%</p> <p>交際費等永久に損金に算入されない項目 1.2</p> <p>受取配当金等永久に益金に算入されない項目 62.1</p> <p>住民税均等割 0.3</p> <p>評価性引当額の増減 2.4</p> <p>その他 0.1</p> <p>税効果会計適用後の法人税等の負担率 17.4</p>

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日	当事業年度 自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日
1株当たり純資産額	52,689円45銭	62,587円94銭
1株当たり当期純利益	19,250円62銭	11,984円47銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	15,667円89銭	9,527円13銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎

	前事業年度 自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日	当事業年度 自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日
純資産の部の合計額	6,401,556千円	7,607,116千円
純資産の部の合計額から控除する金額	2,317千円	2,306千円
(うち新株予約権)	(2,317千円)	(2,306千円)
普通株式に係る期末の純資産額	6,399,239千円	7,604,810千円
期末の普通株式の数	121,452株	121,506株

2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎

	前事業年度 自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日	当事業年度 自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日												
当期純利益	2,337,898千円	1,455,972千円												
普通株主に帰属しない金額	-	-												
普通株式に係る当期純利益	2,337,898千円	1,455,972千円												
普通株式の期中平均株式数	121,445株	121,488株												
潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に用いられた当期純利益調整額の主要な内訳	-	-												
潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式増加数の主要な内訳	<table border="1"> <tr> <td>新株予約権</td> <td>17,417株</td> </tr> <tr> <td>新株予約権付社債</td> <td>10,354株</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>27,771株</td> </tr> </table>	新株予約権	17,417株	新株予約権付社債	10,354株	計	27,771株	<table border="1"> <tr> <td>新株予約権</td> <td>15,848株</td> </tr> <tr> <td>新株予約権付社債</td> <td>15,487株</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>31,335株</td> </tr> </table>	新株予約権	15,848株	新株予約権付社債	15,487株	計	31,335株
新株予約権	17,417株													
新株予約権付社債	10,354株													
計	27,771株													
新株予約権	15,848株													
新株予約権付社債	15,487株													
計	31,335株													
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	<p>平成17年3月30日 定時株主総会特別決議 新株予約権 5,367株</p> <p>平成18年3月30日 定時株主総会特別決議 新株予約権 1,100株</p>	<p>平成17年3月30日 定時株主総会特別決議 新株予約権 3,792株</p> <p>平成18年3月30日 定時株主総会特別決議 新株予約権 1,000株</p>												

(重要な後発事象)

前事業年度(自平成19年1月1日至平成19年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成20年1月1日至平成20年12月31日)

(転換社債型新株予約権付劣後社債の発行)

平成21年2月24日開催の当社取締役会において、香港所在のファンド運用会社パシフィック・アライアンス・グループ(PAG)傘下のパシフィック・アライアンス・アジア・オポチュニティ・ファンド(ケイマン籍の投資ファンド)を割当先とする第三者割当によるユーロ円貨建転換社債型新株予約権付劣後社債の発行を決議いたしました。

本新株予約権付社債に関する事項

イ 本新株予約権付社債の種類及び銘柄

2012年満期シリーズAユーロ円貨建転換社債型新株予約権付劣後社債(以下「シリーズA新株予約権付社債」という。)

2013年満期シリーズBユーロ円貨建転換社債型新株予約権付劣後社債(以下「シリーズB新株予約権付社債」という。)

2014年満期シリーズCユーロ円貨建転換社債型新株予約権付劣後社債(以下「シリーズC新株予約権付社債」という。)

2015年満期シリーズDユーロ円貨建転換社債型新株予約権付劣後社債(以下「シリーズD新株予約権付社債」という。)

ロ 本新株予約権付社債に関する事項

() 発行価額

本社債の額面金額の100%(各本社債の額面金額250,000,000円)

() 発行価額の総額

シリーズA新株予約権付社債、シリーズB新株予約権付社債、シリーズC新株予約権付社債及びシリーズD新株予約権付社債のそれぞれにつき、7億5,000万円(合計30億円)及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額の合計額

() 利率

本社債の額面金額に対して年率3%とする。2009年3月11日(同日を含む。)から満期償還日(下記()(イ)に定義する。)(同日を含まない。)までの期間について、毎年3月11日に一年分の利息を後払いで支払う。

各本社債の利息は、(a)当該本社債に係る本新株予約権が行使された場合には当該新株予約権の行使による株式の取得日の直前の利払日以後、又は(b)本新株予約権付社債が償還された場合には償還期日以後には、これを付さない。但し、(b)の場合において、支払われるべき金額の支払いが不当に留保又は拒絶された場合は、この限りでない。

() 償還期限

(イ) 本社債の満期償還

各シリーズの本新株予約権付社債につき、それぞれ以下の期日(以下「満期償還日」という。)に、本社債の額面金額の100%に経過利息及び償還プレミアムを付して償還する。

シリーズA新株予約権付社債：2012年3月11日

シリーズB新株予約権付社債：2013年3月11日

シリーズC新株予約権付社債：2014年3月11日

シリーズD新株予約権付社債：2015年3月11日

「償還プレミアム」とは、本社債につき償還を受ける場合の額面金額につき、当該額面金額に対して年率6%に相当する金額をいい、上記()記載の利息と同様の方法で、年利ベースで複利計算される。

(ロ) 本社債の繰上償還

(1) 税制変更等による繰上償還

日本国の税制の変更等により、本社債に関する支払につき本新株予約権付社債の要項記載の特約に基づく追加額の支払の義務があること及び当社が利用できる合理的な手段によってもかかる義務を回避し得ないことを当社が本新株予約権付社債権者に了解させた場合、当社は、任意により、いつでも、本新株予約権付社債権者に対して、本新株予約権付社債の要項に定める手続きに従い、償還日から30日以上60日以内の事前の繰上償還の通知(かかる通知は取り消すことができない。)を行った上で、残存する本社債の全部(一部は不可とする。)を償還日として指定された日に本社債額面金額の100%(当該繰上償還期日までの未払経過利息を付する。)で繰上償還することができる。

但し、その日が本社債に関する支払をなすべき日であると仮定した場合に当社がかかる義務により追加額の支払をなすこととなる最初の日の90日前の日より前には上記通知をなすことはできない。また、かかる通知がなされた時点で残存する本社債の額面金額総額が発行時の本社債の額面金額総額の10%以上の場合、本新株予約権付社債権者は、当社に対して当該償還日の20日前までに本新株予約権付社債の要項に定める支払代理人から取得可能な(その時点で最新の)様式により通知することにより、当該本新株予約権付社債権者の保有する本社債については繰上償還されないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該償還日後の当該本社債に関する支払につき下記本新株予約権付社債の要項記載の特約

に基づく金額の支払の義務を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払は公租公課を源泉徴収又は控除した上でなされる。当該金額の支払は、下記（ ）（口）記載の特約に服する。

（2）当社が組織再編行為を行う場合の繰上償還

組織再編行為（以下に定義する。）があった場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、本新株予約権付社債の要項に定める手続きに従い、30日以上前に通知した上で、残存する本社債の全部（一部は不可とする。）を、本社債の額面金額の100%に経過利息、組織再編時プレミアム及び償還プレミアムを付して繰上償還することができる。当該償還金額の支払は、下記（ ）（口）記載の特約に服する。

「組織再編行為」とは、当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は、取締役会）における（a）当社と他の会社の合併（新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。）、（b）資産譲渡（当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が譲渡先に移転又は承継される場合に限る。）（c）会社分割（新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転又は承継される場合に限る。）、（d）株式交換若しくは株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。）の承認決議の採択、当社普通株式を全部取得条項付種類株式へ変更するための定款変更後における、残存する当社普通株式を全て取得することを承認する当社の株主総会における承認決議の採択、当社普通株式の全て又は一部を取得するために当社以外の者により、金融商品取引法に基づき、当社普通株式の所持人に対して行われる公開買付け（公開買付の結果当社普通株式が上場廃止となる可能性がある場合であって、当社取締役会が賛同意見を表明したものに限る。）（以下「公開買付事由」という。）、又はその他の日本法上の会社再編で、その手続により本社債及び/又は本新株予約権に基づく当社の義務が第三者に移転又は承継されることとなる手続についての当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は、取締役会）における承認決議の採択のいずれかを意味するものとする。

「組織再編時プレミアム」とは、償還日において残存する本社債の額面金額につき、当該額面金額に対して本社債の発行日から償還日まで年率13%に相当する金額（上記（ ）記載の利息と同様の方法で、年利ベースで複利計算される。）と、当該額面金額をその時点において有効な転換価額で除し、組織再編につき当社が最初に公告又は公表を行った日の前日を基準日として本新株予約権付社債の要項に基づき決定される当社普通株式の時価を乗じて得られた金額から当該額面金額を控除して得られた金額のいずれか高い方の金額をいう。

（3）公開買付事由による繰上償還

公開買付事由が生じた場合、本新株予約権付社債権者は、その選択により、本新株予約権付社債の要項に定める手続きに従い上記（2）に基づく当社による当該本社債の償還の通知が本（3）に基づく預託日前になされた場合を除き、当社に対して、当該預託日から7日以上後の日（以下「請求償還日」という。）で本新株予約権付社債権者が通知において指定する日に、本社債の額面金額の100%に償還プレミアム、経過利息及び追加額（もしあれば）を付して当該本社債を償還するよう請求する権利を有する。かかる権利を行使するために、当該本新株予約権付社債権者は、当該請求償還日に先立ち当社の通常の営業時間内に、自己の費用負担で、当社から取得可能な（その時点で最新の）様式による償還の通知を作成し、該当する本新株予約権付社債券を添えて、当社の所定の営業所に預託するものとする。当該償還の通知は、当社の書面による同意なしには取り消すことができず、撤回できないものとする。

（4）買入消却

当社及び当社の子会社（本新株予約権付社債の要項に定義される。）は、公開市場を通じるかその他の方法によるかを問わず、本新株予約権付社債を買い入れることができる。買い入れられた本新株予約権付社債は、当社又は当該当社の子会社の選択により、保有、再販売又は消却することができる。

償還された本新株予約権付社債及び当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権が行使された本新株予約権付社債はすべて、直ちに消却されるものとし、かかる本新株予約権付社債を再発行又は再販売することはできない。

（ ）本新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

（イ）種類及び内容

当社普通株式

（ロ）数

本新株予約権の行使により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記（ ）記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

（ ）本新株予約権の総数

シリーズA新株予約権付社債、シリーズB新株予約権付社債、シリーズC新株予約権付社債及びシリーズD新株予約権付社債のそれぞれにつき、3個及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を2億5,000万円を除いた個数の合計数

（ ）本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

（イ）各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その

払込金額と同額とする。

(ロ) 転換価額は、当初、34,240円とする。

(ハ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割(無償割当てを含む。)又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

() 本新株予約権の行使期間

2009年3月12日(同日を含む。)から満期償還日(同日を除く。)における当社の営業終了時までとする。上記にかかわらず、当社の組織再編行為を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編行為の効力発生日後14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。但し、かかる期間は行使期間満了日の7日以上前に終了するものとし、また、かかる指定は各組織再編行為につき1回に限り行うことができるものとする。また、下記()(イ)に基づき本社債の期限が到来した後は、本新株予約権を行使することはできない。

() 本新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

() その他

(イ) 期限の利益喪失に関する特約

劣後事由(以下に定義する。)の発生その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由に基づき期限が繰り上げられ又は期限が到来する場合を除き、本社債につき期限が繰り上げられることはない。

(ロ) 劣後特約

(1) 本社債に基づく支払義務は、本社債と同順位の又はその旨規定された当社の現在及び将来の無担保劣後債務と同順位とする。本社債の償還は、当社につき破産手続開始決定、会社更生手続開始決定若しくは民事再生手続開始決定があり、又は日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続若しくはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合(以下総称して「劣後事由」という。)には、以下の規定に従って行われる。

破産の場合

本社債に関するいずれかの支払期限以前に、当社について破産手続開始決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づくその時点で期限が到来しているが未払の支払請求権又はその後に期限の到来した支払請求権は、以下の条件が成就したときに限り発生する。

(停止条件)

破産手続の最後配当のための配当表に記載された全ての上位債権が、当該破産手続における配当により、その全額の弁済を受けられる(供託を含む。)ことが確実になったこと。

会社更生の場合

本社債に関するいずれかの支払期限以前に、当社について会社更生手続開始決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、本社債に基づくその時点で期限が到来しているが未払の支払請求権又はその後に期限の到来した支払請求権は、以下の条件が成就したときに限り発生する。

(停止条件)

当社について更生計画認可決定が確定した時における更生計画に記載された全ての上位債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

民事再生の場合

本社債に関するいずれかの支払期限以前に、当社について民事再生手続開始決定がなされ、かつ民事再生手続が継続している場合、本社債に基づくその時点で期限が到来しているが未払の支払請求権又はその後に期限の到来した支払請求権は、以下の条件が成就したときに限り発生する。

(停止条件)

当社について再生計画認可決定が確定した時における再生計画に記載された全ての上位債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

日本法以外による倒産手続の場合

本社債に関するいずれかの支払期限以前に、当社について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続又はこれらに準ずる手続が行われ、かつ当該手続が継続している場合、本社債に基づくその時点で期限が到来しているが未払の支払請求権又はその後に期限の到来した支払請求権は、当該手続において上記乃至記載の条件に準ずる条件が成就したときに、当該手続上発生する。但し、当該手続上かかる条件を付すことが認められない場合には、本社債に基づく期限の到来した支払請求権の効力はかかる条件に服することなく本新株予約権付社債の要項の定めに従って発生する。

「上位債権」とは、本社債と同順位の若しくは本社債に劣後する又はその旨規定された債権（本社債を含む。）を除く、当社に対するすべての債権をいう。

（２）超過支払分の返還及び相殺禁止

劣後事由発生後に、本社債に基づく支払がなされたが、支払われた金額が本（ ）記載の劣後特約を適切に適用した場合に支払われるべき金額を超過する場合、当該超過分の支払は無効とし、支払を受領した本新株予約権付社債権者は、当該超過分を当社に返還しなければならない。

また、本新株予約権付社債権者は、劣後事由が発生し当該劣後事由が継続している場合、本（ ）記載の劣後特約の適切な適用により、本社債に基づく支払請求権の弁済期が到来しない限り、当社に対して負う債務と本社債に基づく支払請求権とを相殺してはならない。

（３）変更の禁止

本（ ）記載の各条項については、当社が当社の現在又は将来の上位債権の債権者にとって不利益と考えるいかなる変更も認められない。

ハ 本新株予約権付社債の手取金の使途

本新株予約権付社債発行による調達額は、借入債務の返済等を含む財務内容の改善に充てるほか、共同投資及び新規ファンドの募集等に必要となる費用を含む運転資金に充当する予定であります。また上記資金使途に充当するまでの間、当該額を当社銀行口座にて管理し一時的に他の資金使途に充当することはありません。

ニ 新規発行年月日

平成21年3月11日（本新株予約権の割当日及び本社債の払込期日）

ホ 本社債の担保又は保証

該当なし。

（転換社債型新株予約権付劣後社債の引受コミットメント枠設定に関する契約の締結）

平成21年2月24日開催の当社取締役会において、パシフィック・アライアンス・アジア・オポチュニティ・ファンドとの間で、社債総額15億円を限度とするユーロ円貨建転換社債型新株予約権付劣後社債の引受コミットメント枠設定に関する契約の締結を決議いたしました。

本引受コミットメントに定める新株予約権付社債に関する事項

イ 本新株予約権付社債の種類及び銘柄

2012年満期ユーロ円貨建転換社債型新株予約権付劣後社債(以下「2012新株予約権付社債」という。)

2013年満期ユーロ円貨建転換社債型新株予約権付劣後社債(以下「2013新株予約権付社債」という。)

2014年満期ユーロ円貨建転換社債型新株予約権付劣後社債(以下「2014新株予約権付社債」という。)

2015年満期ユーロ円貨建転換社債型新株予約権付劣後社債(以下「2015新株予約権付社債」という。)

ロ 本新株予約権付社債に関する事項

（ ）発行価額

本社債の額面金額の100%（各本社債の額面金額125,000,000円）

（ ）発行価額の総額

2012新株予約権付社債、2013新株予約権付社債、2014新株予約権付社債及び2015新株予約権付社債のそれぞれにつき、3億7,500万円（合計15億円）及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額の合計額

（ ）利率

本社債の額面金額に対して年率5%とする。本社債の発行日（同日を含む。）から満期償還日（下記（ ）（イ）に定義する。）（同日を含まない。）までの期間について、毎年3月11日に一年分の利息を後払いで支払う。

各本社債の利息は、(a)当該本社債に係る本新株予約権が行使された場合には当該新株予約権の行使による株式の取得日の直前の利払日以後、又は(b)本新株予約権付社債が償還された場合には償還期日以後には、これを付さない。但し、(b)の場合において、支払われるべき金額の支払いが不当に留保又は拒絶された場合は、この限りでない。

（ ）償還期限

（イ）本社債の満期償還

各シリーズの本新株予約権付社債につき、それぞれ以下の期日（以下「満期償還日」という。）に、本社債の額面金額の100%に経過利息及び償還プレミアムを付して償還する。

2012新株予約権付社債：2012年3月11日

2013新株予約権付社債：2013年3月11日

2014新株予約権付社債：2014年3月11日

2015新株予約権付社債：2015年3月11日

「償還プレミアム」とは、本社債につき償還を受ける場合の額面金額につき、当該額面金額に対して年率7%に相当する金額をいい、上記（ ）記載の利息と同様の方法で、年利ベースで複利計算される。

（口）本社債の繰上償還

（1）任意繰上償還

本新株予約権付社債の発行後いつでも、当社は、償還日から30日以上60日以内の事前の繰上償還の通知（かかる通知は取り消すことができない。）を支払代理人に対して書面によりかつ本新株予約権付社債権者に対して本新株予約権付社債の要項に定める手続きに従い行うことにより、残存する本社債の全部（一部は不可とする。）を償還日として指定された日における残存する本社債額面金額の100%に 当該額面金額に対して年率13%に相当する金額（年利ベースで複利計算される。）と、当該額面金額をその時点において有効な転換価額で除し、償還の通知がなされた日の前日を基準日として本新株予約権付社債の要項に基づき決定される当社普通株式の時価を乗じて得られた金額から当該額面金額を控除して得られた金額のいずれか高い方の金額を加え、さらに5%の利率による経過利息及び償還プレミアムを加えた金額で繰上償還することができる。

（2）税制変更等による繰上償還

（3）当社が組織再編行為を行う場合の繰上償還

（4）公開買付事由による繰上償還

（5）買入消却

平成21年3月11日発行の転換社債型新株予約権付劣後社債の条件と同様。

（ ）本新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

平成21年3月11日発行の転換社債型新株予約権付劣後社債の条件と同様。

（ ）本新株予約権の総数

2012新株予約権付社債、2013新株予約権付社債、2014新株予約権付社債及び2015新株予約権付社債のそれぞれにつき、3個及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を1億2,500万円で除した個数の合計数

（ ）本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

平成21年3月11日発行の転換社債型新株予約権付劣後社債の条件と同様。

（ ）本新株予約権の行使期間

本社債の発行日の翌日（同日を含む。）から満期償還日（同日を除く。）における当社の営業終了時までとする。上記にかかわらず、当社の組織再編行為を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編行為の効力発生日後14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。但し、かかる期間は行使期間満了日の7日以上前に終了するものとし、また、かかる指定は各組織再編行為につき1回に限り行うことができるものとする。また、下記（ ）（イ）に基づき本社債の期限が到来した後は、本新株予約権を行使することはできない。

（ ）本新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

平成21年3月11日発行の転換社債型新株予約権付劣後社債の条件と同様。

（ ）その他

（イ）期限の利益喪失に関する特約

（口）劣後特約

平成21年3月11日発行の転換社債型新株予約権付劣後社債の条件と同様。

八 本新株予約権付社債の手取金の使途

平成21年3月11日発行の転換社債型新株予約権付劣後社債の条件と同様。

二 本社債の担保又は保証

平成21年3月11日発行の転換社債型新株予約権付劣後社債の条件と同様。

（共同投資に係る業務提携契約の締結）

平成21年2月24日開催の当社取締役会において、パシフィック・アライアンス・グループ（PAG）との共同投資に係る業務提携契約の締結を決議いたしました。

1. 契約の相手会社の名称 パシフィック・アライアンス・アジア・オポチュニティ・ファンド
2. 締結の時期 平成21年2月24日
3. 契約の内容

P A G の運用ファンドが、総額30億円(追加枠15億円を含む)を限度として、当社グループが運用上必要とする共同投資額の一部を当社グループと共同で出資すること及び当社グループの運用ファンドが、P A G の発掘する中国及びベトナム所在の投資案件にP A G と共同で出資すること。

4. 契約の締結が営業活動等へ及ぼす重要な影響

P A G はこれまで中国・ベトナムを中心にアジア地域におけるパイアウト投資、不良債権投資、不動産投資等幅広い実績を有しており、今回の業務提携において相互の業務基盤を活用し日本及びアジアにおける投資活動の促進を企図しています。

(多額な社債の買入消却)

平成21年2月24日開催の当社取締役会において決議された所定の手続きに従い、当社発行の2012年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の一部につき買入消却を決定いたしました。

1. 消却する社債の種類、銘柄及び消却額

2012年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債 2,350,000千円

2. 消却の方法及び時期

買入消却、平成21年3月23日

3. 消却のための資金調達の方法

手元資金及びシリーズA新株予約権付社債、シリーズB新株予約権付社債、シリーズC新株予約権付社債及びシリーズD新株予約権付社債の発行による資金による。

4. 社債の減少による支払利息の減少見込額

利息を付さない社債であるため、支払利息の減少見込額はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄	株式数	貸借対照表計上額 (千円)
(投資有価証券)		
(その他有価証券)		
オフィスデータサービス株式会社	420株	110
計	420株	110

【その他】

種類及び銘柄	投資口数等	貸借対照表計上額 (千円)
(投資有価証券)		
(その他有価証券)		
(金銭信託受益権)		
セキュアード・キャピタル・ジャパン・レジデンシャル ファンド	-	290,376
(非上場外国証券)		
KaiLong REI, LLC	USドル 844,248	76,556
China Real Estate Investment Company, LLC	USドル 136,994	12,422
China Real Estate Partners I, LLC	USドル 170,799	15,488
(匿名組合出資)		
匿名組合 オーティーエム・キャピタル	-	70,089
匿名組合 ビー・エス・ツー	-	55,208
匿名組合 マサチューセッツ・キャピタル	-	50,382
匿名組合 ディー・アイ・ツー	-	16,503
匿名組合 エス・ティー・シー・キャピタル	-	23,839
匿名組合 ユー・ディー・エス・キャピタル	-	12,947
匿名組合 出雲キャピタル	-	8,903
匿名組合 ティー・エー・エフ・ツー	-	13
匿名組合 八景島	-	459,186
計	-	1,091,919

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残 高(千円)
有形固定資産							
建物	117,560	7,271	859	123,972	31,505	15,169	92,466
工具器具及び備品	98,142	16,727	12,900	101,968	61,294	20,481	40,674
有形固定資産計	215,702	23,998	13,760	225,941	92,800	35,650	133,141
無形固定資産							
ソフトウェア	18,529	862	-	19,392	12,499	3,331	6,892
無形固定資産計	18,529	862	-	19,392	12,499	3,331	6,892

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	32,000	56,750	32,000	-	56,750
貸倒引当金	-	68,454	-	-	68,454

(2) 【主な資産及び負債の内容】

資産の部

a 現金及び預金

区分		金額(千円)
現金		178
預金	普通預金	2,669,440
	計	2,669,440
合計		2,669,618

b 売掛金

イ 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
SCJインベストメント・マネジメント株式会社	1,943,295
SCJ・リアルエステート・メザニン・パートナーズ 投資事業有限責任組合	11,626
エム・アール・エフ・ツー有限公司	5,800
Mountain Recovery Fund 有限公司	3,150
SCJ債権回収株式会社	3,082
その他	4,968
計	1,971,923

ロ 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{(B)}$
1,209,118	2,706,791	1,943,985	1,971,923	49.64	215.06

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますが、上記金額には消費税等が含まれております。

c 関係会社短期貸付金

相手先	金額(千円)
SCJインベストメント・マネジメント株式会社	7,720,000
有限会社天神プレイス・マスターリース	17,101
計	7,737,101

d その他の関係会社有価証券

銘柄	金額(千円)
(子会社有価証券)	
SCJ・リアルエステート・メザニン・パートナーズ 投資事業有限責任組合	677,441
SCJ・メザニン・インベストメント・マネジメント合同会社	360,000
SCJ-M-B投資事業有限責任組合	312,321
SCJREP Asia NK Partnership任意組合	150,762

銘柄	金額（千円）
アシュウッド・ツー有限会社	4,954
アシュウッド・ワン有限会社	1,306
（関連会社有価証券）	
J-STAR一号投資事業有限責任組合	115,474
その他	500
計	1,622,761

e 短期借入金

相手先	金額（千円）
株式会社三井住友銀行	2,300,000
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,000,000
株式会社みずほ銀行	300,000
SCJ債権回収株式会社	300,000
エスシージェイ・ヴィーエム有限会社	35,000
計	3,935,000

f 新株予約権付社債

6,000,000千円

内訳は、1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 連結附属明細表 社債明細表に記載しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
株券の種類(注)	1株券、10株券、100株券
剰余金の配当の基準日	6月30日、12月31日
1単元の株式数	-
株式の名義書換え(注)	
取扱場所	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社 本店
株主名簿管理人	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社
取次所	中央三井信託銀行株式会社 全国各支店 日本証券代行株式会社 本店、全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	印紙税相当額及びこれに係る消費税相当額
単元未満株式の買取り	
取扱場所	-
株主名簿管理人	-
取次所	-
買取手数料	-
公告掲載方法	電子公告の方法により行います。 但し、やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載します。 公告掲載URL(http://www.securedcapital.co.jp/ir/bspl/index.html)
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)の施行に伴い、平成21年1月5日を効力発生日とする株式取扱規程の改正を行い、該当事項はなくなっております。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| (1) 臨時報告書 | 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づく臨時報告書 | 平成20年1月23日
関東財務局長に提出 |
| (2) 有価証券報告書及びその添付書類 | 事業年度 自 平成19年1月1日
(第11期) 至 平成19年12月31日 | 平成20年3月27日
関東財務局長に提出 |
| (3) 半期報告書 | 中間会計期間 自 平成20年1月1日
(第12期中) 至 平成20年6月30日 | 平成20年9月19日
関東財務局長に提出 |
| (4) 臨時報告書 | 金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第2号(新株予約権付社債の発行)の規定に基づく臨時報告書 | 平成21年2月24日
関東財務局長に提出 |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年3月26日

セキュアード・キャピタル・ジャパン株式会社

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 浅枝 芳隆 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 木村 尚子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているセキュアード・キャピタル・ジャパン株式会社の平成19年1月1日から平成19年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セキュアード・キャピタル・ジャパン株式会社及び連結子会社の平成19年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年3月27日

セキュアード・キャピタル・ジャパン株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松重 忠之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原田 昌平 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 永野 隆一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているセキュアード・キャピタル・ジャパン株式会社の平成20年1月1日から平成20年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セキュアード・キャピタル・ジャパン株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 会計処理の変更に記載のとおり、会社は当連結会計年度より信託不動産の表示区分を変更した。
2. 重要な後発事象に記載のとおり、会社は平成21年2月24日に転換社債型新株予約権付劣後社債の発行に関する決議を行った。
3. 重要な後発事象に記載のとおり、会社は平成21年2月24日に2012年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の買入消却に関する決議を行った。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年3月26日

セキュアード・キャピタル・ジャパン株式会社

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 浅枝 芳隆 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 木村 尚子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているセキュアード・キャピタル・ジャパン株式会社の平成19年1月1日から平成19年12月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セキュアード・キャピタル・ジャパン株式会社の平成19年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年3月27日

セキュアード・キャピタル・ジャパン株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松重 忠之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原田 昌平 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 永野 隆一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているセキュアード・キャピタル・ジャパン株式会社の平成20年1月1日から平成20年12月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セキュアード・キャピタル・ジャパン株式会社の平成20年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 重要な後発事象に記載のとおり、会社は平成21年2月24日に転換社債型新株予約権付劣後社債の発行に関する決議を行った。
2. 重要な後発事象に記載のとおり、会社は平成21年2月24日に2012年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の買入消却に関する決議を行った。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。